

平成30年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 3月2日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・町長施政方針	9
・行政報告	13
・議案の上程（第8号～第27号）	13
・議案に対する質疑	18
・意見書案の上程（第1号）	18
・意見書案に対する質疑	20
・請願の報告	21
・請願に対する質疑	25
・陳情の報告	26
・議案等の委員会付託	27

第2号 3月5日（月）

・一般質問	31
井上正宏議員	31
1. 池田泰博副町長辞職について	32
2. 児童、生徒の検定料助成拡大の取り組みについて	39
田川正治議員	46
1. 2018年度予算編成は、安倍政権のもとで広がる格差と貧困を解消する 施策になっているか	46
2. 町長は12月議会終了後に病気で入院中だが、地方自治体としての町政 運営は大丈夫か	50
3. 国民健康保険の4月からの福岡県への広域化に伴う粕屋町の施策や保 険税の負担軽減の対策は	53
4. 待機児童解消のために町立保育所の抜本的な対策と民間保育所の誘致 など、緊急な施策のための財政措置を	59
太田健策議員	65
1. 原町バスカットについて	65
2. 監査委員「議員枠」廃止について	69

3. 粕屋町公共施設等総合管理計画について	72
福永善之議員	76
1. 二人目の副町長の辞職に関して	77
2. 町長不在時の町長の職務代理に関して	85

第3号 3月6日(火)

・一般質問	91
久我純治議員	91
1. 中央保育所を民営化せず立体的に建て替え複合型保育所には	91
2. 幼稚園の3才児受け入れや認定こども園への移行を早く出来ないのか	96
川口 晃議員	100
1. 柚須文化センターおよび上大隈公民会館へのエレベーター設置の問題 と柚須駅内の女子用トイレの設置について	100
2. 役場職員の増員問題	108
3. 支援を要する児童に対しての援助に関して	116
案浦兼敏議員	120
1. 平成30年度当初予算について	120
2. 平成30年度の職員体制について	129
3. 副町長2人制について	131
鞭馬直澄議員	136
1. 池田副町長辞職について	136
2. 仲原、中央保育所の修繕について	138

第4号 3月7日(水)

・一般質問	155
中野敏郎議員	155
1. 国鉄志免炭鉱ぼた山開発について	156
2. 副町長2人制について	160
3. 施政方針について	168
本田芳枝議員	173
1. 子ども子育て支援計画の見直しを	173
2. 事業計画策定における議会・住民との関係について	182
3. バス運行について	186
4. 民間業者との契約の在り方について	188

第5号 3月26日(月)

・議案等の上程(決議案第1号)	198
・議案等に対する質疑	198
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	198
議案第8号 粕屋町都市公園条例の一部を改正する条例について	199
議案第9号 粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について	199
議案第10号 粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	200
議案第11号 粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	200
議案第12号 粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	200
議案第13号 粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	200
議案第14号 粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について	200
議案第15号 平成29年度粕屋町一般会計補正予算について	209
議案第16号 平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	211
議案第17号 平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	211
議案第18号 平成29年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について	211
議案第19号 平成29年度粕屋町水道事業会計補正予算について	214
議案第20号 平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について	214
議案第21号 平成30年度粕屋町一般会計予算について	216
議案第22号 平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について	227
議案第23号 平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について	227
議案第24号 平成30年度粕屋町介護保険特別会計予算について	227
議案第25号 平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	227
議案第26号 平成30年度粕屋町水道事業会計予算について	232
議案第27号 平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について	262
決議案第1号 粕屋町西部地区に民間の保育所を誘致することを要望する決議について	234
意見書案第1号 日本国憲法第9条の改憲構想に関する意見書(案)	239
請願第1号 「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願	242

陳情第1号 おたふくかぜワクチンの接種費用に対する公費助成を求める 陳情	244
・「町立保育所の建替・民営化に関する特別委員会」委員長からの報告	245
・「町立保育所の建替・民営化に関する特別委員会」の採決	247
・発議第1号 町立保育所の建て替えに関する特別委員会の設置をすること について	248
・特別委員会委員の選任について（町立保育所の建て替えに関する特別委員 会）	254
・町立保育所の建て替えに関する特別委員会の委員長及び副委員長の選任に ついて	254
・委員会の閉会中の所管事務調査	254
・閉 会	255

平成30年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成30年3月2日（金）

平成30年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月2日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案の上程
- 第6. 議案に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 意見書案に対する質疑
- 第9. 請願の報告
- 第10. 請願に対する質疑
- 第11. 陳情の報告
- 第12. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 (21名)

町 長	因 辰 美	副 町 長	吉 武 信 一
総 務 部 長	安河内 強 士	教 育 長	西 村 久 朝
都市政策部長	因 光 臣	住民福祉部長	安 川 喜代昭
総 務 課 長	山 本 浩	学校教育課長	山 野 勝 寛
協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦	経営政策課長	今 泉 真 次
収 納 課 長	臼 井 賢太郎	税 務 課 長	中 原 一 雄
給食センター所長	神 近 秀 敏	社会教育課長	新 宅 信 久
介護福祉課長	八 尋 哲 男	健康づくり課長	中小原 浩 臣
子ども未来課長	堺 哲 弘	総合窓口課長	藤 川 真 美
都市計画課長	田 代 久 嗣	道路環境整備課長	安 松 茂 久
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めましておはようございます。寒い日も少しずつではありますが緩んできているように感じております。また、4年に一度の冬の祭典である平昌オリンピックも終え、少し寂しいような気分でしたが、今月の9日からパラリンピックが引き続き開催されて、日本人選手のメダルの獲得に一喜一憂するのではと思っております。「東風吹かば匂い起こせよ梅の花」とあります。梅の花の香りでいよいよ春が来たという感じであります。議員の皆さまにおかれましては元気にご参集いただき、大変嬉しく思います。

さて、本日は梅の花の便りと同時に、嬉しいことに久しぶりに因辰美町長が町長席に着いております。病氣療養のリハビリ中ですが、無理を通しておいでになっております。自分の口で皆さんにしっかり伝えたいとのことでもあります。議員各位におきましては、町長の容体に鑑み、今後ともご理解を賜りますことをお願いする次第であります。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成30年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において14番本田芳枝議員及び1番末若憲治議員を指名いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月26日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月26日までの25日間と決定いたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。自席からの発言で構いません。

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。自席からではございますが、失礼いたします。

本日、平成30年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中、全員の出席を賜りありがとうございます。

昨年暮れより病気療養のため入院し、皆さま方には大変ご迷惑をおかけいたしました。お詫びを申し上げます。初めは、私はインフルエンザと思っておりましたが、脳梗塞等の診断をされました。そういった中で病院にてリハビリを続けておりましたが、徐々に回復はいたしておりますが、まだ十分に回復はしておりません。3月に自宅療養に変更し、療養を続けることにいたしました。いつどこで何が起こるか分かりません。十分体に留意されますことをよろしくお願いいたします。

町執行部につきましては、これまで吉武副町長に指示しながら執行してまいりましたが、長期にわたり今の状況が続けることは行政の停滞を招きかねないと判断し、現病状がよくなるまで当分の間、吉武副省長に町長の職務代理者を務めてもらうことを決意いたしました。議員の皆さまには何卒ご理解賜りますこととともに、職務代理者となります吉武副町長にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

甚だ勝手ではございますが、病気の関係で長時間にわたっての議会に出席し続けることは難しい状況でございますので、施政方針及び議案の上程につきましては吉武副町長に任せておりますので、これにて退席をさせていただきたいと思っております。今定例会に対しましての議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

町長におかれましては、病気療養中のため、これにて退出をいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第3、「町長施政方針」の説明を求めます。

なお、町長が退席されたため、代読での報告となります。

吉武副町長。

（副町長 吉武信一君 登壇）

◎副町長（吉武信一君）

それでは、平成30年度施政方針を代読させていただきます。

1. はじめに。

本日ここに、平成30年第1回定例会において平成30年度の予算案及び諸議案を提

出するに当たり、町政運営に対する所信を申し上げます。

昨年を振り返りますと、7月に発生いたしました九州北部豪雨に心を痛めた年でありました。被災された皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を願ってやみません。

一方で、プロ野球ドラフト会議において、粕屋町出身の寺岡寛治選手が東北楽天ゴールデンイーグルスに指名され、プロ野球選手となる町民第1号が誕生するうれしいニュースもありました。寺岡選手のこれからの活躍に大いに期待するとともに、町民の皆さまには、わが町出身のプロ野球選手の応援を、ぜひともよろしくお願ひします。

平成30年は、明治元年から起算して満150年の節目の年に当たります。政府は、内閣官房に「明治150年」関連施策推進室を設置し、「明治の精神に学び、更に飛躍する国へ」という考えのもと、様々な記念事業が実施されます。また、今年のNHK大河ドラマも、明治維新の立役者である西郷隆盛を主人公にした「西郷（せご）どん」が放映されています。

粕屋町においても、変化を恐れず、困難な問題に立ち向かった明治の先人たちに倣って新たな道を切り拓いていく時です。

平成30年1月22日、第196回国会において、安倍内閣総理大臣は施政方針演説の最後に、「未来は、与えられるものではありません。私たち一人一人の努力で創り上げていくものであります。私たちの子や孫たちのために、今こそ新たな国創りを、共に進めていこうではありませんか。」と述べられました。

私も、粕屋町長という重責を担わせていただき、3回目の年度を迎えるにあたり、同じ気持ちでいます。「町民も、議員も、行政職員も、愛情を持って、みんなが次の世代の明るい粕屋町を創ろうや」という意識で、今こそ新たなまちづくりを、共に、進めていく所存であります。

私のマニフェストの一つでもある、住民満足度を上げる体制をつくるため、職員の意識改革を進め、平成29年度からは、枠配分方式による予算編成を導入し、昨年11月には、平成30年度の予算編成に向けて、全18課長による「予算要望公開プレゼンテーション」を開催しました。限りある財源の中で、予算がどのように決まっていくのか、その過程を町民の皆さまに公開することで、行政の透明性を高めることができたと考えております。

提案された中から採択した事業については、職員がこれまで以上に高い意識で取り組むことを期待しております。

2. 平成30年度予算の概要。

それでは、平成30年度の予算について概要を説明します。

粕屋町におきましては、先ほど述べましたように、枠配分方式による予算編成を行っています。また、行政評価を実施し、その検証結果を次年度の実施計画や予算へ反映させることにより、限られた財源を適正かつ効果的に配分した予算としています。

予算規模といたしましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減額などにより衛生費は減少いたしました。社会保障にかかわる民生費の増額に伴い、一般会計の総額は約137億円、前年度と比較してプラス1.4%、特別会計と企業会計を合わせた総額は約243億円、前年度比マイナス0.1%の予算について提案するものです。

3. 町政運営の方針（平成30年度の重点施策）。

それでは、第5次粕屋町総合計画に掲げる4つのまちづくり基本目標に沿って、重点施策の概要を申し上げます。

基本目標1. つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち。

1つ目は、「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまちづくり」に向けての取組みです。

協働のまちづくりを推進していくための懸け橋として、昨年6月にまちづくり活動支援室を開設いたしました。支援室ではボランティアの登録や紹介を行うほか、まちづくり活動全般にわたる相談の受付や情報提供などを行っております。今後は、交流会の開催などにより、様々な団体や人々をつなぐネットワークの構築に取り組めます。

防災・減災対策においては、地域防災の備えとして、全行政区での自主防災組織設立を促すとともに、防災拠点となる防災倉庫を、昨年の中川小学校に引き続き、仲原小学校にも新設いたします。

児童・生徒のよりよい教育環境の向上、安全・安心で使いやすい学校施設とするために、学校施設の不具合箇所の改修、老朽化対策として、大川小学校歩道橋改修工事、移設が必要な粕屋西小学校プールの機能強化を行います。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、教育相談体制の充実を図るとともに、経済的理由により就学困難な小・中学校の入学予定者に対しては、入学準備金の増額と入学前支給を行い、就学援助の更なる充実を図ります。

「豊かな心と仲間づくり」をテーマに、青少年の健全育成と粕屋町の将来を担う人材を育むため、ときめき体験事業を実施いたします。

粕屋町総合体育館（かすやドーム）、粕屋町立生涯学習センター（サンレイクかすや）においては、今後も施設を安全・快適にご利用いただくため、老朽化対策や設備の更新を行います。

基本目標 2. 都市と自然が調和し快適に暮らせる活力あるまち。

2つ目は、「都市と自然が調和し快適に暮らせる活力あるまちづくり」に向けての取組みです。

「町と緑がとけ合うコンパクトシティかすや」をキャッチフレーズとし、20年後の将来都市像を見据えて策定いたしました「粕屋町都市計画マスタープラン」の中間見直しを平成30年度より行い、町民や民間事業などと協働しながら、計画的な秩序あるまちづくりを推進いたします。

多くの町民の皆さまからのご要望により、平成26年12月に落橋いたしました、駕与丁公園の水鳥橋を復旧するための詳細設計を行います。橋が復旧することにより、グラウンド方面からバラ園に向かうルートが確保され、公園内の回遊性、利便性が高まります。

平成33年3月竣工に向けて、福岡県とともに都市計画道路である粕屋・久山線の街路建設事業を進め、交通渋滞の解消や安全で快適な道路ネットワークの構築による福岡都市圏の総合的発展を目指します。

また、蒲田・長者原線や土井の内・砂子田線など、生活道路や歩道等の身近な道路環境を改善し、安全性の確保や利便性の向上を図ります。

基本目標 3. 誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち。

3つ目は、「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまちづくり」に向けての取組みです。

子育て世代の包括支援につきましては、相談員を増員することで、幼児期の保護者の心理面に配慮した早期対応や所属園との連携を強化するなど支援体制を充実させます。

私立保育園等が支援を要する児童を受け入れる場合の経営的な負担を軽減し、受け入れが積極的に行われるよう、障がい児等保育事業補助を増額いたします。

誰もがいきいきと生活できるよう、平成30年度からの計画に沿って、高齢者などの生活支援と介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図ります。

「健やかで心豊かな町民であふれるまち」を目指して、町民の皆さまが主体的に健康づくりに取組めるように活動しております。健康かすや21（健康増進事業計画）の第2期後期計画を策定いたします。

国民健康保険においては、特定健診、特定保健指導の受診率・実施率を向上させることで、生活習慣病の予防や重症化防止に取組み、医療費の適正化に努めます。

基本目標 4. 健全で持続可能な行政経営を目指すまち。

4つ目は、「健全で持続可能な行政経営を目指すまちづくり」に向けての取組みです。

マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニのマルチコピー機で各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを導入いたします。

本格的な地方分権の時代を迎え、自己決定、自己責任による行政経営、住民に対する説明責任や行政の透明性の向上が強く求められております。これまでに実施した枠配分方式による予算編成やプレゼンテーションによる予算編成過程の公開など、今後も将来にわたり持続可能な財政基盤の強化を図るとともに、町民の皆さまに開かれた行政経営に取り組んでまいります。

以上、平成30年度の町政運営の方針を申し述べました。

4. 終わりに。

現状の困難を克服し、地域の模範となるような魅力や活気のある明るいまち創りに向けて、町民の皆さまとともに進めてまいります。

今後も町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。平成30年度の施政方針とさせていただきます。

平成30年3月、粕屋町長因辰美。代読でございます。

(副町長 吉武信一君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

日程第4、「行政報告」及び日程第5、「議案の上程」を行います。

お手元に配付しておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は20件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

吉武副町長。

(副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

では、行政報告を申し上げます。

今定例会での報告といたしましては、一部事務組合の平成28年度決算が1件、一部事務組合等の平成30年度予算が8件でございます。別途紙面に一覧表を載せておりますので、後ほどご一読をお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

次に、議案等の上程を行います。

平成30年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、条例の改正が7件、平成29年度補正予算が6件、平成30年度当初予算が7件、以上20件でございます。

それでは、議案第8号から順にご説明申し上げます。

議案第8号は、粕屋町都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

都市緑地法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の交付により、都市公園法施行令の一部が改正され、運動施設に関する基準を条例に規定する必要があるため、本条例を一部改正するものでございます。

議案第9号は、粕屋町下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

終末処理場の処理過程において、特定事業場から下水道に排除される下水の水質基準について新たな項目を追加する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号は、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるとともに、新制度への移行に伴い、国民健康保険被保険者に係る所得割率並びに均等割額及び平等割額の改正を行うものでございます。

議案第11号は、粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正及び福岡県国民健康保険運営方針の策定に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を一部改正するものでございます。

議案第12号は、粕屋町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

粕屋町国民健康保険条例の一部改正に伴い、粕屋町国民健康保険運営協議会の名称を変更するため、本条例を一部改定するものでございます。

議案第13号は、粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号は、粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容は、平成30年度から平成32年度までの介護保険料の変更でございます。

議案第15号は、平成29年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,347万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億5,690万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、町税を1億7,460万円、自動車取得税交付金を1,300万円増額し、地方消費税交付金を3,000万円、分担金及び負担金を5,692万円、国庫支出金を2,329万5,000円、県支出金を2,090万6,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、財政調整基金積立金を1億1,067万9,000円、公共施設整備基金積立金を1億3,292万2,000円、流域関連公共下水道事業補助金を1億1,505万2,000円、障害者自立支援給付事業費を3,377万7,000円増額し、街路建設事業に伴う町事業費を6,900万円、広域環境衛生事務費を3,897万2,000円、国民健康保険事務費を2,752万2,000円それぞれ減額するものでございます。

議案第16号は、平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,514万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億9,261万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を1,703万3,000円、県支出金を7,703万3,000円、繰入金を2,752万2,000円減額し、療養給付費等交付金を1,488万2,000円、収支均衡を図るため歳入欠陥補填収入を2,895万6,000円追加するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、共同事業拠出金を6,813万5,000円、保健事業費を406万円減額するものでございます。

議案第17号は、平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億9,959万5,000円とするものでございます。

歳入は繰入金を、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ30万9,000円増額するものでございます。

議案第18号は、平成29年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,914万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,022万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険料を1,360万3,000円、国庫支出金を1,358万3,000円、支払基金交付金を1,656万7,000円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を6,017万円増額し、地域支援事業費を100万円減額するものでございます。

議案第19号は、平成29年度粕屋町水道事業会計補正予算についてでございます。

主な補正の内容は、固定資産の売却に伴う各収入を資本的収入から収益的収入へ組み替えるもの、また原因者負担となる工事が先送りになったことにより、収益的収支につきまして収入を10億9,714万1,000円、支出を9億2,451万6,000円、資本的収支につきまして収入を9,570万9,000円、支出を4億360万6,000円とするものでございます。

議案第20号は、平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてでございます。

主な補正の内容は、収益的収支につきまして、一般会計繰入金を増額により収入を1億1,505万2,000円増額し14億3,011万8,000円に、資本的収支につきましては原因者負担となる工事が先送りになりましたので、収入支出それぞれ1,300万円減額し、収入8億2,731万円、支出10億4,995万9,000円とするものでございます。

議案第21号は、平成30年度粕屋町一般会計予算についてでございます。

平成30年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ136億7,500万円とするものでございます。これは、対前年度比1.4%、1億9,100万円の増になり、その主なものを事業別に前年度と比較しますと、小学校施設整備事業費を2億5,650万1,000円、私立町外保育施設等運営事業費を1億999万9,000円、障害者自立支援給付事業費を1億192万1,000円、ふるさとづくり基金積立金を9,639万8,000円、ふるさと納税事業費を5,140万9,000円、地域生活空間整備促進事業費を5,620万円、総合体育館管理運営事業費を5,005万3,000円前年度より増額する一方、中学校施設整備事業費を4億284万3,000円、広域環境衛生事務費を1億4,793万2,000円、道路改良新設事業費を6,967万4,000円、町営住宅管理運営事業費を5,261万7,000円前年度より減額し、計上しております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から2億8,300万円、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映するため、ふるさとづくり基金から1億1,000万円を繰り入れております。

議案第22号は、平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

平成30年度の本特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,305万4,000円とするものでございます。これは、前年度当初予算比で10.2%の減となっており、主な要因は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる新制度へ移行することや、国民健康保険の被保険者数の減少が見込まれるためでございます。

歳入の主なものとしまして、国民健康保険税を7億9,633万2,000円、県支出金を

28億6,442万9,000円、繰入金を2億7,653万7,000円計上し、歳出の主なものとしまして保険給付費を27億7,932万3,000円、平成30年度より新たに設けられました国民健康保険事業費納付金を11億1,409万5,000円、保険事業費を3,347万4,000円、前年度繰上流用金を8,000万円計上するものでございます。

議案第23号は、平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

平成30年度の本特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,605万1,000円とするものでございます。これは、前年度当初予算比3.5%の増となっており、主な要因は後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料を3億8,400万円、繰入金を1億1,104万6,000円計上し、一方歳出の主なものとしまして後期高齢者医療広域連合納付金を4億7,547万6,000円計上するものでございます。

議案第24号は、平成30年度粕屋町介護保険特別会計予算についてでございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,782万6,000円とするものでございます。これは対前年度比7.08%増となっており、その主な理由は保険給付費の増大に伴うものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、保険料5億1,008万9,000円、国庫支出金4億8,138万6,000円、支払基金交付金5億9,456万円、県支出金3億2,437万7,000円、繰入金4億733万円を計上しております。一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費8,124万3,000円、保険給付費21億622万9,000円、地域支援事業費1億2,829万6,000円でございます。

次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,998万1,000円とするもので、対前年度比36.6%の増となっております。

歳入の主なものとしたしまして、サービス収入1,574万2,000円、繰入金423万8,000円を計上しております。一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費1,731万円、サービス事業費267万円でございます。

議案第25号は、平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

平成30年度の本会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101万円とするものでございます。歳入の主なものとしたしましては諸収入100万円で、一方歳出の主なものとしたしましては諸支出金38万円でございます。

議案第26号は、平成30年度粕屋町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきまして、収入が10億3,827万5,000円、支出が9億1,253万

5,000円で、資本的収支につきまして、収入が410万円、支出が4億1,530万7,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填するものであります。

議案第27号は、平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が13億2,660万5,000円、支出が13億3,277万円で、資本的収支につきまして、収入が8億6,329万2,000円、支出が11億1,809万3,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び減債積立金等で補填するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(副町長 吉武信一君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

日程第6、「議案に対する質疑」に入ります。

質疑は一括番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第7、「意見書案の上程」を行います。

お手元に配付しておりますように、今期定例会に提出された意見書案は1件であります。

事務局長が意見書案を読み上げます。

古賀局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

議事日程表の4ページ以降、1件でございます。

意見書案第1号、日本国憲法第9条の改憲構想に関する意見書案。

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。平成30年2月21日。提出者、粕屋町議会議員田川正治議員、川口晃議員。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今から提出者に趣旨説明を求めますが、説明に当たっては議事進行の都合上、簡潔明瞭にお願いいたします。

意見書案第1号、日本国憲法第9条の改憲構想に関する意見書案を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者を代表いたしまして、10番田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

日本国憲法第9条の改憲構想に関する意見書案の趣旨説明を行います。

皆さん御存じのように、安倍首相は憲法9条に、既に存在している自衛隊を書き込んでも9条の解釈は1ミリも変わらない。このように述べております。しかし、法律は後法優先の原則があります。後から決めた法律が優先するというのは古代ローマ法以来の格言であり、新法は旧法を改廃するということは憲法学者の誰もが認めるところであります。9条は、日本国憲法の魂と言えるものです。魂が抜き取られれば、憲法全体が変わってしまいます。

憲法に明記されている自衛隊は、もはや専守防衛の自衛隊ではありません。2015年9月に強行成立された安保法制によって、海外での武力行使ができるようになった自衛隊です。その自衛隊を憲法9条3項に書き込めば、後から加えられた自衛隊の条文によって9条1項、2項の全条文が書き換えられたのと同じこととなります。自衛隊は、戦力として他国の紛争に参加することになるのです。また、軍事上の輸送や修理、様々な場面で強制的に国民が参加させられるようにもなります。

国連憲章の前文では、言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救う、このように宣言しております。日本国憲法の前文にも、日本国民は政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないように決意したと述べております。国連憲章や日本国憲法の基本精神は何なのか。それは戦後、国際社会も日本も全世界も7,000万人を超える犠牲を出した二度にわたる世界大戦の反省から出発したものであります。今や世界130か国の国々の憲法には平和条項が規定されておりますが、陸海空軍その他の戦力を保持しない、交戦権は認めないとする日本国憲法9条ほど世界の中での戦争の違法化の流れを最も先駆的に徹底させているものはありません。それは、日本が侵略戦争によってアジア太平洋地域で2,000万人、日本国民310万人もの命を奪ったことを深く反省したからであり、世界平和に貢献する決意を示すものです。世界188か国の憲法の比較調査を行ったアメリカの憲法学者は、このように述べております。日本国憲法は現存する憲法の中では最も長く最高齢だが、だからといって古びているわけではない。逆に、世界で今でも主流になっており、先進的なものだと評価しております。憲法9条を持つ平和憲法のもとで、戦後70年以上、日本が戦争によって一人の命も奪わず平和を守り続けてきたことは、誇りであります。

NHKの調査では、憲法9条が平和に役立っていると82%の国民が回答しております。日本世論調査の調査によれば、9条の改憲は必要ない、53%、共同通信の調査では、憲法に自衛隊を明記する首相の提案に反対、52.7%となっております。とりわけ憲法9条に自衛隊を書き込むことには支持はされておらず、国民の多くが9条改憲を望んでいないという結果が出ております。自民党支持層の中でも、改憲案の発議を急ぐ必要はないが51%になっております。福田康夫元首相も、先月28日に、自民党内の憲法9条改憲論議に対して、改正しなければならないというのが先に来てしまっている。改憲は急ぐ必要はない。当面は不要だ。このように述べております。

また、小泉進次郎衆議院議員、文芸春秋2月号の対談でこのように述べております。作家の塩野氏が、「新法が成立すると、抵触する以前の法律は自然に消えていく。」このように述べますと、小泉議員は、「新法をつくって旧法をフェイドアウト、消し去っていく、このようなことになるわけですね。」このように答えております。憲法学者の小林節さん、「安倍首相が囲もうとしているのは災害救助で評価されている自衛隊ではない。憲法違反として歴代政権が認めてこなかった集団的自衛権を行使して、海外で無制限の武力行使をする事実上の軍隊です。」このように話しております。

日本国憲法には、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3原則として制定されています。中でも憲法9条は、日本は二度と戦争をしないことを誓った平和憲法として国際的にも信頼を得ております。地球上のあらゆる国々が尊敬している光輝く憲法です。

以上、政府及び国会に対して自衛隊の存在を憲法9条3項に追加して明文化する改憲構想に反対し、改憲原案づくりを断念することを強く要請し、意見書の趣旨説明といたします。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

説明が終わりましたので、日程第8、「意見書案に対する質疑」に入ります。
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

なお、この意見書案第1号につきましては、最終日において討論、採決となります。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、日程第9、請願の報告を行います。

今期定例会で受理した請願は1件であります。

◎12番（小池弘基君）

（許可を得ない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

質疑ですか。

◎12番（小池弘基君）

（許可を得ない発言あり）

いえいえ、8でしょ今度。

◎議長（山脇秀隆君）

失礼しました。町長が今日出てこられたので、順繰りになっていますので、分かりました。失礼しました。日程8ですね。9、10、9。意見書案が9。日程第9で請願の報告でよろしいですか。間違った言い方したわけじゃない。

次に、日程第9、「請願の報告」を行います。

今期定例会で受理した請願は1件であります。事務局長が報告いたします。

古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

議事日程表の8ページ以降、1件でございます。

請願文書表、受理番号1番、受理年月日、平成30年2月13日。

件名、「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町原町5丁目16番24号、池間龍三様。

紹介議員氏名、中野敏郎議員、本田芳枝議員、田川正治議員、川口晃議員。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

お諮りします。

今回提出されました請願第1号は、粕屋町議会会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。したがって、請願受理番号1番につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

請願の取り扱いにつきましては、町村議会の運営に関する基準第121号の規定に

よりまして、「委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは紹介議員に説明させる。」とあります。先日開かれました議会運営委員会におきまして、請願受理番号1番につきましては、紹介議員に本会議場で趣旨説明及び質疑があった際の答弁をさせると決まりましたので、紹介議員を代表して中野敏郎議員に趣旨説明を求めます。なお、説明に当たっては議事進行の都合上、簡潔明瞭をお願いいたします。

6番中野敏郎議員。

(6番 中野敏郎君 登壇)

◎6番(中野敏郎君)

「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願ということで、4人の紹介議員を代表しまして中野が趣旨説明をさせていただきます。

私もこの間、この話は随分前からやっておりました。学校職員の方々と。その間、いろいろなことを思い浮かべておりましたが、今朝ちょっと朝のテレビでありました番組で、私相当な影響を受けました。趣旨説明をやっていくんですが、その内容というのは基本的に変わりません。ただ、大きく言いたいところがございますので、そのことを付加しながら、まあこの全文は読んでいきませんので、皆さんもう当然読まれてることかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

朝、NHKで、朝のクローズアップという番組がございました。そのテーマというのは学校の先生が足りない、もう争奪戦をやっているというふうなことが話題になっておりました。実は、その全国放送の中でのニュースの基本になっていたのは福岡県だったんです。福岡県が昨年度初めて東京都で教員採用試験をやられたということです。で、51名の方が応募されて、それで9割の方が採用されたと。まあ福岡県が実績のあるとか、教員経験のある先生方を東京都から採ったというふうな形ですね。そこまでして教員の採用というのを進めていきたいというんでしょいか。

私が教員をやっておりましたころは、確か30代ぐらいでもう採用の年齢というのは決まっておりました。それがいつの間にか40代になって、そして今日の放送によりますと59歳です。59歳まで採用試験を受けれるということなんですね。残り1年というふうな任期ではございますが、それぐらいに逼迫した教員採用の状況があるということをお話して、この35人学級の話をしていただきたいと思います。

実は、昨日も私もずっとこの件で考えていて、随分時間的に余裕があったんです。なぜかといひましたら、私の妻は学校教員やっております、もう何回も話して

おりますが、なかなか帰ってこないんですよ。9時40分、最終的に帰ってまいりました。まあ生徒指導というふうなことだったんですが、その時間まで私はずっとこのことを考えておりましたが、ああ、そういえば私は昨年この原案賛成の討論で何を述べたかと。毎日毎日我が妻が帰りが遅いということを語りました。今年もずっとそういう形でございます。朝大体8時にはもう学校に行っております。で、大体8時ぐらいに学校から電話がかかってきて、今から帰ると。要するに人生のどうか、1日の12時間というのは学校の中で過ごしているというふうな状況でございます。まあ残念なことにかいいことか分かりませんが、定年あと2年残しておりますが、今年で辞めることを決意いたしました。

私の周りってというか、60歳、まあ私が61ですが、その前後の人たちってというのは結構早期退職というふうな方が、先生方が多かったです。以前は親の介護、そういうことによってどうしても辞職めなければならないというふうなこともございましたけど、最近、私の妻の発言をどう受け止めていいか分かりませんが、なかなかもう体力消耗しているというふうな世界が多いんじゃないかなと。それは私たちが日常接しているいろんな新聞記事、報道でも分かるかと思います。国の中央審議会なんかも、学校の先生たちの業務を低減するためにいろんな施策をやっております。それから、福岡県も教育委員会がこの3月を目途にというふうなことで、例えば部活動の指導の在り方、そういうものを変えていこうとか業務を減らしていこうとか、そういうふうなことの検討なんかもやられております。そういう形で業務、いろんな形で先生たちは多忙な日を加えてあり、私の妻でもよく言うんですが、結構学校の状態ってというのがブラック企業化されている。まあ、それもそうでしょう、学校の先生方というのはもう一つ言えば幾ら働いても給料が上がるというふうなことでもないですね。超勤というふうな形が特殊な形になっておりまして、最近安倍首相のほう働き方改革というふうな形でいろんな提案をしておりますが、彼の言うところでの教員のというんです、教員じゃないんですが一般労働者のというんですか、有能な人たちというのはそういう労働時間を関係なくというふうな形の提案をして、結局これは取り下げというふうな形になりましたけど、学校の先生というのは反対する人たちのプラカードに書いてありました。正にそれがそのまんまだと私は思ってるんですね。何て書いてあったか。定額、働かせ放題って。ああ、そうなんだな、定額で学校の先生たちって決まって、正にこれは学校の先生たちの労働の実態というのを表わしている。そういったことが反映されてどういうことが起こっているか。ついこの間の新聞にも、これは2月25日の新聞なんですが、教員養成系の学部、その人たちの受験生が随分減ってきているというふうなことも書いてあります。

◎議長（山脇秀隆君）

中野議員、請願趣旨に沿って言っていただけないでしょうか。

◎6番（中野敏郎君）

大いに関係しておりましたので、前段が長くなりましたが、そろそろ来る頃かとは思っておりましたが、そういうふうな形で。

35人学級のことに関してなんですが、私も実は教員をやっております、その頃、私がいたほとんど7年間のうちの6年間というのは、同和教育の推進というふうな形での30人学級という形で、30数人、2人とか、そういうふうなクラス生徒でございました。それを6年間経験いたしました。そして、粕屋中学校のほうにかわりましたらそういうことはありませんので、やっぱりそれで5人とか7人とか増えるわけですね、40人以内というふうな形で。今はやっぱり必要なことってというのは何かといたら、学校の先生たちの労働時間を少しでもやっぱり短縮する方向でこれというものもあるし、生徒自身にとっても先生からよく見てもらえるというふうな状態になれるというふうなことを思います。学校の先生、単純労働で、単純労働というのは余りないんですけど、例えばの話、採点であるとか指導要録であるとか通知表であるとか、それが40分の35になる。それだけでも減らすというのも一つ意義があることかと思っております。

こういう立場になりまして、議員になりまして入学式、卒業式参加をさせていただきますが、いつも入学式のときに思います。1年生の新しい制服を着た子どもたちが……。

◎議長（山脇秀隆君）

中野議員、長くなっておりますので簡単明瞭にお願いいたします。

◎6番（中野敏郎君）

はい、分かりました。

その子どもたちが今びっくりする。何を私は一番びっくりしたかと言ったら、先生たち担任は横のほうに座ってあって、補助の先生方が何人もその席に、生徒たちの席の中に入っておられるんですね。あの子どもたち35人、今1年生、2年生というのは35人というふうな規定に入っているんですけど、それでも大変っていうふうな状態であります。町ではいろんな形で加配というふうな形でもいろいろしてやってもらっておりますが、やっぱり全国的な形でのというか、やっぱり約35人学級。

そして、もう一点ですね。この、申し訳ありません、国の助成というふうな形で国庫負担金というものもきちんと出してもらいたいというふうな形を私は思っております。それは、元先生でありました池間先生、あるいは現役の先生たちの大きな思いであります。

そういった趣旨がこの中に入っているということで、私の趣旨説明を終わらせていただきます。

(6番 中野敏郎君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

これより日程第10、「請願に対する質疑」に入ります。

質疑におきましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

紹介議員に対する質疑はありませんか。

12番小池弘基議員。

◎12番(小池弘基君)

質疑をさせていただきたいと思います。

今、請願者の趣旨説明でございますけども、冒頭入ったのが東京のほうで教員の採用試験をしたと。昔は30代とかという年齢制限があったのが最近40代、50代、まあ59という方も採用されてるといったような、一つは教員が非常に足りないといったようなお話だったのかなと思っておりますし、またその次には奥様でおられる方が定年を前に早期退職されるっていうふうなお話もございました。それとこの今回の請願の趣旨と、その辺のリンクというか、どういったふうなところで、当然35人学級をどんどん増やしていく、3年生、4年生、5年生、6年生まで増やしていくと、当然のごとく職員がもっと足りなくなるわけでございますし、施設もそうです、特別支援学級も年々増えてきております。そういった中で一般教室の不足といった、そういった施設の問題等々やはり出てくるのかなと思ひまして、そこらあたりの関連といいますか、その辺の説明をちょっとお願いしたいなと思ひますので、よろしく願いいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

6番中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

私が発言しましたことというふうなところでは、確かに教員が不足しているというふうなところを申しましたが、そういうふうな原因というのがやっぱり先ほど申しましたような形での教員の過労のところっていうか、すごい過重労働をしているというところがございます。そういったところということとこの35人学級、私が一つ申しましたところはやはり少しでも、今大きな国の施策、あるいは県の施策は先ほども申しましたように教員の業務内容というのを見直していくというふうなところに来ているかと思うんですよね。だから、部活動であるとか、あるいは35人学級も先ほど申しましたような形での教員の労働というのをすごく減らしていけると。

残念ながら粕屋町のほうではその人口増というふうな形での教室の不足とか、そういうふうなことというのは確かにございますが、全国的な目を見たときに教員というのはいろんな形でいろんなところに働きに行く、他の町にも行くわけですから、そういうことも含めてこれは国家的な事業でございます。国家的な教育というものはやっていくことだと思っておりますので、そういう面で申しますところに35人学級というのは全国的に進めていくべきことだと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、この請願につきましても、最終日におきまして討論、採決となります。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、日程第11、「陳情の報告」を行います。

今期定例会で受理しました陳情は1件であります。

事務局長が報告いたします。

古賀事務局長。

◎議会議務局長（古賀博文君）

議事日程表の12ページ以降、1件でございます。

陳情文書表、受理番号1番、受理年月日、平成29年12月28日。

件名、おたふくかぜワクチンの接種費用に対する公費助成を求める陳情書。

陳情の要旨、陳情書写添付につき省略。

陳情者の住所及び氏名、粕屋町大字内橋300番地1-A、ふたばこどもクリニック院長、舎川康彦様。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

お諮りします。

今回提出されております陳情第1号は、粕屋町議会会議規則第92条第2項及び第95条の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。したがって、陳情受理番号1番につきましては、委員会

の付託を省略することに決定いたしました。

この陳情につきましても、最終日におきまして討論、採決を行います。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第12、議案等の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました第8号議案から第14号議案につきましては、付託表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。

続きまして、第15号議案から第20号議案の平成29年度粕屋町一般会計補正予算及び第21号議案から第27号議案の平成30年度粕屋町一般会計予算並びに特別会計、企業会計予算につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により委員長に小池弘基議員、副委員長に本田芳枝議員であります。

お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時39分）

平成30年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年3月5日（月）

平成30年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成30年3月5日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	2番	井上正宏	議員
2番	議席番号	10番	田川正治	議員
3番	議席番号	8番	太田健策	議員
4番	議席番号	11番	福永善之	議員

2. 出席議員（16名）

1番	末若憲治	9番	川口晃
2番	井上正宏	10番	田川正治
3番	案浦兼敏	11番	福永善之
4番	鞭馬直澄	12番	小池弘基
5番	安藤和寿	13番	久我純治
6番	中野敏郎	14番	本田芳枝
7番	木村優子	15番	八尋源治
8番	太田健策	16番	山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

副町長	吉武信一	総務部長	安河内強士
教育長	西村久朝	都市政策部長	因光臣
住民福祉部長	安川喜代昭	総務課長	山本浩
学校教育課長	山野勝寛	協働のまちづくり課長	杉野公彦
経営政策課長	今泉真次	収納課長	臼井賢太郎

税務課長	中原 一雄	給食センター所長	神近 秀敏
社会教育課長	新宅 信久	介護福祉課長	八尋 哲男
健康づくり課長	中小原 浩臣	子ども未来課長	堺 哲弘
総合窓口課長	藤川 真美	都市計画課長	田代 久嗣
道路環境整備課長	安松 茂久	上下水道課長	松本 義隆

(開議 午前9時30分)

◎議長（山脇秀隆君）

皆さんおはようございます。

季節が乱高下しております、体調のほうも良くなったり悪くなったりという方が何人か見られるようでございます。

昨日は、早朝より全国火災予防運動週間の中での粕屋町消防団の消防演習のご参加、ご苦労さまでございました。その後に開催されましたひのまるキッズ九州少年柔道大会にも引続きご参加いただき、成功裏に終え、開催町としての役割も果たせたのではと思っております。

何かと出席依頼が多い時期になりました。今日から3日間、10名の方が一般質問いたします。皆さまにおかれましては、風邪など引かれぬよう今期定例会を万全の体で乗り切ってくださいますことをお願いして会議に入りたいと思います。

町長からは、病気療養中のため欠席届が提出されております。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましても質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せて願いたします。

それでは、通告順に従い、質問を許します。

議席番号2番、井上正宏議員。

(2番 井上正宏君 登壇)

◎2番（井上正宏君）

おはようございます。

議席番号2番、井上正宏です。一般質問通告書に従いまして、行政の執行部に質問します。

まずは、冒頭に、議会初日、町長がお見えになり、挨拶を5分程度されました。私は、12月13日、12月議会の最終日、総務関係の各課の職員との反省会で町長と同席させてもらって以来、町長にお会いしていませんでした。当日も町長は、各総務関係の各課の課長さんたちに町会議員さんに遠慮をせんで、もっと自分たちの意見

を言いなさいというような元気な声をかけられている姿から、議会初日の町長の姿は別人のようでした。その場で一生懸命に言葉を伝えてある姿を見ますと、予想以上の体調の悪さに驚いたのは私だけではないと思います。

3月議会、議会会期中の行政のトップ、執行責任者が不在なのは非常事態ですが、それだけ町長の体調が悪いと判断された挨拶でもありました。町長は、今後吉武副町長に職務代理者と述べられ、退席されました。議会としましても、執行部に要望書案を提出し、町長の諸事情に鑑み、今の状況は理解しているものの、最近では様々な臆測とともに中途半端な町長の執行事務や町政や、議会に対しても混乱を来していることや、責任の所在を明らかにすることが適当と考え、町長においてはしっかりと休養し体制を整えてもらうこと。町長の休養中には休職してもらい、職務代理者を定めることを執行部に要望しておりましたが、この要望は議会初日に、今後は吉武副町長が職務代理者を務められるとのこと。町長におかれましては、無理をされず、今後も病気療養中の中でしっかりとリハビリに励まれまして、一日でも早く万全の体制で町政に復帰され、町民の皆さまに元気な姿を見せていただきたいと思います。

そのような中で最初の質問になりますが、なぜ池田副町長が辞職されたのか、お聞きします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

井上議員のご質問にお答えします。

昨年末より因町長が脳梗塞により入院されて、本来であれば池田副町長がその職責を発揮すべきときに辞職されたことは、本当に大変残念に思っております。ただ、ご本人からの辞表の退職理由は一身上の都合とされておりましたので、公表の際にはその意向を尊重して発表しております。理由としてはそういうことでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

2月8日金曜日の西日本新聞の朝刊で池田さんの辞職を知り、驚きました。先ほども言われましたが、一身上の都合ということではございますが、当然副町長も御存じのように、副町長という職は特別職でございます。普通の一般の職員ではございませんので、一身上の都合ということだけで町民の皆さまが納得されるかどうか、そこをお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

一身上の都合というだけでは、やはり町民の皆さま、ご納得できない、議員さんもそうではないかと思っております。ただ、私たち執行部と申しますか、直接池田副町長は町長のほうにお話を持っていったわけで、詳しい話は聞かされていないんですよ。ただ、推測として、恐らく健康面の問題ではないかというふうに思っております次第でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

昨年6月12日に池田副町長の紹介をされたときに、池田副町長自身は、西日本新聞社を退職されたとき狭心症だったが、もう治療で治っていると、健康面ではもう全然問題がないと。もしどこか悪ければ、町長から副町長の打診があったときに断りはしませんということ、もう元気だから大丈夫ですということを6月12日の全員協議会の場で健康面については問題がないと議員の前で発言されたんですが、その件につきまして副町長、御存じでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

井上議員がおっしゃるのは、平成29年6月12日ですよ。全員協議会で池田副町長が町長から紹介されて、皆さんの前で自己紹介と申しますか、このように6ページにわたるお話をされたと思います。ただ、自分たちはこれ聞いてないんで、池田副町長が狭心症であったこと、自分も初めて聞いたようなもので、そのとき自体は、その頃の話では聞いてませんでしたね。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

副町長もお聞きになってないということですが、その場におられた議員さんたちは、みんなそのことは頭の中に入ってるんじゃないかなと思います。

それで、6月の議会で議案で副町長2名制の決議がされまして、8対7という中で非常に際どい中で賛成多数で副町長、7月1日から就任されて仕事をしてこられたわけですけれども、実際池田さんですね、もう辞められてますので。池田さんが辞職願というのをいつ町長に出されたのか、質問します。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

1月21日の午後だと思いますね。町長の病院のほうに辞表を出されてるみたいですね、出されています。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

1月21日に辞職願が出されてるということですが、池田さんはいつまで役場のほうにいられてたんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

役場には、1月21日が日曜日なんで金曜日、19日ですね。1月19日以降、お会いしておりません。役場に見えてません。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

就任されまして、実質仕事されたのは半年間じゃないかなと思います。その半年間の中で池田さんが何をされたのか、お聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

何をされたかって私に言われても、非常に答えづらいところなんですけど、まず職員さんのヒアリングはされてましたね。あとは、給食センターの問題について担当というか、そういうふうな動きをされてました。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

池田さんの広報かすやでは、吉武副町長に分からないところとか、いろんな面で吉武副町長に教えてもらいながら行政を進めていきたいというようなことも書いてありましたけれども、吉武副町長と池田さんの人間関係はどんな感じだったんでしょうかね。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

何か非常に難しいことを聞かれると思うんですけども、別に普通に話してましたし、行政についてどうのこうのという、いつも一週間、週の初め月曜日には幹部会というのがありまして、行政関係どうするかというような、町長含めて部長と課長を交えて話はしてましたので、普通に仲が悪いとかそういうことは全然ありませんので、21日に出されたのも非常にびっくりしておりました。次、ちょっと町長のほうからメールがあったんで、辞めるというふうなことが出されているということで、すぐ次の日に私と総務課長とどういう事情で辞められるのか、聞きに行った次第でもあります。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

人間関係というのは、やっぱり吉武副町長は、特に池田さんとは問題なくやっていたというようなお話を今お聞きしましたけれども、先ほども述べましたように、身体的な理由ということ以外は、もう今の吉武副町長の判断の中ではそれ以上のことはないんでしょうか。もう本当に身体的な理由ということだけで辞職表をもらわれたと思いますが、それで町民は納得しますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

ちょっと私と池田さんの仲が悪かったからというふうには何か聞こえるんですけど、噂では私が池田さんを追い出したみたいなことも聞きますけど、そんなことはありませんので。それで、体調的に悪いというふうには私も思ってませんでしたので、非常に元気な方でしたので。議員もいろいろな会合で池田さんの挨拶を聞かれたと思いますけど、町長や私たちの挨拶より非常にテンションが高いというか、元気なご挨拶をされてたと思うんで、本当に私としては体調が悪いとか、そういうのは全然思いませんでしたね。私が何か、本当言うて池田さんと確執があったとか、そういうことはありませんので、普通に仕事をしてたというふうに思ってますけど。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

私は、もうそういうところまでとは考えておりませんでしたけれども、ちょっと

私の質問がまずかったのかなと思いますが、今吉武副町長と池田さんの関係につきましてにはよく分かりました。

それで、当然町民の皆さまが一番怒ってあるのは、池田さんに対しての諸経費ですね。この諸経費っていうのは、その原資っていいますのは、当然町民の血税だと思いますが、この半年間の中で池田さんにかかりました費用といいますか、給料とかボーナスとか、その他のもろもろな諸経費にかかった金額はどのくらいなんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

その内容について、総務部長からお答えいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

お答えいたします。

福永議員さんのご質問の中でもお答えさせていただき予定でしたが、報酬月額が67万4,000円でございます。そして、昨年12月の期末手当につきましては121万4,548円。それから、退職手当を支給予定でございますが、その額は101万1,000円。あと、副町長室の改修、それからパソコン等の改修等につきまして費用がかかっておりますが、それについてはちょっと今手元にはございません。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

退職金101万円、これ本当に支給されるのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

退職金につきましては個人の権利ということで、懲戒免職にしたわけではございませんので、今のところでは支給するのが法に沿っていると考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

そういう法的に照らせば当然の権利だということで今総務部長言われましたけれども、当然町民の皆さんは納得しないと思います。今回の町長の病気も、池田さん

の辞職も私自身が新米議員ということであり、いろんなところに情報を持っておりませんもんで、私の耳に入ってくるときはいつも西日本新聞なんです。新聞を見る中で、ああ、こうかということでもいつも驚いてるんですが、私のそういう形での情報収集のまずさもあるかも分かりませんが、なぜか町長の体調の悪さや池田さんの辞職、これ町民の方が先に知ってあるんですよね。町民の方が、井上君、これこげんなっとうばってん、どげんしよるとって、どげんなっとうとっていつも言われる中で、町民の方がこういう貴重な外には出せないような話を知ってあるということですけども、当然池田さん並びに町長のある程度の具合の悪さについては、これ守秘義務か何かで職員なり、そういう関係者には出してあったんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

いや、別に守秘義務とかそういうことではなくて、私たちが12月13日以降、インフルエンザということで初め入院されてあって、次の週ですか、19日だったと思いますけど、インフルエンザじゃなくて、その頃は全然分からなかったんですよ。家族の方からもそういうことは連絡受けてませんでしたので、脳梗塞というのは12月末ぐらいだったですかね、分かったのはですね。それまでは多分インフルエンザと、それに併発して何か病気をされてるんじゃないかというふうに思っていました。別に隠してるわけじゃあございません。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

当然、池田さんは半年しか働いておりません。就任して7箇月ですが、実質は半年ですね。議会や町民に約束、いろんなことを約束されてきました。先ほど吉武副町長も言われましたが、私も池田さんに最初にお会いしたときに、あっ、この方はしっかりとした考えを持ってあるなど。また、地方自治に精通してあって、今の行政に一番大切な人じゃないかなということのを思いました。非常に残念ではありますが、行政を預かる、私も池田さんに1票入れておりますので、当然私もしっかりと今後見極める力をつけていかなくてはいけないんじゃないかなと思ってますが、議会や町民に約束してきた政策を今からという大事な時期に行政を預かる者として町長の任命責任、これはもう当然ですが、本人みずから辞めるという、辞職、これは余りにも無責任ではないかと再度申し上げておきたいと思います。同じような質問は他の議員さんたちも準備してあるようですので、しっかりと行政の答弁を聞きながら次の質問に移らさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上議員、定数2名の副町長制は今後どうなるかという。

◎2番（井上正宏君）

すみません、失礼しました。大事なところを落としておりました、申し訳ありません。

定数2名の副町長制はということで、今後どうなるのかということでお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

副町長2名体制については、町長とお話して、町長が復帰された後、慎重に検討すべきではないかというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

町長復帰後のということで回答されるということですね。

昨年12月19日から町長が入院されても、職員は動揺することなく、行政の仕事は進んでいます。町長が不在でも、池田さんが辞職を考えていたときでも、吉武副町長、安河内総務部長のもと各部長、各課長さんがしっかりと部下に仕事の指示をされ、決められた仕事を着々となされ、今回の3月議会を迎えられたわけですが、決められた仕事から決めていく仕事、今後いろんな場面を想定する中で4月からの吉武副町長、安河内総務部長だけの行政運営では厳しいものがあるのではということで、ちょっと先ほどの回答と重なるようなところがあるかも分かりませんが、今私が述べた中で今後の行政の在り方ということで質問いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

今申されたように、うちの職員は非常にしっかりしていると私は思っています。部長を始め課長もこういう状態になって、更に気を引締めて頑張ってくれているというふうに私は理解しております。町長も今議会には当然出てくる状態ではないんですが、普通にお話しするとか、方針を決定するのははっきりしてますんで、そのところは町長と相談しながらどういうふうにやっていくかということをやっておりますので、そこはご心配ないと思います。皆さんというか、うちの職員自体もそういうことを意識して仕事をやっていっているというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今後の取組ということで今お話しいただきましたので、しっかりと頑張ってやっていっていただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

児童・生徒、小学生、中学生ということになると思いますが、児童・生徒の検定料の助成の拡大についてということで質問いたします。

昨年の4月から粕屋町教育委員会のほうで生徒の学力の向上の一環として、粕屋町町内の中学3年生を対象に英検、中学校日本英語検定料助成、英検料を半分補助、行政が補助されて、3年生に3級を取得されるという取組が始められております。

このような取組をされているのが他の自治体であるのかと調査してみますと、まず身近な自治体ということで糟屋郡内を見てみますと、ある町では小学校4年生から6年生までの児童に漢検、日本漢字検定能力検定料を全額補助、中学生1、2年生の生徒全員に英検、中学校日本英語検定検定料を全額補助。その目的は、児童・生徒たちに目標に向かってチャレンジする経験や、国語や英語の学力の向上を掲げられているわけですが、またある町の小学校の一部ですが、3年生から6年生まで漢検、日本漢字検定能力の検定料を助成しているというところも身近な自治体ではありました。

2016年度自治体における漢検活用状況調査の結果を全国で見ても、自治体調査ということですが、139の自治体が漢検の検定料を助成、補助をされてますが、主に公立学校の児童・生徒ということになっております。各自治体では、各種検定料助成金交付事業ということで、全ての学力の基礎となる漢検、国際化社会の基礎学力を定着させるという目的での英検、更に数検、実用数学技能検定など、検定試験を活用した自治体の取組は、今後全国に普及するということが考えられますが、今後粕屋町において児童・生徒の検定料の助成の拡大についての見解をお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

子どもの教育に関しまして、井上議員、本当に日頃から関心を持っていただいたことに感謝申し上げます。

資格につきましては、検定というのは資格になるわけですが、これにつきまして

ては、やはり基本は受益者負担ということで、本人がその金額を払ってその試験に臨んで、合格すればその資格を得るとというのが僕は大原則だろうと思います。ただ、町に余裕があれば少しでも援助して、子どもたちにそういうチャレンジするよきなきっかけをつくってもらえる、そういう機会にしていきたいなということで、これは今年度から始めております。

今後拡大はということですが、英検につきましてはもう少し受けさせてやりたいということで、学校のほうにもお願いをして予算化も今回しておりますので、英検については拡大の方向で進んでおります。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

英検の半分ということで子どもたちに助成していただいているんですけども、英検ということでされてますので、ちょっと英検のところで質問させていただきますが、英検の助成の発案は教育委員会からの発案だったのか、学校現場からの発案だったのか、お尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

先ほど言いましたように、私自身は資格は自分でというのが基本でしたので、ちょっとこの発案は私のほうではございませんが、実は平成28年6月議会に一般質問で第5次粕屋町総合計画、この中の小学校の英語教育、中学校の英語教育についてある議員さんから質問を受けました。その時に、2020年から小学校の新学習指導要領がこのように変わっていきます、2021年からは中学校がこう変わりますという話をする中で、中学校の英語はほとんど英語で授業を先生たちができるような力をつけること。そして小学校では3、4年生から英語活動が、5、6年生では英語科が教科として始まりますよというような話をしたところ、先生たちの研修の話を私が中心にしたものですから、その議員さんのほうから、子どもたちにもっと英語に興味を持って、英語に自信を持って、これからのグローバル社会に生きていくように何か目に見える形でないかと、例えば受験料の一部補助とかということをおっしゃっていただきましたものですから、早速教育委員会のほうで検討いたしまして、これは28年6月議会でございますが、それから約半年間考えまして、今年度29年度から始めたといういきさつでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

流れについて今お話しいただきましたが、私が今からちょっとまた質問することと答弁されたのが重複するかと思いますが、英検の助成の内容、内容とその目的、お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

目的は、2020年には東京オリンピックがございます。先日平昌オリンピックが終わったばかりなんですけど、やはり外国の方と触れ合う機会が多い。また、あと2年後にはもう東京オリンピックでいろんな形で外国の方と触れ合う、または福岡のほうもいろんな国の方が働きに来てあるわけですが、そういったグローバル化の中で子どもたちが英語の時間だけ書く、読む、これは中学校の大体今までのメインなんですけど、それ以上にやっぱり聞いて話せる、そういった英語というところで今望まれて、先ほど最初に言いました国の方針としては、中学校3年生の学力は英語検定3級、これが取れるのを50%を目指すということを国がはっきり言っておりますので、これに向けて粕屋町も50%と言わずそれ以上の学力をつけさせてやりたいということで、現在3年生のみ受験料の半額、3,400円の受験料の半額1,700円、そしてそれぞれの中学校に100名を枠として現在助成をするようにしております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

検定料の半分の根拠ですね。

それと、ちょっと次につなげますが、こういう取組をしてるというお知らせ、助成をしてるお知らせというのは、町民並びに生徒、保護者に対しての連絡、これはどのようにして行われたのかということと、3級の受験者数と合格者数ですかね。英検の取得の全国を見ても、3年生で英検の3級を取得するのは大体30%ぐらいということでネット。ネットは余り、ネットがそのまま情報だということでは受け止めてませんが、そういう全国の状況を見る中で粕屋の子どもたち、中学校3年生の子どもたちの受験者数とか合格者数が分かれば、分かる範囲で構いませんので。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず最初の根拠、なぜ半額かということですが、全額にしますと、例えばですけど、全然勉強しなくて受けてみようというのはいかなるもんと、やはりそれだけ努力をして受けていただきたいということで、最初の1年目ということもございましたので、まず半額というところで今回スタートしたぐらいです。

それから、お知らせの仕方というのは、英語の教師が英語の時間に、または校内にこういう英検案内というのが大体毎回来ますので、こういったチラシを廊下に掲示をします。そういった形で紹介をします。また、学校通信あたりで英語検定、漢字検定も中学校のほうやっておりますので、これはちょっと助成はしていませんが、そういったお知らせのほうも校内掲示とかでやっております。保護者とか地域までは、やはり学校の中のことで、そこまで広げてはいないかと思えます。

それから、受験者数でございますが、受験者と合格数でございますが、これどうでしょう、それぞれの中学校ごとに必要ですかね。合算でようございませぬか。別々がいいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

すみません、できましたら詳細にお願いしたいんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

それでは、まず3級についてご説明というか、報告をさせていただきます。

まず、粕屋中学校におきましては、昨年18名受験の6名合格と、そして今年度は半額助成ということで少し増えまして37名受験しまして17名の合格ということで、半額の効果があつたかなと、補助というのは効果があつたかなということが見えるかと思えます。東中学におきましては、昨年が48名中21名の合格、今年度は52名中34名の合格ということで、いずれの中学校も増加をしております。

ちなみにですけど、粕屋中学校のほうは準2級のほう、3級の上位になるわけですが、今年3人受けて3人合格。東中学校は準2級、15人受けて5名合格ということで、2級のほうは今年度は今のところ、最近3回目があつてますのでいませぬが、昨年は2級を受けた子が粕屋中学校、粕屋東中学校ともおりますけど、合格は東中に1人、2級を取ってる子がおります。2級というのは大学入試にも少し有利になる資格になっておるようです。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

詳細に数まで報告していただきまして、今後このデータをしっかり見る中で各先生方は生徒の指導に当たっていかれますが、英検の3級合格に向けての教育現場での取組についてちょっと質問したいんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

英検ですので、やっぱり英語の先生が中心に補習をしていただくわけですが、その子たちだけを残して補習という形では行っておりません。質問教室の時間を設けたり、例えば部活動の時間をちょっと頭の部分を削って少し勉強してきますというような形で空き教室を使って、先生方がそこにおいて質問を受けるというような形だろうと思います。あと、過去問あたりはやっぱり先生方が準備をしていただいたりとかという手助けはしていただいているように私見たことがありますので、報告をしたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今回はちょっと●漢検●をされましたので、●漢検●の流れについて教育長からお話聞いているんですけども、やはり●漢検●ばかりではなくて、小学生から中学生で取れる資格、これは約40あるということで、非常に私も驚いているんですけども、やはり子どもたちは何かの目的、●漢検●ばかりじゃなくていいと思うんですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

英検。

◎2番（井上正宏君）

英検ばかりじゃなくていいと思うんですよ。英検ばかりじゃなくても、やっぱり数検とか漢検とかそういう幅を、生徒一人一人得意技がありますので、教科でも。ですから、そういうところをしっかりと見極めながらちょっと進めていってほしいと思うんですが、当然136の自治体が漢字検定を取り入れて助成してやっているということですが、今後この検定料、先ほども言われました。やっぱり、お金がかかることだから、そしてまた粕屋町の児童・生徒、約4,500人おりますよね。だから、その子供たちに全てと、いや、当然そこはまた教育委員会と学校現場の先生

方の中で連携していただいて、それは当然できるならば全部の児童・生徒にそういう助成をしていただきたいと思います。何回も同じような質問になると思いますが、こういう他の自治体の検定料に対して助成とか補助するという、そういう流れが進んできておりますが、今後町としてどう取組まれるのか、お尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

先ほどから申し上げとるんですが、あくまでもこういう英語検定、数学検定、漢字検定、また社会検定、理科検定、様々あるわけですが、これは個人の資格のほうになりますので、行政が全て受けたいという子どもに全額補助というのは、僕はいかがなものかと。やはり、これも興味を持つてる、持ってないというのはございますし、今議員が言われましたように得意、不得意というところもございます。先ほど私中学校のそれぞれ数を出しましたが、一方は少ない、一方は多いという比べ方は、私はちょっとしてほしくないなど。やはり、これは興味を持つてる子ども若しくはその先生方の進め方、若しくは今1、2年生がその姿を見たときに来年ぐっと増えるかもしれないという、そういったところもございますので、この周知がまだ弱いかもしれませんが、3級を受けてみらんかというような誘いかけをもっともっとやるべきが一方にはございますが、やはり公教育でございますので、資格を取らせるための英語の授業であってはならないということは忘れてはいけない部分だろうと思います。

こういう施策は国全体が出してきますが、国全体が今少子化の方向に向かってソフトの面でかなりいろんな施策を出してくるんですね。ハード面ではなくて、こういった資格を取らせて、先ほど言いましたように中学校3年生では3級を50%の子どもが取れるようにとかですね。しかし、それが果たして粕屋町の実態に合うかという、今粕屋町は子どもが逆に増えたり、特別支援を要する子どもたちが増えてきて、それに対しての物理的なもの、または人的配置ということでそちらのほうにも経済面で割かないといけない部分がございますので、僕はやはりこの資格については個人の責任で、しかし英検については、どうしてもこれから先の社会に英語が苦手では済まないよと、全員の子どもにこれを言う意味で、3級受けるんだったら半額を援助を町はするよということで今年一年やってきたんですが、来年はこれに引続きまして準2級、それから2級、そしてこれ以上言いますと予算委員会のほうに補助の拡大を教育委員会として上げておりますので、そこで詳しく説明をさせていただきたいと思いますが、拡大の方向で考えております、英検についてはです

ね。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今後の英検の取組についてということで、非常にいいことをされてるんじゃないかなと思っております。

先日2月26日、サンレイクかすや多目的ホールで開催されました粕屋町立小・中学校経営報告会では、各校長先生方が29年度の学校経営の目標達成について報告され、生徒の学力の向上では過去の数値と比較され、数値化できるところはしっかり数値化され、また数値化できないところは学校現場での中の様々な日ごろの取組を詳細に説明されました。

その中で、粕屋町の児童・生徒の学力は福岡県の平均点よりも高く、いい方向に向かっているとの報告があり、特に粕屋東中学校の熊本校長の三五計画、学力向上に向けた数値目標、不登校に向けた数値目標推進報告の中で、粕屋東中学校は全国学力・学習調査において全国の5位に入るといふ、上位圏に入るといふ結果を出されております。さらに、学校教育の模範として粕屋東中学校が市町村立学校部門で優秀校として表彰、受賞されたことは、生徒たちの頑張りが評価され、保護者、教育者、地域の協力は今後粕屋町教育現場の中での起爆剤になり、粕屋町の各教育関係現場での相乗効果を更に生み出すことを期待したいと思います。

教育の効果が出るのは時間がかかると言われますが、目標を持って急ぎながら進めていく。検定資格取得の中でそれが達成されれば、成功体験の積重ねの中で児童・生徒の学力の向上につながるだけではなく、その自信は将来のまちを支えるまちづくりにもなると私は思います。粕屋町の児童・生徒、先ほども述べましたが、4,500人の在籍がありますが、全ての児童・生徒に対しての助成、補助はもう当然厳しいと思いますが、まずは他の自治体を参考にしながらできるところから見極め、部分的でも構いませんので、素晴らしい粕屋町の教育環境の中で更に児童・生徒たちを伸ばすための手段、方法として児童・生徒の検定料助成補助の拡大を提案いたしまして、私の一般質問を終了します。

（2番 井上正宏君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

議席番号10番、田川正治議員。

（10番 田川正治君 登壇）

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づきまして一般質問を行います。

3月の予算議会に提出されております2018年度予算編成は、安倍政権のもとで広がる貧困と格差を解消する施策になっているのかどうか、この点について以下質問いたします。

年所得200万円以下の世帯が1,100万にも上り、生活保護基準以下の国民が増大していると言われております。総務省統計局が算出した数値を参考にしたら、安倍政権のもとで低所得者の年間の実質所得は1999年の162万円から133万円に減少して、貧困ラインは28万円低下しております。生活保護を受けてる国民は213万人で、受給条件があるにもかかわらず生活保護を受けてない世帯が8割いると政府統計でも出ております。

粕屋町では、生活保護受給者は621世帯954人です。受給条件があって保護を受けてない世帯は、国の統計水準で言えば2,500世帯5,000人ほどいるのではないかと考えられます。正式な資料があれば提出を求めるものですが、生活保護の基準は保護を受給する世帯だけでなく、各種の福祉、医療、子育てなどの生活に関連する制度にも影響してきます。憲法25条が保障する健康で文化的な生活を満たすこととは到底言えないものになってきており、国民を苦しめてきております。

安倍政権は、国民の最低生活を保障すべき社会保障関連の毎年の伸び率を押さえ込む予算編成を行い、6年間で1兆5,900億円削減してきました。平均すると毎年2,200億円削減ということで、小泉内閣を上回る規模になっております。安倍政権がこのような福祉切捨ての政策を行っても、地方自治体としての目的と役割である住民の福祉の向上のために予算を編成すべきと考えます。以下3点について質問をいたします。

保育所、幼稚園、小・中学校児童・生徒の子育てについてですが、まず最初に、町長がこれまで老朽化した町立保育所は地震で崩壊する恐れがある、補修改修が必要な場所は対策を立てる、障がい児保育に対する保育士の増員や給与面、民間保育所など、町として財政支援をする、このように町議会での回答や町立保育所の保護者説明会で発言をしてきております。この点について、今回の施政方針で私立保育園などの補助を増額するということが載っております。昨年12月議会のときに提出した町立保育所の修繕や改修については予算化がないようですが、なぜですか。

また、幼稚園の3年保育と預かり保育年齢の引き下げなどについてはどのように検討されたのか、副町長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

田川議員が今言われたように、施政方針に概略的なことを述べていますが、詳細については各担当課長より説明をいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

では、お答えをさせていただきます。

まず、保育所、幼稚園に関しましてお答えをさせていただきたいと思います。来年度予算につきまして、何か特別に貧困格差の解消に向けた施策を行い、その予算を組んでということはありません。先ほど議員の言われました要支援児に対する補助の拡充ですけれども、これも倍額という形で補助拡充を考えておりますが、格差解消に向けたものではございませんので、あくまで支援児さんの受入れの強化という形の面でございます。また、老朽化してる施設の改修等、こちらも昨年よりは幾分多めに修繕等の予算を組んでおりまして、その中で優先順位をつけ、できる範囲で対応させていただきたいというふうに思っております。

あと、これは通年のことではございますけれども、所得の格差の緩和策といたしましては、保育所、幼稚園の保育料、使用料につきましては階層区分を設けておりますので、所得の低い階層につきましては負担軽減を図るという形で緩和策を図っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

では次に、小・中学校の就学援助などについての子育て支援について質問を行います。

この就学援助につきましても、施政方針で更なる充実を図りますということで述べております。入学準備金の入学前の支給が今年度から実施されることになり、保護者からは大変喜ばれています。

そこで、質問いたします。

1つ目、生徒会費や部会費、PTA会費など、補助が生活保護を受給してる要保護児童に支給する前進面はありますが、生活保護に準ずる準要保護世帯の児童にもこの補助制度を実施する計画と予算化についてであります。

2つ目は、5年前から生活保護費が最大10%引き下げられ、今年からまた5%引

き下げられるということから鑑みても、生活保護に準ずる準要保護世帯の就学援助の対象基準が生活保護基準の1.3倍となっておりますが、これを1.5倍に引き下げて対象者を広げる、今まで受けてる人たちが受けられる、このようなことをすべきだということを提案してまいりました。昨年6月議会では、教育長は検討するということを答弁されておりましたが、このことについて。

3つ目は、学童保育についての通所できない待機児童の解消のための具体的な対策についての予算化などについてどのようになっているのか、説明を求めます。副町長に。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

教育長のほうから、担当課長ですね、から説明させたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

就学援助の件でございますが、まず議員おっしゃいますように、今年度から入学準備金につきましては、30年度分を3月に前倒しして支給するという形、なおかつ金額につきましても、前年度小学校につきましては2万4,700円から4万6,600円、それから中学生においては2万3,550円から4万7,400円へ国が定めます要保護児童・生徒援助品と同額に、ほぼ倍額に支給を増額して行なっているところでございます。

議員おっしゃいました1.3倍から1.5倍につきましては、予算の兼ね合いもございりますが、基本的に国の準要保護を目指して私どももこのような入学準備金についても増額の対応を段階的に行っているところでございますので、当分の間はこの維持をやりたいというふうに思っております。

学童保育につきましては、現在待機児童、当然一定の生徒さんしか受入れ態勢がございませんので、個々施設の拡大を今後やっていきながら、できるだけたくさんのお子さんを受入れる体制には図っていきたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今の保育園、幼稚園の問題を含め、小・中学校の児童・生徒の子育て支援については、今からということなどがあります。今までも提案してまいりましたので、ぜひ今後こういう子育て支援に対する予算化を行なっていくように求めていきたいと

思います。

次に、高齢者や障害者、要介護者などの社会的弱者についての支援という点で、特に今回前期高齢者の負担の特別軽減措置がなくなったということで1割か2割に引き上げられたり、障害者支援法が改定されて以来、応能負担から応益負担になって負担が増えるということや、介護保険の要支援1、2の利用者が保険制度から切り離されたりして、それぞれが負担が増えてきております。このようなもとの、昨年はほかの町と比べて補助金が高い、多く出してる分は他町並みにという引き下げなどあり、制度の改正の問題などもあったということも関連してですが、この制度の改定というのは、国からの福祉予算の削減という関係に生まれてきたことでもありますので、町としてこういう必要な予算を組んでいくということが求められるわけですが、その点について住民福祉部長に説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

平成30年度の高齢者への支援ということでございます。大きな支援策といたしましては、地域包括システムの構築と一層の進化、それから自立支援、重度化防止に向けた取組、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取組などを進めていく予定としております。

高齢者の数が増えていく中、介護保険サービス給付自体は利用見込みの伸びを着実に反映したものとしております。介護予防や在宅生活支援、認知症施策、見守り施策、長寿を祝う施策などが重要な施策だと考えております。予算額で見ましても、介護事業に関わるものにつきましては、一般会計分が3事業ございます。前年比約2,630万円増で6.5%増となっております。また、介護保険特別会計につきましては35事業、前年比1億5,861万円増で7.2%増となっております。今言われました平成30年度からの新しい計画であります高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画に沿って、増加する福祉ニーズに応えるものとしております。

続きまして、障がい者施策でございます。こちらにつきましても、地域の社会資源を活用した体制整備を進めていく予定としております。そういった一人一人違った多様なニーズに応えていくためには、広域的な取組が必要と考えておりますので、中南部6町で連携した取組を更に進めていくつもりでございます。予算額で見ましても、障がい者にかかわる事業は6事業ありまして、前年比約1億1,975万円増、15%増となっております。これも30年度からの新しい計画であります第5期粕屋町障害者計画、第5期粕屋町障害者福祉計画、第1期粕屋町障害児福祉計画に沿った福祉ニーズに対応しているものとしておるところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

では次に、失業や倒産、低所得者などの生活困窮者についての支援ですが、これは今町民の中でも国民健康保険税とか水道料金、町民税など、いろいろ公共料金の関係が負担が増えてきているということなどがあって、この点についての町の単独の減免制度など、新たに補助制度を拡充してくということが求められるんですが、特に国保税についての軽減制度などの拡充などについて検討されているのかについて説明を求めます。住民福祉部長に。

◎議長（山脇秀隆君）

藤川総合窓口課長。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

お答えします。

国保税に関しましても、失業者、失業による収入の減が大幅な場合につきましては、減免の制度が既にございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今のは、国の法定減免の問題なども含めてあるんですが、町としての減免制度そのものの充実をぜひ今後求めていきたいというふうに思います。

次に2番目、町長が12月議会後に病気で入院されておるわけですが、地方自治体としての町政運営について、先ほど井上議員からも質問があった点と関連をする問題がありますが、それ以外のことについての質問を行なっていきたいというふうに思います。

問題は、副町長が1人、そして総務部長1人、教育長というこういう体制の中で、今までと変わらない住民に対しての自治体の役割が果たせていくということについて、先ほどの答弁では副町長を先頭に職員一丸となってこの取組の中でこういう点について責任を果たしていきたいということでありましたけど、私はこの点については、体制を補充してでもやっぱり強化していくという点を早急に行うことが必要だというふうに思います。それは、副町長の2人制の問題、また部長制の問題をどうするのかということなど関連してありますけど、しかし実態としては今までと（比較して）、弱くなったという体制であるということとは否めないと思います。

そういう点で、その点について副町長の見解を。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

確かに、町長が今不在ということで体制として弱くなったというふうに議員はおっしゃってると思うんですけど、私としては、今執行部、部長初め教育長含めて、そんなに心配をされるような通常の事業においても支障がないと思っておりますし、最終決裁権者である町長の意思決定というのは今も連絡をとってやっておりますので、そこまで思われるほど状態は悪くはないと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ということは、副町長制2人の問題とか、今までの部長体制の問題を含めて、いずれにしても去年の6月に副町長問題提案された時に、いろんな点での町長を2人にする財政的な問題も含めて、町民の負担を増やすということになってくることも併せて、いろいろと問題があったことの件ということになると思うんですね。そういう点では、今後そのことも含めてどうしていくかというのを質問をしていきたいというふうに思います。

それと関連いたしまして、先ほども副町長の問題、池田副町長の問題で辞任のことがあり、そして体調面の問題などを含めて、本当に去年6月の時点での採用ということについてどうだったのかというのは、これは議員だけでなく、町民も含めて心配も含め、疑問があるところです。そういう点で、副町長に対して、池田副町長ですね、辞任した。に対して支払った給与として700万円ぐらい先ほど言われた金額があります。そういう点からも、町の町民の税金を使ったということからも含めて、それと併せてもう一つは、選挙公約として町長が市制にあたるために最も必要であるというふうに入選されたことも含めて、町長には重大な任命責任があるというふうに私は考えます。

そういう点で今後、税金の池田氏に支払った給与も含めた病気の内容も含め、原因と真相というんですかね、実態といたしますか。これを明らかにして、そして私たち議会にも町民にも説明することが求められておりますが、その点について副町長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

辞められたという事由というのは、先ほど井上議員のほうにご説明したように、辞表は一身上の都合ということで、恐らく健康面のほうが問題じゃなかったかというふうにお答えしましたね。支払った金額は、また総務部長のほうから説明したとおりでございます。

真相究明と言われても、自分たちも聞いているのは、辞表を出されて町長と話されたというところだけなんですよね。本人からは何の連絡もないんで、詳しいこと分からないんで、先ほど井上議員も町民の方に説明責任というか、そういうふうに言われましたけど、私たちも議会の皆さまと同様に池田さんが、ご本人が体調を回復されて、辞職の理由を皆さんの前で説明されるのが本当に大事なかなというふうに、一緒に切に思う次第でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今副町長が述べられたように、やっぱり本人が出てきてちゃんと説明すると、釈明することなどを行うべきだというふうに思います。それは、公的な立場の人が行うことというのは、私たち議員でもそうですが、やっぱり議会なりで町民に対しても税金を使ったことについてのそういう職責から見ても、当然のことだというふうに思うんですね。そういう点では、文書も含めて聴取もしていくということは町として行うように求めて、次に移ります。

次に、因町長が病気入院ということで、学校給食調理場建設に関する工事中断、当初1億8,000万円ぐらいだったんですが、今回2月の臨時議会で900万円ほどあって7,000万円余の金額で和解というようなことなどになってきたわけですが、この和解をするための2月臨時会にも因町長は欠席という状況でした。和解金を支払う、今月中にですね、3月末まで。そのために2月臨時議会だということで提案されたわけですが、和解の合意をした町長の署名捺印の文書なども、私は支払う前には当然提出すべきだというふうに思うんですね。そういう点で言えば……。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員に申し上げます。

これ通告書にない件を今言われてるんですかね。どの部分でお話をされてますか。

◎10番（田川正治君）

今ちょっと病気入院の町長に対して、自治体としての責任を果たしていくという点から見ても、町長に給食センターの問題など、大きな問題があるわけですね、町立保育所の問題など。そういう点についてがはっきりされていないということもある

ので、この点について副町長が答弁できることについては説明を求めたい。もう一つは、仲原保育所やら中央保育所の建替えの問題もあります。こういう点については、本人から聞いていろいろと話が説明できるもんがあれば説明を求めたいということです。副町長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

趣旨分かりましたでしょうか。

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

それ答えなくちゃいけないんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

答えられる分だけでいいんじゃないですか。

◎副町長（吉武信一君）

給食センターの問題も、今度補正予算のほうで話すと思うんで。町長の考えてるのは、給食センターのほうは臨時議会で説明して可決してもらったような状況でございます。あとは、弁護士費用ですかね、そういうふうな話になってくると思いますけど。あくまでも町長が実際に出てきて説明というのは難しいと思うんで、担当のほうからそれは説明すると思います。民営化のことに関しても、まだ町長の思いがありますので、今の時点ではどうこうというのはちょっと言えないと思います。復帰した後に説明をされるんじゃないかというふうに思うとります。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

では、今度の3月議会での予算の内容も含めてですが、町長が欠席ということもあり、内容がなかなか具体的に先に進めるという話にはならない問題が多々あると思います。いずれにしても6月議会までの件も含めて、この議会での質問も含めた内容について町長の真意も聞くという形で、ぜひ副町長としての対応を要請しておきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険の問題について質問を行います。

4月から県の広域化ということで単一化されていくということになります。粕屋町では、この施策の保険料の負担軽減対策について必要だということがあるわけです。その点で県は3年間の暫定措置に基づき、保育料の値上げをしないという通知を出しております。この通知の趣旨に沿って、粕屋町として保険料を据え置くための一般財政の繰入れなどを含め、検討をされて保険料の値上げを下げる施策を話し合い、検討をされてきたのかということについて、住民福祉部長の説明を求めま

す。

◎議長（山脇秀隆君）

藤川総合窓口課長。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

お答えします。

保険税を据え置くために保険税率、額を抑える施策の検討をしたかということでございますが、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度からは都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、事業運営において中心的な役割を担うことで制度の安定化を図ることとされました。このため新制度においては、県と市町村が一体となって国民健康保険の保険者の事務を共通認識のもとで実施する必要があります。

また、保険税につきましても、将来の県内均一化を見据えながら慎重に検討を重ねてまいりました。平成30年4月1日施行の福岡県国民健康保険運営方針では、決算補填等目的の法定外繰入れと繰上げ充用金の増加額は、解消、削減すべき赤字として赤字解消、削減のための取組や目標年次を含めた赤字解消計画を策定し、県に提出することとなります。町といたしましても、税負担の公平性、また世代間、保険者間の負担の公平性の観点からも一般会計からの法定外繰入れは好ましくないという認識であります。このような国、県の考え方を基本とし、保険税率、額の改定に関しましては、低所得者世帯、子どもの多い世帯の状況を勘案し、可能な限りこれら世帯の税負担増を抑制できるように検討いたしました。

また、保険税の上昇を抑制するために保険税の収納率の向上や医療費の適正化がございまして。収納率の向上はもとより、特定健診や特定保健指導に力を入れ、かかる医療費を減らし、同時に保険者努力支援制度等による補助金の増額を図ることも重要な要素でありますので、取組を強化してまいります。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

4月1日からの県の単一化の関係での説明があったわけですが、私はこの件について、国がどのように保険料の激増するといいますか、増加するということを抑えるための施策をやっているのかというのを資料で見たわけですが、この点では、国が激変緩和措置ということで財源を400億円投入するということを決めたということが言われております。これは、自治体に被保険者数に応じて配分するというこ

とか、それとか低所得者に応じて自治体の支援、これは27年、28年行われてきたんですが、29年も行うというようなことになっておるわけです。そういう点で言えば、一般財政の繰入れということだけでなくこの低所得者に対しての国からの補助金など、それと激変緩和のための400億円の分が来ているわけですが、この内容については金額が特別調整交付金というのと低所得者に対する支援という2つのものがあるんですが、分かれば説明を。

◎議長（山脇秀隆君）

藤川総合窓口課長。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

30年度でございますか。30年度はまだ分かっておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

これは、保険者数に対して配分するということですから、去年とも含めて変わらない金額になってくると思いますね。27年度、28年度は、補助金1億5,000万円、7,500万円ぐらいずつだったんですね。これは、実際は国保の低所得者の補助金、援助のためということだったのが、一般会計の繰入れがこの制度が始まってから繰入れゼロという状況になってきて、実際は流用されて一般会計の繰入れを少なくするための財源というふうに使われたのではないかというのを私も何度か指摘をしてきたんですが、この内容から見ても低所得者と激変緩和の財源を国が保障ということから見ても、値上げをしなくて、むしろ値下げができるというのが全国的にもあって活用してるということなんですね。

そういう点から言えば、また県内では、一般財政からの繰入れをしてないのは10自治体しかないんです。この糟屋地区では粕屋町だけということなんですね。そういう点では、一般財政の繰入れそのもので保険料を抑える、高くなるのをということなども含めてやってきたのが状況なんです。これにあわせて先ほどから言います国からのそういう、今度の県の単一化に対しての補助金、交付金を活用することからを検討をしていくべきだというふうに思うんですが、この点について、これは副町長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

交付金というふうなその内容は、ちょっと私も詳しいところは分からないんですけど、そういうことがあれば担当課と検討して考えていきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

それと、全国的には国民健康保険税が高いということで、担税能力を超えるということで差し押さえるか、国民健康保険を滞納することによって受けてるというのが増えてるということがあるわけです。これは、日本共産党の倉林という京都の選出の参議院議員が国会で質問をいたしました。このときに加藤厚労大臣は、国保の滞納者に個々の実情に応じたきめ細かな対応が重要だと、生活を困窮させる恐れがあるときは差押さえの対象外とすることが大事だと、このように述べてるんです。

そこで、差押さえられた件数について、この限度額が国税徴収法によってあるわけです。これは、生活保護の受給してる人たちとの関連から見ても、同じような金額である人たちが抑えられてると、国保税が払えないですね。ということなんです。これについての限度額が国民健康保険税についてはどういう限度額になってるのかということについて説明を住民福祉部長に答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

臼井収納課長。

◎収納課長（臼井賢太郎君）

田川議員の質問にお答えいたします。一応、通告書に沿ってお答えさせていただきますとまず思います。

まず、国保税の近年の3年間の差押さえ件数と差押さえ金額ですが、平成26年度が差押さえ件数が174件、差押さえ金額が8,466万2,929円。平成27年度が差押さえ件数が328件、差押さえ金額が1億462万7,138円。平成28年度が差押さえ件数が517件、差押さえ金額が1億6,904万2,337円であります。

次に、国税徴収法による差押さえ金額の限度額と生活保護基準との生活費の水準の比較についてでございますけれども、国税徴収法の中に議員おっしゃられましたように、滞納者の生活の維持を図ることが必要でありますので、その観点から差押さえを行う場合は、差押さえ禁止財産とか差押さえ金額は差押さえができないという規定が定めてありますので、生活保護法との比較はこの法律において配慮がなされていると考えております。

具体的には、法令に滞納者の財産を差押さえるに当たっては、滞納者の個々の財産でその生活の維持に必要不可欠と認められる財産や、差押さえを禁止する財産について規定してありまして、また生活保護法の給付を行うこととした場合の基準となる最低生活費相当額についても示されております。よって、例えば収入が給与や年金という方の場合であれば、最低生活費相当額を考慮した上で差押さえ禁止額と

いうものがありますので、この差押さえ禁止額を除いた金額の差押さえを行っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今限度額については、国会でこのことについて質問で回答されたときに本人10万円、家族1人につき4万5,000円ということで、夫婦と子ども1人の場合19万円になるということでの答弁があっておりました。国税庁のほうの説明でした。この点について考えれば、私先日福祉事務所に行って資料をもらってきまして計算してみましたら、糟屋地区の場合は夫婦と子ども1人の場合は、福岡県の2級地の2の場合としたら生活保護費は19万円ぐらいということになるわけです。そういう点で言えば、今出た国保の滞納者が生まれないようにするということから見ても、国保税の引下げというのは大事になっていくというふうに考えるんです。

それともう一つは、先ほども話しましたように、全国的に200万円以下の所得の人が1,100万ということであり、そういう点で言えば、この粕屋町でも生活保護を受ける人たちも増えているわけですが、200万円以下の所得で国保税が払えない人ということが出てきてるわけですね。今全国的には、国保税が払えない人たちをどのように救済するかということで取組が行われておりまして、埼玉県のみじみ野市は18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を所得制限なしで全額免除するというで行われてるんです。このみじみ野市っちゃうのは人口11万人で対象者は203人、減免が733万円です。そういう点で言えば、粕屋町で18歳未満の子どもが3人以上いるところの第3子の均等割を所得制限なしで全額免除することになれば、半分ぐらいの5万の都市として見て370万円ぐらいでこの免除が、第3子均等割ですね、についてできるということなんです。

本来ならば、この均等割そのものをなくすようにということが全国知事会の中でも言われてるんです。国との協議の場において、子育て支援の観点から子どもの均等割の軽減を検討するというを要求して、子どもの人数が増えると保険料は負担が増える、こういうことを均等割で全免するというような方向が望ましいということだったわけですが、そういう点から見ても差押さえ、国保の問題で起きることなどで負担を軽減するということが必要なんです、そういう点での町としての均等割の軽減、免除などについての全額免除することについての考え方について説明を求めます、住民福祉部長に。

◎議長（山脇秀隆君）

藤川総合窓口課長。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

低所得者の負担軽減のために子どもの多い世帯ほど負担が増える均等割の保険税を減免すること、その場合の対象人数と減免総額についてでございますが、まず対象人数と減免総額についてお答えいたします。

粕屋町の国民健康保険の被保険者数は、平成30年2月現在で7,944人ですが、そのうち高校生以下の人数は1,091人です。現行の保険税では、均等割の1人当たり税額が医療分2万7,000円、支援分8,000円の合計3万5,000円となります。介護分8,000円は、40歳未満の被保険者にはもともと課税されません。また、均等割には世帯の所得額と構成人数に応じて7割、5割、2割の軽減制度が設けられておりますので、これらを考慮して、かつ全額免除ということで試算いたしますと、およそ2,450万円程度になります。

今議会で議案として上程させていただいております改正案では、改正案で試算いたしますと、おおよそ2,250万円程度となり、改正案のほうが200万円ほど減額される見込みです。これは、低所得者、子どもの多い世帯に配慮した税額改正を検討した結果であります。また、均等割の7割、5割、2割の軽減制度に該当する高校生以下の人数が高校生以下全体の約68%を占めており、既に7割弱の方がいずれかの軽減措置の対象となっております。重ねて申し上げることになりますが、町といたしましては、税負担の公平性、また世代間、保険者間の負担の公平性の観点からも、一般会計からの法定外繰入れは好ましくないという認識であり、保険税率、額の上昇を抑制するために収納率の向上はもとより、特定健診や特定保健指導に力を入れ、かかる医療費を減らし、また保険者努力支援制度等による補助金の増額を図るための取組を強化してまいります。

以上のことから、一般会計からの法定外繰入れを前提としない持続可能な医療保険制度を持続するため、高校生以下の均等割額の減免の実施は困難であると考えておりますので、どうかご理解のほどをよろしくお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

先ほど、国からの激変緩和財源の分の400億円投入することとか、低所得者に対する支援と、国からのですね。これについての実態もつかんで、この財源を低所得者を含めた国保が支払えない人たちの部分をなくしていくと、町民の国保加入者はですね。という方向に使ってもらうように検討してもらうことを提案して、次に移ります。

次に、待機児童解消のための町立保育所の抜本的な対策、民間保育所の誘致、緊急な施策の財政措置について、4点について説明を。

これは、先ほど副町長が町立保育所の民営化という考え方についての因町長の見解を述べられましたけど、しかし今は実際に待機児童がいるという状況とか、保育所が足りないという状況とか、老朽化した町立保育所をどうするかというのは差迫った問題でありますので、所管の考え方も含め、説明を求めたいというふうに思います。

まず最初に、昨年229人待機児童ということでしたが、今年度はこの待機児童数より上回ってるのか、減少してるのかについて説明を求めます、住民福祉部長。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

2月時点の数字について報告をさせていただきます。

今年度は2月15日現在ということで一応集計を締めさせていただいておりますが、来年度、30年度4月からの利用お申し込みをされている方につきまして、まず申込数が1,585人いらっしゃいました。そのうち利用の内定をしております数が1,344人、その差であります241人が2月15日現在の待機数という形になっております。昨年同時期が先ほど言われましたとおり229人ございましたので、12名増という形となっております。ただ、この数字につきましては、この締めました後に内定及び保留の通知を申込者の方にお出ししております。その通知を受けまして辞退をされた方がいらっしゃいましたり、辞退された枠に新規に内定を発行しておる方もいらっしゃいます。また、随時申し込みの受付も継続をしておりますので、日々変動しております数字でありますことをお断り申し上げておきます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

待機児童解消という点で言えば、去年もそうですし、その前からですが、結局内橋のところの星の子保育園ができた後は保育園ができないで来てるわけですね。待機児童は増え続けているという状況でありますので、本来ならば民営化とかいうことも含めて検討されるということだったんですが、保育所を誘致するという点では、民間保育所を増やしていくという今までのやり方、原町の保育所、それから今言いました星の子とかということを含めて、増やしていくことによって待機児童の解消に、大いに解消していく方向に進んでいるということはあるわけですから、そ

ういう点では保育所ができなかったらどどん待機児童はこれ以上かさむということになるわけです。そういう点では、何も手だてを打たない、計画がない、民営化だけというようなことだけでは先さいまないと思いますね。町民に対しての責任を果たせないと思う。そういう点で副町長はどういうふうを考えてあるのか、説明お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

言われる西地区ですか、そちらに議員盛んに西のほうに民営というか、民間の保育所を誘致したらどうかというふうに言われてると思いますけど、それは私も本当に必要じゃないかというふうに思っております。ただ、西地区のほうは場所というか、土地が実際のところ空き地というか、ございませんよね。議員は盛んにそういうふうに言われるんですけど、逆に私のほうがちょっと聞きたいんですけど、じゃあそこに誘致する町有地っていうのもないんで、どういうふうにしたらいいかというふうに。あの辺に残ってるのは、市街化区域はほとんどないですよ。調整区域はありますけど、それをしようと思ったら、やはり農地転用とか、開発関係というか、そういうところで時間がやはりかかると思うんで、担当のほうも私たちも、本当にどういうふうにしたらいいかなというふうに今検討してる場所なんですよ。持ってきたのは、もう十分気持ちはあるんですよ。逆に、本当言うて議員はどういうふうを考えてるのか、ちょっとお聞きしたいですね。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

それは、町有地だけのことではないんですよ。民間のところも含めて保育所を粕屋町で運営してやっていきたいというところを見つけ出すということからいえば、例えば保育連盟とか含め、そういう保育所の関係するところの団体も含めて、それとか今の保育所、民間の保育所のところなどの系列のところとか、いろんな形でそれは相談できると思うんですよ。そういう努力をされたのかということが聞きたいんですよ。実際そういうことをしたけどだめだったということだったならば、もう一つどういうふうな方向が大事かということは考えなければならない。

もう一つは、それとあわせて財源の問題があるというのが根っこにあって、何か先さい進まない口実にされてるんじゃないかというふうに思うんですけど、その点はどうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

担当課のほうには、西区のほうに民間のほうは幾つか来てますよ。来てますけど、実際のところあそこは地価も高いし、それが本当にできるのかというところがありますよね。空き地というのは、私たち努力したかという、探したのかというふうに言われますけど、それはもう前から西区のほうはいろいろ柚須区のほうのとことか、いろんなどこ探してますよ。財政面からいえば、うちの財政が本当に潤沢であれば、どこでも買ってできるでしょうけど、それができないから民営化の補助金を使ってしたいというふうに考えてるだけなんですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

時間がなくなりますので、先に進めていかなければなりません、財源として、私がいつも財政調整基金やら公共施設整備基金を使ってくれということを書いてきたんですね。今28億円、両方基金の関係があるということになっておりますが、今国は基金を使うことを進めとんですよ。先日も私一般質問で言ったと思いますが、麻生大臣は基金が残って交付税減らすぞというやり方なんです。それはどちらがいいかといったら、交付税もちゃんと出していくようにさせるという国の施策ということが大事だと思いますけど、しかしこのままだったら基金が残るところは交付税を減らす対象に入ってきたら、その分が目的が果たせないものとして残っていくということになりかねないということがあると思うんです。

それで、もう一つは総務省の事務連絡の中で30年の地方財政の見直し、予算編成の留意事項についてということで、基金の増加を口実に地方交付税を減らすということであって、交付税減額されるならば、財政調整基金を活用していかにか使うかということがあるわけです。そういうことも含めて、今の基金の公共施設の関係の整備計画の中でとか、基金の使い方ということなども含め、国に報告もせえということ、29年度、昨年度の中で出てるんですよ。だから、どういう基金の使い方をしようとしているのかということの提出された内容の中には、保育所の問題というのは載せられてないのか。どういうふうな基金の使い方になっているのかについて説明を求めます、副町長の。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

経営政策課長のほうからちょっと説明いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

基金の話でございますが、国のほうに基金がどれぐらいあるという報告は行っております。その使い道を報告する義務はございませんでしたので、その内容には何に使用しますということは入れておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

それは今までの内容で、去年国がそういうことでの連絡をして各自治体に示しているのがあると思う。それは来てるのか、来てないのか。知らなかったということなのか、いや、そげなことはもともとないということなのか、それについて説明を。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

基金の額につきましては、29年度報告をしております。28年度もそれがあったかどうかは、ちょっとすみませんが、記憶にございません。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

どういう内容にこの基金を使うというようなことなどの報告をしなくていいものだったということを言っているんですか。私は、そういうのが、内容が含まれたものが基金の活用として国が報告を求めているというふうに聞いてましたので、そうじゃないということですか。そのことについて。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

具体的な内容まで報告の義務はなかったというふうに記憶しております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、今私が述べてる点から見ても、財政調整基金の使い方ですよ。そういうことも含め、公共施設等総合管理計画、基金の使い方については、今

後いずれにしても計画性も含め、どうしていくかということの一つに町立保育所の建替えの資金として使うことを検討することを求めて、次の質問に行きます。

次は、先ほどの西部地域への保育所の誘致の問題については副町長からの答弁もありましたが、いずれにしても噂によると、西の柚須のところの道德のところの敷地、会社の土地を使って何か保育所ができるというような話を、議員の中でも話が伝わってくるほどの話はあるんですよね。そういうのができれば、私は100人なり150人なりの規模の保育所の受け皿ができることは、非常に大いに歓迎すべきことだと思うんですが、そういうことなども含めた町として待機児童解消のために本当にどうするかという方向での保育所の誘致という点では、真剣に考えていく必要があると思うんですね。

それとあわせて、町立保育所の幼・保連携の保育所についてですが、これも今までも3歳児の問題とか、受け入れるところについての保育所としての必要性ということなども提案をしてまいりました。ただ、これは担当所管に聞きたいんですが、実際に幼・保連携の保育所をつくるということ、こども園をつくるということになれば、国の担当の所管、これは文部省になるか内閣府になるかという問題があるんですが、そういう担当の国の機関に、実際幼稚園の大川と西などの連携施設、幼・保連携施設としてつくっていくという点についての問い合わせなり、そういう話は進めておられるのかどうか。もう全く考える余地ないということなのか、それについて説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

町立の幼稚園を幼・保連携の認定こども園に移行するということにつきまして、所管としましては厚労省と文科省両方という形になります。今現在、そちら県を通してですけれども、具体的に町立幼稚園を移行したいんだけどというご相談等はしたことはございません。その前段階として、児童数が減っているとは言いましても、教室が空くまでには至っておりませんので、また3歳児の保育も始めないといけないということを勘案しますと、どうしても今の幼稚園から機能とか規模を落とせないというところがございます。なので、それに保育園をくっつけますと、非常に定員数が大きくなり過ぎるというような課題が発生します。

またもう一つは、どうしても増築等が必要になりますので、今の園舎の古さとか立地を考えますと、建替えが妥当であるんじゃないかというふうにも考えます。そうしますと、財政的な負担も非常に大きくなるという形でいろいろ課題がございまして、まずどういう方向でこども園化したいかというのを町が決めていか

ないと相談のしようもないという形で、まだ今はその検討中でございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

これは、財源問題を基本に保育所もですが、幼稚園もですけど、ネックになってなかなか前に進まないというようなことだと思うんですね。それは今からの子どもが少子化で減るというようなことなどで、実際施設としては増やしていった予算をかけてやってもあまり効果ないやないかというようなことの発想があると思うんですが、私はこの町立保育所なり幼稚園など、本当に公共の施設として残して、そして高齢化の中ではお年寄り、高齢者も含めた複合施設的な福祉施設としてつくっていく拠点としてもつくれるんですよ。それともう一つは、そこに避難所とかを含めたことも含め、今後特にここの粕屋町の場合は福祉センターだけしかない、福祉施設など避難所というようなことに活用していくこととかということなどを含めて、公共の建物として、保育園、幼稚園を改修なり建て直して進めていくということを考えるべきだというふうに思うんです。

それともう一つは、最後にちょっと1つ提案をしておきたい。今、国は公共施設等適正管理事業債を長寿命化事業として拡充して、公共施設の使用年数を法定年数、耐用年数を超えて延伸させる事業として充当率90%、交付税率30%、50%ということで進めてるということが言われてるんですが、このことについては何か今回の保育所の保育所の問題を含めた、特に保育所、幼稚園の問題について検討されたことはありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

今回の建替えがその前の段階で今ちょっと話が中断をしておりますので、まだそこまでの検討はさせていただいておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

では、一般質問を以上で終わりたいと思います。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午後0時45分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号8番、太田健策議員。

（8番 太田健策君 登壇）

◎8番（太田健策君）

議席番号8番、太田健策です。通告書によりまして質問をさせていただきます。

1番の原町バスカットについてということですが、これは12月議会に質問し損なひまして、今回改めて質問させていただきます。

これは、現町長が町会議員現職のときに一生懸命取組まれて質問されておりましたことを私も聞いて、この状況がどうなっとなるのかということ、町長が今ごろベッドの中で心配されとっちゃないやろうかと思ひまして、質問をさせていただきます。

原町近隣住民から、交通渋滞緩和策としてバスカットが設置してあるのにバスが停車しないので、タクシーの待機場所となっているのはおかしいじゃないかと指摘があり、現在の因町長が平成20年12月議会を皮切りに質問されました。現在もそのままになっておりますが、当時の状況からしてどういうことであつたかは長くなりますので、道路環境整備課長に報告をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

太田議員のご質問にお答えいたします。

原町のバスカットにつきましては、町といたしましても交通渋滞解消につながるため、福岡県土整備事務所と関係地権者との協議を行ってきましたが、いまだ合意には至っていないのが現状であります。

経緯につきましては、平成27年度に既存のバス停を含めた新たなバスカットを設計するために地権者の同意を得まして、現地測量を実施いたしました。警察とも打合わせを行い、地権者と協議を行いましたが、そのときは合意に至っておりません。また、平成28年度の福岡県との協議の中で、福岡県よりバスカットの位置を含めた計画を再度検討するという回答をいただいておりますが、具体的には進んでいないのが現状であります。29年度におきましても、引続き福岡県に対しまして要望はいたしております。今後も県と連携を図りまして、対処してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

これは、現町長がもう5回質問されとるんですね。それで、5回で平成20年ですから、もう平成30年、10年間放ったらかしになっとうっちゅう状況で大変残念に思われとうと思いますが、10年間放ったらかしになるということの中で、やっぱり町には弁護士さんも顧問弁護士もおられます。だから、やはりそういう顧問弁護士とも打合わせをされて、10年もどうもならないと、お金は土地代として買ってあります。ということで、やっぱり言うて分からなかったら法的な何か手段をとるとかということにされないと、これはあと10年たっても20年たってもこのまま動かんっちゃないかと私は危惧しております。やはり、何事も皆さん方大変でしょうけど、公共工事っちゅうのは地元住民の願いでされておりますので、ぜひそれに反対する人には反対するで理由はありましようけど、この場合の理由っちゅうのは、はっきり言いまして、今聞きましたところ分かりませんが、その辺のどこをお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

理由について。

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

理由についてでよろしいでしょうか。

理由につきましては、当初このバスカットの件は平成10年度から用地買収とか、そういうことで事業が進んでおります。それで、当初は土地の所有者の方の同意を得まして、用地のほうを買収させていただいております。その後、マンション等があそこに建設をされまして、そのときにマンションの入居者とか、あそこに店舗がございますけど、そちらあたりとの話がちょっと合意が至らなかったということで、27年度に改めてバス停の位置をずらすということで27年度に再度新たな協議を行わせていただいたということなんですけど、その件につきましてもちょっと用地の幅とかで合意が得られませんでしたので、いまだに結論は出てないということになっております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

用地を買収するときには、バス停をつくるということで用地を買収されたんじゃ

ないかと思うんですが、そういうときの何のために買ったかちゅうのは、その売買契約か何かには何も入ってないんですか。入っとうと思うんですけど、そのとき買った後から住民が反対と。住民にどういう権利があつて反対されようですか。

◎議長（山脇秀隆君）

どなたが答えますか。

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

バスカット関係でございます。これは、確か私は信号機から原町駅の道路を拡幅する状況の中において、当初は3メートルほどで離合ができないような道路でございました。それを確か国庫補助の地方特定道路整備事業という事業でもって道路拡幅をするために、例えば以前はうどん屋さんとかアイスクリーム屋さん、そして歯医者とか印刷屋さんもございましたけども、そちらのほうの家屋調査、家屋補償なり、地権者に対することの用地買収ということで、町道については粕屋町のほうで用地買収をしております。そのときに、前々因町長のほうがちょうど課長だったと思いますけれども、せつかくそこまで道路が広がるのであれば、バスが停まったときに支障があるということで、1軒目の人については用地買収については応じていただいたと。ということで、今現状の用地は確保できてるわけですが、もう一軒の方がなかなか私どもも用地交渉に行ってもご同意を得られなかったということで、県のほうの事業としては、まず粕屋町の開発公社のほうで用地を取得しながら、それを県のほうに渡して、そのときにある程度の形態というのはできておりましたので、速やかにバス停を移動しておれば、今現状のほうのことも起こってなかったと思いますし、今現状なかなか議会からでもご意見いただきますけども、苦しい状況でございます。

そうした中において、もう一人の方の地権者の方が相続で受けられましたので、先ほど課長のほうが申しましたように平成27年8月、こちらのほうに今までこういう格好で粕屋町にも交通渋滞の関係でいろいろ住民の方に迷惑かけてますので、御宅様のほうについても用地をお分けしていただだけませんかということでお話に行きました。その時には、自分も承知しておるので、用地は分けられる分については分けるからということで測量に、今課長が説明しましたように測量に入らせていただいた状況で、その測量の結果をもとに警察協議、そして地権者の用地買収の協議ということも進めるべきこととございましたけれども、なかなか当計画について難色を示されているということで、その後につきましては福岡県の整備事務所の県道の管轄でありますから、そちらのほうに強く要望を申し上げている次第でございます。今この分が回答ということでなかなか解釈できないかと思っておりますけども、今現

状町としていたしましては、県道のほうの事業としてお願いしておりますので、その旨を根気強くできるだけ速やかにこの事業が終結するよう努力してまいりたいと考えています。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

今までのその説明を聞きますと、何に反対しようかちゅうことが分からぬのですね。ただバスがとまることについて反対なのか、シェルターをつくることに反対なのか、何事に反対なのかということがちょっとはっきりしてないような、その反対の問題をきちっと取り上げないと、相手との話し合いをするにしても、相手が求めとることについて、ただバス停がここだけ反対という、そやけん問題をもう少し詰めないとな解決ができないんじゃないかなと思うんですが、それについては因部長、どうですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

この関係につきましては、自分の前の部長のほうからも話は引継いでおります。その中において、最初のほうについては、自分たちはバス停ができることは存じてなかったから、ここに出入口をつくったと。そこんところでバス停が来るということは、出入り関係にもなかなか支障があるということをお伺いしまして、その当時の部長のほうも住民の方にも説明なりをやったところでございます。

もう一つは、やはりこのバスカットに対しましては、道路構造令的な形態もございますし、そここのところをクリアできているんですかという住民の方からのご意見もありまして、先ほど申しましたように平成28年8月に正式なバスカットとしての用地をお隣のほうにお分けしていただいけませんでしょうかということで、今検討協議が進んでいるということで、バス停なりバスの表示板とかシェルターなりというとまで、いろいろ住民の方のほうにも、マンションの方ですかね、も支障があるということは何か聞きまして、それについては以前の部長さんもかなりご尽力はしておったと思いますけども、結論に至ってないというのが今現状でございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

ということは、あそこは店舗が3軒ぐらいありますが、その店舗からの反対はあってないわけですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

直接私のほうで関わっておりませんでして、明確なお答えはできないかと思いますが、基本的にはその店舗の方からも反対というご意見がありまして、そのとき町長なり、ここにおられる議員さんの方もご尽力賜ったということは記憶の片隅のほうに残っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それで、結局その店舗もどのお店がどういう反対をしようかちゅうのを、そこ辺もまとめてありませんね。その辺を私も当時この話を聞いたときに店舗のほうに行きまして、バス停の来るとに反対しようかと、何ば反対しようかですかというて飯食いかたがた行きましたら、店舗のほうは反対はそうでもなかったというような、マンションのほうからの反対がひどいというようなことを当時の店舗の人が言われておりましたが、やけえその辺のということであれば、店舗のほうの承諾だけでも先にとって、マンションの住民の方との話に集中して、そこ辺を早くまとめていかれないと、問題をこうやって先送りして、問題は次から次にまたほかの問題が出てきます。大変忙しい中にその問題にばかり携わるといっていかんでしようから、そういう問題点をやっぱりまとめられてそこの交渉に絞っていくというようなことにしないと、せっかく町民の税金を使って何のためにつくったかということで、町執行部に対しての信頼関係が、町民からのですね。その辺を大事にしていていただかないと、今後のそういう町政の運営におきまして町のほうが苦勞をされて、そういう反対すればつくり切らんというようなことにつながっていきますので、ぜひともそういうことは許されないというようなことで町のほうとしては推し進めていただくように、これは今の因町長の議員時代の質問でありましたから、ぜひとも皆さん方協力してこの問題を解決していただきたいと思います。

それでは、続きまして、次の問題に移らせていただきます。

監査委員の議員枠の廃止についてということなんですが、地方自治法の改正で2018年4月からは議員から選ばないことも可能になったことを受け、専門性の高い人材を充て、監査機能の強化を目指すことになっているが、粕屋町の考えとしては

いかがなものでしょうか。お尋ねします。総務部長、安河内総務部長。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ただ今、議員のご指摘の地方自治法改正、こちらは第193回国会で成立した地方自治法等の一部を改正する法律によるところであると、こういう解釈で答弁させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◎8番（太田健策君）

はい。

◎総務課長（山本 浩君）

今回の改正は、平成28年3月、第31次地方制度調査会の答申を受けまして、適正な事務処理の確保と組織運営の合理化の視点による改正であります。主な要点といたしましては、監査制度の充実強化、内部統制体制の整備というものになっております。適切な役割分担によるガバナンスの項目につきまして、町、監査委員、議会、住民の4主体ごとに制度改正等が提案されたものであります。そのうちの一つが監査制度の充実強化を図られるものとなっております。

具体的には、監査基準の策定、勧告制限の創設、監査体制の見直し、包括外部監査の弾力化、この4項目となっております。そのうち監査体制の見直しにつきましては、議員のうちから選任する監査委員の数が自治体の規模に応じて定められていますが、監査委員の人選として、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるというただし書きが加えられたものとなっております。これは、監査はより専門性の高い主体が担うこととする方向で検討していく必要があるという考えのもとに、自治体は監査委員に議選委員を登用しないことを検討してもよいと、そういう判断のもとに出されたものとなっております。これまでも監査委員に求められておりました法律に関することや会計に関することにつきまして、弁護士や公認会計士の登用が行われてきておりましたが、今後はこれに加え、専門的、技術的な内容に踏み込んだ監査が求められるという社会情勢の変化に合わせたものであります。ただし、県や政令市以外の自治体の監査委員の定数は2名となっております。多様な対応は成しがたい状況です。小規模な自治体においては、これまでどおり議員を登用することによって監査委員の機能を補完するといった考えがあると思われ

粕屋町といたしましては、今回の法改正における議選の登用を行わないことは、監査制度の充実強化の一部にしか過ぎないというふうに考えておまして、全体を考えたとき、監査基準の策定や勧告制限の創設、包括外部監査の弾力化の活用等、

また広域による監査委員体制の共同設置と総合的な取組みの検討が必要であろうというふうに考えております。

以上が現在監査制度についての粕屋町としての考え方というふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

大変貴重に考えてあると思いますけど、現状が我々の同僚の中から監査委員を選ぶということについて、やはり住民監査請求等が出ますと、うまく住民が求める監査結果が出ていないということで、こういうことが続けば、将来的には裁判問題とか、そういう大きな問題につながっていかないか、いく問題があると私は思っておりますので、ぜひとも議員の中からは、今監査1名出ておられますけど、多忙な時間を費やされております。いろんなことについて監査することについて苦勞されておりますので、ぜひとも議員活動が十分にできとつとやないかな、できておらんっちゃんないかなというような感触に問われております。だから、それとともに監査をするということは、監査能力の高い人がついて、それに考え方を出される場合はいいんでしょうけど、能力の高い人がつくということばかりにはなりませんので、ぜひとも今後そういう結果が出ておりますので、そういう方向に働いていただきたいと思います。

これはほかのほうも、大阪あたりでもこの条例を可決して、来年度から実施するというようなことに先駆けた働きともなっておりますので、粕屋町も住民の一番増えている自治体ということで、よその自治体に負けないような方策もとって、さすが粕屋町は開けた町やなというような取組をぜひともしていただきたいと思えます。これについて副町長。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

今、太田議員のご意見でしょうけど、逆に議員の皆さまは全員の方がそういうふうにいるに思われてるのかということをお聞きしたいですね。やはり執行部と議会、両輪というふうにも言われてますんで、良好な関係を持っていきたいと思えますんで、議員の皆さまがそういうふうには議員の中から選ぶのはおかしいというふうなことがあれば、そういうふうな話をされて意見を統一されて出していただければ、こっちも善処はしたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

分かりました。そういう考え方を持ってあるということは今後参考にして、やっていきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、粕屋町の公共施設等総合管理計画についてということで質問をさせていただきます。

総合管理計画が28年10月につくられております。これにつきまして、総合管理計画に当たっての留意事項の中で、総合管理計画の策定段階において議会や住民への十分な情報提供を行いつつ策定することが望ましいとありますが、どのような視点で議員や住民への十分な情報提供は行われたのか、その辺をよろしく、安河内部長、お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

現在、策定されております公共施設等総合管理計画は、ただ今議員が言われたように平成28年9月に完成する予定で行ってございましたが、議会からのご指摘を受けましてパブリックコメントを行い完成版としており、今後策定してまいります各施設の個別計画策定の基本となる計画というふうに位置づけております。

粕屋町の場合、人口が増加していることもありまして、計画内容の中で施設の廃止や統廃合を行う計画とはなっておりません。施設をなくす判断であれば、利用実績と利用料との関係や、行政サービスとしての必要性等、将来性も勘案した中で検討する必要があると考えております。今後、基本方針に基づきまして、各施設所管課等が個別計画を具体化していく中で施設ごとの方針や改修、更新等の優先順位や実施時期を判断していく際には、議会や町民との合意形成を図る施策を検討し、実施していきたいと、このように考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

公共施設等総合管理計画は今からつくられるという今報告を受けましたが、この中で個別施設ごとの長寿命化計画、これは少なくとも10年以上の期間ということで可能ということになっておりますが、策定されるには大体どの期限で、期間で策定されるのか、ちょっと教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

議員勘違いされておりますようですので、訂正させていただきます。

粕屋町公共施設等総合管理計画、こちらにつきましては平成28年に策定は終わっております。この策定されました総合計画に基づきまして、今後個別計画を策定するというふうになっておりますので、その点をお間違えないようお願いしたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

この公共施設の今計画について、施設の現状、類型別基本方針のところで、いいですかね。ここに幼保・こども園というところがありまして、現状は7施設のうち3施設は築30年を超え、老朽化が進行していますという現状なんですね。この現状の中で基本方針としましては、児童が安全によりよい保育サービスを受けることができるよう、安全対策の強化及び予防保全による長寿命化を図りますと。維持管理、運営コストを縮減するため、官と民の役割分担を明確にした上で民営化が可能と考えられる施設について、民営化の段階的移行を検討しますと。今後の利用者の増加や老朽化に伴う施設の新設や建替えを行う際には、民間活力の導入による整備、維持管理の効率化や既存施設の活用の可能性について十分検討を行い、地域の状況やニーズ、適切な配置を考え、考慮しますとありますけど、こども館の幼保施設の30年を超え、老朽化が進行していますということは当初からわかっておりましょけど、突然民営化で建替えるというようなことが町のほうから発表されましたが、これについては問題として民営化にするのか、公営にするかという、その条件的に今のところどちらをとったらいのかっちゅうのが私ら議員もわかりませんし、一般町民にもわかりづらいと。やはり、これについては、民営で建てると条件的にこういう条件で建てられますと、公営で建てると法的支援を受けてこういうふうに建て替えられますというような方向性が全く見えてない。ただ民営化でお金出さんでいいから建てたいというようなことで一方的には言われておりますけど、これよりやはり議員や町民の考え方もしっかり考慮して検討して、了解のもとに進めていくというようなことが大事やないかと思っておりますが、今のところそういう状況を判断される方向になっていないと。我々も民営化がいいということになれば、本当に反対する理由はないと思うんですね。しかし、今のところは、ただ一方的に民営化で金がかからんけえ建替えるばいというようなことで言われても納得はできないというところに来て、今それが宙ぶらりんになって、粕屋町の幼稚園の問題は途中でぶら下がったとうというような状況になっておりますから、できたらその辺をぴし

やっと早く公営と民営の利点、欠点を調べて、あるいは表して、それで皆さんの理解を得るといふようなことにされると、またこの問題も動き出すんじゃないかと思っておりますが、いかがなものでしょうかと思っておりますが。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

議員が今ご指摘いただいておりますものは、総合管理計画の中に入っております現状、それから基本方針、ここの分についてご指摘をいただいております。この中の文章そのまま言いますと、維持管理、運営コストを削減するため、官と民の役割分担を明確にした上で、民営化が可能と考えられる施設について民営化の段階的移行を検討しますと、こういうことを書いております。公共施設総合管理計画自体は、こういった自治体がインフラ整備というのが重複して発生してくるので、そういうことに備えていかにコスト削減をしながら進めるためにはどうやったらいいかという、その考え方の方針等を打ち出しておるものがあくまでも総合管理計画の段階で、先ほどご指摘いただきました官と民の利点を比べて方向性を明確にしていくと、こういった点につきましては、個別計画を実施する中で検討されるものだといふふうに考えておりますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築ということで、庁内体制が長寿命化計画等の個別計画を策定していく推進にしていくことが必要ありますと。粕屋町公共施設等総合管理計画策定委員会というのは、設置はされておるんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

現状の中で策定はされておりません。現在推進委員会と推進部会ということを経営するという形でこの総合管理計画の中では入っておりますが、現状の中で策定後の調整の中で部長制の廃止の問題や保育所民営化の問題等が発生してきております。そういった状況の中で見直しを考える必要があるといふような状況になっておりますので、今後は各施設の所管課等との個別計画策定とあわせて、委員会や部会を組織化し、劣化状態による危険の判定とか、こういった財政平準化を踏まえ

た優先順位を決定すると、そういったところも含めたところでこの体制自体も検討する必要があるというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

本計画の趣旨や内容について、どういうふうに町民や議会との情報を共有されていくのか、その辺もちょっと教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

総合計画自体は、今ホームページ等々、ほかにも載せておりますし、町の情報コーナーのところにも置かせていただいております。今後、そういう内部体制の問題になってきますので、広く町民の方に入っていただいているということは余り直接的にはかかわってこないかと思えます。これが個別の計画を策定することになれば、先ほど言いましたように利用状況とか、そういったものが関わってきますし、ニーズ調査とか、そういったものの必要性も出てくるかと思えますが、そういったものの策定の中でそういう町民の関わり方については、個々の計画の中で検討されると思っております。先ほど議員が指摘されました推進委員会とか推進部会というのは、町の中の内部での検討体制ですので、その部分については基本的には職員等が当たるべき問題だろうというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それでは、今町営住宅のほうだけは長寿命化計画の計画書っちゅうのが出ておりますけど、ほかの公共物についてはどういうふうに計画されるのか、教えていただけますか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ほかの公共物、今議員さんのほうは町営住宅のことを言われましたが、ほかにも道路とか橋梁とかの個別計画というのは、既に策定されてあるものはあります。それと、短期的に計画を策定して取組んでいる、例えば学校とかも補助金等の関係で短期的なものは策定されておるというふうに認識しております。あと、各部署ごとに施設を持っておりますので、所管します部署のほうでどういった規模、どういっ

た範囲での個別計画を立てていくのかということに関わってくるかと思っております。私も総務課でありますので、庁舎等の個別計画のほうには取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それで、本計画の実施、推進に向けて、重なると思いますけど、その辺の考え方をお尋ねしたいと思いますが。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

個別計画につきましては、国のほうからは平成32年までに策定するというような指針が出されております。平成29年度、30年度に先行して庁舎を含む個別計画等の準備、検討を今進めておりますが、全体といたしましても今後限られた期間の中で計画の策定、実行や管理まで包括的に管理する必要が発生してくると思っておりますので、平成30年度内に先ほど言いましたような体制等の検討等も再度やりまして、32年まで計画策定が進められるように予定をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それではどうも、計画が32年までということで、できるということで楽しみに待っておりますので、これで私の質問を終わります。

（8番 太田健策君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

議席番号11番、福永善之議員。

（11番 福永善之君 登壇）

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。本日は、2問質問をさせていただきます。

まず1問目は、本来であれば町長ご自身しか真相は知らないということは認識しておりますので、問題の策略をされないでですね、この場で質疑ができればなというふうに考えておりました。2問目に関しましては、これは町長が不在ということでありますので、今後の組織体としての在り方というか進め方をどのようにやっていくのかということで質問をまとめております。

では、1問目ですね。午前中にも井上議員と田川議員のほうから関連の質問がありました。私のほうは別の視点から質問させていただこうと思います。

まず、2人目の副町長というふうに書いておられますが、ちょっとややこしいので、もう池田さんというふう固有名詞で言わせていただこうと思います。池田副町長の辞職に関してということで、昨年6月の定例会で池田氏の副町長としての選任同意案が議会に提案されました。採決の結果は賛成多数、賛成が8名、反対が7名でありました。同じ年の7月1日より特別職として勤務され、9月までの3か月間は各課、原課のほうの現状を把握するというふうに言われておりました。町長は池田氏の選任に当たっては、私より優秀な人に役場職員の今まで以上のレベルアップを任せたいと言われておりました。しかしながら、今年に入り、辞職のお知らせが議会に通達されました。

まず、総務部長にお尋ねします。

通告としてこれ出しておりましたが、これは町長も質問内容は読まれておりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

質問内容については、町長も把握しておると思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、某マスコミ報道では1月31日付の辞職となっておりますが、実際は1月21日に辞職がなされたというふうに聞いております。なぜ誤った情報が流されたのか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

2月9日の西日本新聞により、粕屋町池田泰博副町長が一身上の都合を理由に1月31日付で辞職したことが8日、分かったと報道がされました。辞職記事の掲載につきましては、町から新聞社に対して連絡は行っていない状況での誤報でしたので、退職日については池田氏から出されていた辞表及び公務の状況に基づき1月21日と判断しておりましたので、西日本新聞社に要請を行い、2月10日に訂正文を掲載していただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

確認なんですけど、新聞社のほうからは役場に対して辞職日の確認がなかったということですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

2月9日に、今言いましたように朝刊で載りましたが、その時点までにうちのほうから新聞社のほうに連絡はとっておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

マスコミのほうは、どうして確証もなくそのような発信をされたのかっていうところが気にかかるそこなんですけど、その辺は確認はされましたか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

これにつきましては、担当記者のほうに対しまして確認をしております。辞表の情報は社内からのもので、本人に確認したというふうに聞いております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

マスコミとしては、これは信用問題にかかわることですね。必ず裏づけというのをとっていかないとこのような感じになると思いますので。今回は、町のほうは不備はなかったという感じで受け止めております。

では、続きまして特別職である池田氏ですね、副町長として、条例では特別職には給料、地域手当、期末手当、旅費及び退職手当を支給するとあります。給料に関しましては月額67万4,000円、地域手当に関しましては給料と扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を月額として支給するというふうに書いてありますが、月額の地域手当は幾らですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

4万440円です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、12月の期末手当は払われたというふうに午前中の答弁でもありましたが、もう一度よろしいですか、額。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

121万4,548円です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

同じく、退職手当に関しても額面をおっしゃってください。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

退職手当につきましては、福岡県市町村職員退職手当組合のほうから出されますが、計算した状態で正確な額ははまだ伺っておりません。100万円相当というふうに認識しております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

今回の退職に当たっては、いろいろな理由があるとは思いますが、先ほど課長のほうから言われました福岡●市●市町村職員退職手当組合退職手当支給条例には、自己都合により退職に関する項目も含まれてると思います。その中で今回池田氏は、1年未満で退職をされてますね。その1年未満に対する支給というところがちょっと私のほうで調べましたけど、明文化されてるのかなという感じで考えてるんですけど、その辺はいかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

現在、先ほどちょっと名称が違いましたけど、福岡県市町村職員退職手当組合ですね。こちらのほうと退職手続についてやりとりをしておりますが、期間が短いことで退職金を支払わないというような規定については、今のところ話は出ておりま

せんで、支障はないものというふうに捉えております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

その条例の中で5項目に分かれてると思うんですよね。まず1つが10年以上20年未満、次が20年以上30年未満、次が30年以上40年未満、次が50年以上60年未満の就労ですね。その中で1年未満っていうのが全く明文化されてないんですけど、その辺はどうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

それは逆に、長期の場合の区分が設定されてることを言われてるんじゃないかなと思いますけど、1年未満の者も一番最初の段階で含まれておるというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

私が退職手当支給条例を見た中では、1年未満のところの明文化っていうのがちょっと探せなかったんですけど、どうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

先ほども言いました条例上、1年未満の取り決めはどうなっているのかというふうな私自身の確認は行っておりませんが、現在退職手当組合と事務処理の手続を行っている上で1年未満であることで支給の制限がかかるのか、そういったことは聞いておりませんので、そういったものはないというふうに判断しております。必要であれば、確認させていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、続きまして、辞職に関する通達文書ですね。これは、1月21日付で通達文書が議会のほうに執行部のほうから流れてきました。その辞職の理由としては、一身上の都合とだけ書かれてありました。特別職に関しましては、これは選任同意も受けて議会の議決まで得ているということ、案件でありますので、納税者である町

民に対して辞職に対する説明責任が私はあると思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

おっしゃるとおりだと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

じゃあ、ちょっと時系列的に申しますと、1月19日の金曜日が最後に皆さんが池田氏を見かけた日だと、池田氏が役場に登庁した日だというふうな認識でよろしいですね。で、土日の1月21日の日曜日にある団体の席上で挨拶をされたということですね。で、1月22日の月曜日に吉武副町長と総務課長のほうでご本人に会いに行かれたんですかね。午前中の答弁ではそう聞き取ったんですが、ちょっとその辺の確認をよろしいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

私が申したのは、町長のところに聞きに行ったということです。池田さんから連絡があったので、辞められる理由が分かりませんので、どういうことでしょうかということで町長の病院に行きました。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

そのときに町長自身、ご自身で選任をしてる案件でありますので、やはり事務方としては理由を聞かないといけないと思いますので、それは妥当だと思います。で、町長は何と言われましたか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

あくまでも一身上の都合ということで辞表を出された分を見せられました。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

一般的な組織ですよ、会社と捉えてもいいと思うんですけど、一般的な組織であ

れば、一身上の都合で告ぐ、それはあくまでも建前上であって、ただ理由というのがやっぱりあると思うんですよね。今回は、ご自身が招聘してきたという言い方ですね、外部から招へいしてきたという、そういう人材でありますので、その人材に関してなぜこういう辞めるということになったら、もう想定できると思うんですよ。いろいろな方がやっぱり何でやとか、今までのお金はどうなったんだとか、そういうことはもう想定できる範囲だと思うんですよね。その中で一身上の都合でというところで副町長と総務課長行かれたと言いましたが、いや、町長、そういう受け答えでは皆さん納得できませんよということは伝えなかったんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

いや、そういうふうに伝えましたよ。けども、町長もその頃は具合が悪くて、あまり考えるというか、とこまでちょっと自分の意見というか、まとまってないということもあったんですね、本人2月、そのときは2月1日に役場に来るからということで話してあったんで、そのときに自分たちも池田さんが一緒に来られるというふうに、その日に来られるというふうに理解しておったんで、内容について、病人であるんで、そこまでずっと話し合うというか、時間もあまりありませんでしたので、とにかく2月1日までに出てくるから待ってってくれということでした。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

分かりました。

先ほど総務課長と話す中で、ちょっと私一点だけ漏らしていた件がありますので、退職手当に関しましては、辞職した日付から1箇月以内に支払うというふうに、そのように規定があると思うんですけど、もう支払われたということによろしいんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

現在手続中で、まだ支払いまでには至ってないと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、続きまして、地方自治法第165条には、副町長が任期中に辞職を申し出る

場合、20日以上前に町長、町長が欠けている場合は町議会議長に申し出てその承認を受けなければならないとあります。この地方自治法第165条に関しましては御存じですか、総務部長。

◎議長（山脇秀隆君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

存じております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、池田副町長はいつ、誰に辞職の申し出をなされたのか。また、誰がいつその申し出を承認したのか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

池田氏の辞表につきましては1月21日付で、同日因町長に提出されています。その後、因町長から登庁を促す連絡を行いました但未ならず、結果2月6日に因町長から吉武副町長に対しまして池田氏の辞職について事務手続を進めるように指示がっております。その後、2月7日に町長、それから吉武副町長、教育長、それから総務部長、私等で協議を行いまして、本来自分が病気療養中の状況であり、副町長としての役割を果たしてほしかったが、この状況が続けることはできないとの判断から池田氏の辞職を受理する。退職日につきましては、届出日である1月21日とすると。退職理由につきましては、一身上の都合とするということを確認しております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

時系列的に今答弁されましたが、辞職をする場合、20日以上前に届けるという感じ、伝えると。引継ぎの面とかあると思うからですね。そういうことが書かれておりますが、今回1月21日に話されて、その日に受け付けられたということであるんですけど、それで組織としてよろしいんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ただ今議員のほうから言われておることは、地方自治法第165条における副町長が退職をしようとする場合には20日以上前に申し出なければならないということは、これは先ほど議員も言われましたように、行政の混乱と渋滞を招くおそれがあることを阻止するための定めであります。今回は、20日以上前の申し出とはなっておりませんが、地方自治法第163条におきましては、副知事及び副市町村長の任期について、普通地方公共団体の長がこれを一方的に解職することができるというような観点から退職の判断を行っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

うまいですね。163条持ち出されましたか、本当うまいですね。抜け道というか、そういうのはあるんですよね。要は、先ほど私申しましたように、普通の組織体、普通の会社と例えてもらったらいと思うんですけど、やはり引継ぎってというのがあると思うんですよ。引継ぎとか辞めるという意思表示をして、やっぱりそこからまた代わりの者を募集して、また採用していくという流れになっていくと思いますので、そういう手続を踏まずして円満退社をされないで、何事もなく出ていくという在り方が果たしてよろしいのか。皆さんもよろしくないというふうに認識をされてるとは思うんですよね。これは、町長が1月21日に受理したということですので、6月議会にその辺も含めて聞いていかないといけないかなということでは考えてます。皆さんの立場上は私も理解してるつもりでありますので。

続きまして、池田氏が3箇月間、7月1日からの任期開始から3箇月間は、役場の全課を回っているいろいろと事務事業とかを見ていくという感じのこと言われてました。その中で全職員、これは再任用の方も含む全職員の方と面談をされたというふうにも伺っております。

では、6箇月とちょっとの間の在任期間でありましたが、役場としてどのように変わっていったのか、お聞きします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

課長級以下の職員と面談は行われたようでございます。各課を全部巡ったというのは、ちょっと私は、幼稚園とか保育園ですね、そちらのほうには行かれたんじゃないかと思っておりますけど、各課を巡ってじゃなくて、自分の部屋に呼び出されてヒアリングをされたんじゃないかと思っております。

レベルアップ、どう図られたかと、ちょっと客観的にどこがどう変わったとかと

いうのは分からないと思うんですよね。非常に難しいご質問だと思うんですよ。これは池田さんがされたことであって、自分たちが周りから見てああ、変わったなというふうなことは、私は感じませんでした。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

私自身が感じてないから、これだけの経費を使って皆さんがどう感じたかと、どう変わっていかうかというところをやっぱりしとかなないと、金だけ使って、町長いつも言われてますけど、無駄遣いはいかんということと言われてますからね。何かしらのこの6箇月の間にでも、少しでも役場として何か彼から享受できるものがあったというところがないと、ますますこれは任命した責任というところが問われていくと思うんですよね。

安河内部長は、職員のまとめ役としてどうですか。池田さんが6箇月強おられましたけど、何か、副町長のところまでは意見が来ないかもしれないけど、池田さんが来て職員の末端の方たちがこう変わってとか、そういうことは聞かれていますか。

◎議長（山脇秀隆君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

池田氏の仕事につきましては、給食センターの損害賠償金の問題については精力的に活動されておりましたことと、広報かすやの編集につきましては、自分の過去の経験からアドバイスをいただきまして、積極的に業務をしていただいたことは認識しておりますが、ただ今おっしゃっております職員が個別にどのようなレベルアップをしていったかということにつきましては、具体的にご説明できる内容は私も持っておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

分かりました。

なかなか職員の皆さんもいろいろとやりにくい面もあったと思うんですよね。私が個人的な見解から申すならば、やはり池田さん云々の問題ではなくて、同じポストに複数人設けるといふその手法というか、そこがやっぱり元々の混乱を招く原因ではなかったかなというふうには私は考えています。

では、続きまして、町長不在時の町長の職務代理に関してということで、町の規約の中には、今副町長いらっしゃいますので、町長が欠けた場合は副町長が職務代

理者となると、副町長も欠けた場合は総務部長が第一の職務代理者になるというふうに順位づけはなされてるとは思います。

今回、町長不在の中で副町長の事務分担及び町長の職務代理の順序に関する規程はありますが、権限はどこまでお持ちであるかというところをお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

町の職務の代理につきましては、地方自治法の第152条に定められております。長に事故あるとき、または長が欠けたときは副町長がその職を代理するとなっております。原則として町の職務権限の全てに及ぶと解されております。しかしながら、それは長の職務権限のみを代理するものであって、長の身分なり資格なりをそのまま代理するものではありませんから、長の身分や資格を要件として長に付与された職務権限につきましては、一般的には職務代理者の代理権は及ばないというふうに解されております。例えば、議会の解散であったり副町長の選任、こういったものについては、職務代理者は行い得ないという解釈になっております。

順位につきましては、先ほど議員が言われたように第1順位が吉武副町長になっております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

権限については分かりました。

これは恐らく今後あり得るだろうということを私が想定して、ちょっと質問していきますね。

町が年4回ある定例会で議案として出してきましたよね。その議案に関しましては、町としてやっぱり自信を持って持ってきてる議案でありますので、ぜひ議決をしてもらいたいという考えであると思うんですよね。その中で、例えば条例があるとしたら、条例ですね。要綱とか、まあいいですよ。その要綱とか条例を持ってきた中で、その中に不備があると、議会としてはこの文言をこう正さないとちょっと賛成までには難しいぞと、そういう流れができたときに、そういうときに副町長の権限でそれがじゃあ、分かりました。そこを訂正しましょうという流れができるのか、若しくは一旦ストップして、ちょっと町長にお伺いしますと、そういう流れになっていくのかというところをお聞きします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

やはり、町長が考える能力が何もないと、そういう場合だったら私がするようになるとは思いますけど、今の状態にあれば、やっぱり相談して決めていきたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

分かりました。

そこまで権限があれば問題ない、組織体としては別段トップが欠けても、どの組織体でも通常の決められた業務っていうのは回っていくと思いますので、その辺は私は理解はしております。

今回は、町長に関する、本当はご自身がいらっしゃったほうが問題が先送りされないでいろいろと聞けて、町民の皆さんにお知らせすることができたというふうに考えておりますが、これは6月に池田副町長の問題に関しましては、引き続き真相はどうだったのかと、任命したご自身のちゃんとした説明を求めたいと思って、今回の私の質問とさせていただきます。

（11番 福永善之君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせいたします。

本日は4名をもって終了いたします。よって、明日6日火曜日にも4名の一般質問を実施予定であります。時間の都合がよろしければ、明日も引き続きお越しいただきますようご案内申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後1時55分）

平成30年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年3月6日（火）

平成30年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月6日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番 議席番号 13番 久我純治 議員

6番 議席番号 9番 川口晃 議員

7番 議席番号 3番 案浦兼敏 議員

8番 議席番号 4番 鞭馬直澄 議員

2. 出席議員（16名）

1番 末若憲治

9番 川口晃

2番 井上正宏

10番 田川正治

3番 案浦兼敏

11番 福永善之

4番 鞭馬直澄

12番 小池弘基

5番 安藤和寿

13番 久我純治

6番 中野敏郎

14番 本田芳枝

7番 木村優子

15番 八尋源治

8番 太田健策

16番 山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

副町長 吉武信一 総務部長 安河内強士

教育長 西村久朝 都市政策部長 因光臣

住民福祉部長 安川喜代昭 総務課長 山本浩

学校教育課長 山野勝寛 協働のまちづくり課長 杉野公彦

経営政策課長 今泉真次 収納課長 臼井賢太郎

税務課長	中原 一雄	給食センター所長	神近 秀敏
社会教育課長	新宅 信久	介護福祉課長	八尋 哲男
健康づくり課長	中小原 浩臣	子ども未来課長	堺 哲弘
総合窓口課長	藤川 真美	都市計画課長	田代 久嗣
道路環境整備課長	安松 茂久	上下水道課長	松本 義隆

(開議 午前9時30分)

◎議長（山脇秀隆君）

改めましておはようございます。ここ数日暖かい日が続き、梅の花が満開であるとの報道が盛んに伝えられております。菅原道真が太宰府に左遷され、大事にしていた梅の木に別れを告げる歌が詠まれております。主なしとて春を忘れないように、そのときが来たら花を咲かせ、においをよこして知らせなさいとの有名な句であります。粕屋町においても町長不在の中ですが、町政を滞らせることなく、平成30年度の当初予算が審議されます。私たち議員も、梅の花が春を告げ季節が変わるように、町政を確実に進めなくてはなりません。粕屋町町勢発展のため、しっかりとした議論を展開していきたいものであります。

本日は、一般質問2日目であります。4名の議員の質問を予定しております。よろしく願いいたします。

町長から病気療養中のため欠席届が提出されております。

ただ今の出席議員は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、「議長」と声に出して挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号13番、久我純治議員。

(13番 久我純治君 登壇)

◎13番（久我純治君）

おはようございます。議席番号13番、久我純治、通告書に従いまして質問いたします。2問します。

まず第1問、中央保育所を民営化せず立体的に建替え、複合施設保育所にということで質問します。

粕屋町も10年後には少子化または高齢化に直面することになるでしょう。現在、町営3箇所、認可保育所が6箇所あります。届出保育所8箇所、それから企業型保育所が幾つかできております。去年できた小規模保育所もあります。町営2箇所を

民営化すると、先々では園児の少子化が進み、幾つかの保育所は経営難になると思います。今から先、町で何らかの施設をつくろうとするとき、町有地としてなく、これから先、町で何らかの施設をつくろうとするときも逆に民有地を借りなければなりません。約1,200坪の中、立体的な複合保育所を鉄筋で建てれば多様化ができ、将来何かできるかも。また、町の考えを問います。

行政は、待機児童対策として民営化を押し進めてきましたが、民営化が本当に待機児童対策になるのでしょうか。2箇所の町営を民営化すると、本当に大きな町有地はなくなります。一度民有化すると最低でも30年くらい町が利用することはできませんし、いつ返してもらえるかもしれません。私も、またこれを執行する今の行政の人たちも、生きているとは限りません。これこそ後世に私たちが残す負の財産ではないでしょうか。考え方を換え、約1,200坪ある中央保育所に3、4階建ての鉄筋の建物を建て、1、2階を保育所に充て、その上を他に利用する。また高齢者施設等、先々では高齢化が進んだ際には町有なので何でもできると思います。鉄筋だから80年もつそうです。民有化での建築費は安価でできるかもしれませんが、今後のことを考えると目の前のことだけではだめだと思います。行政として今後は高い建物が必ず必要になります。

粕屋町がこれからも人が増えるとはいえ、確かに今は若い人が多いかもしれませんが、若者もすぐ同じように年をとっていき、人口が多い分高齢者も増えていきます。逆に、若い人たちより高齢者の進むことが早いかもしれません。今現在、何かあると高齢者の施設は福祉センターになっております。しかし、この建物も古く、何かと不便です。使い勝手が悪いと言われております。やがて先々のことを考えると、早く何にでも利用できる複合施設を建てるべきだと思います。

私がなぜ中央保育所1箇所を建替えるようにと急ぐのも、仲原保育所も今後何らかの利用ができるように考え方を換え、今は手を入れて時間差で建替えるといいと思います。あの広い土地も、粕屋町の町有地ではありません。民営化すると町有地であっても使うことはできません。市制に向けてどうかということならば、有効かつ将来のことを考えるべきだと思います。市になればいろんな施設が要ると思いますし、これは行政に対する提案と思ってください。いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

ご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、少子化が進みましたら園児数の減少が起りまして、そういうことが十分に想定をされるところでございます。施設の総数といいま

すか、定員数が同じでありましたら、民営化をするかしないかにあまり関わらないかとは思いますが、とにかく園児数が減少をいたしますので、その時点で私立としてあります園について経営が厳しくなるということは、十分懸念をされる所であると思っております。

議員がおっしゃいますのは、将来粕屋町で少子・高齢化が顕著に現れてきました時に、保育所を建替える際に高齢者施設など別のものに用途が変えられるというような形の事を多分提案していただいているところだろうと思っております。非常に有効なご提案だろうと思っておりますので、今後建替えに関する検討を行う中で、貴重なご意見として検討事項とさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

さっきも述べたように、町の経営する保育所が3箇所、認可保育所が6箇所、小規模が1箇所、企業型保育所が今度何ぼもつくってありますよね。そして小規模保育園は1箇所あります。そうすると、これをゼロにすることは、待機児童できないんですよ。今仮にこれをゼロにすると、認可外保育所がどうしても潰れてしまうんですよ。だから、なおさら私は言うんですよ。やっぱり今まで頑張っている保育所なんですよ、そりゃ時間差がいろいろありますけど。国全体がどうしても少子化になる、それは分かってますよね。少子化の大臣までできてますよね。その中にやはり粕屋町が民営化していくことを前提にやっていくこと自体が、私は今ある保育所をいかに利用していくかを考えるべきと思うんですよ。そしてやはり粕屋町も、今は人口増えてます、増えますっていうけど、必ず10年後ぐらいからは少子化に入ります。そして高齢化の人たち、さっき言ったように施設がない。全然ない、まだ考えてない。だから、私いつも危惧してるんですよ。

そして、この対策としていつも言うのは、建物を建てればいいじゃないんですよ。環境づくりなんですよ。やはり家に帰れば誰かがおるような家庭をつくらんと、待機児童だけじゃなくて今度は学童も増えてますよね、今。前は3年やったと、6年になりました。そしたら今度、下手すると中学まで言いますよ、国は。今一人っ子が多いんですから。そんなになると、これから先の間人はどげんなんですか、日本は。何かに耐えられないかのごたあ人間ばかり育ちますよ。そして、逆にいうとどんだんどんだん絆がなくなってますよね。新聞紙上でもよく親子で殺し合ってますよ、前から言ってますように。これ、絆がないからですよ。人に預けてばかりおって、当たり前のように預ける家庭。そんな家庭づくりをもう止めな

いかんとですよ、これ日本は。だから、そんな環境づくりも是非やってほしい。だから、私もこうして毎年毎年いつも言うのはそこなんです。家族です。これがなぜ農家の人は絆が強いかと。みんなそれは分かってる、2世代、3世代、4世代で住んであるからですよ。やっぱりおやじたちがじいちゃん、ばあちゃん見れば、その子どもが見ているんです、背中を。やっぱりそんな家庭づくりをせんと、民営化じゃなくてやはり環境づくりを進めてほしい、私がいつも言うように。そうせんと、待機児童ゼロにする、する、する言うて、その建物ばかりつくったら、これこそ金が要るばかりなんです、もう。

だから、これから先はどうしても今おられるこの行政の人、50歳前後の人が市になるときに直面することなんです。そうせんと、町有地はのうなってしまうたわ、何かするときに借らないかんじゃあ、それこそこの前言われたけど借りればいいんやないかというけど、貸すところなかったらどうするんですか。やはり町有地は町有地として残してやって利用されることをしていかなと。だから、私は課長だけに言うんじゃないです、これ。行政全体に私言いたいんですよね。やはり行政としては町有地は守っていかな。そしてやっぱり有効活用、利用を考えながら、今現在建物が安いから建てるんじゃないで、先々を見越してやっていきたいんです。それを私はもう課長だけじゃなくて、副町長にも聞きたいんですけど。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほど課長も言いましたように、貴重な意見だと思います。善処したいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

実は先月、1月ですかね、厚生常任委員会で千葉県と東京都のほうに行ったんですけど、その時に千葉県の柏市が89件の視察の方が来られたそうです。私たちは地域包括支援センターのことで行ったんですけど、その中で32件が長寿社会のまちづくりということで視察に来てあったらしいんです。いかに今から高齢化を迎えるかについて、やはりよその町が考えるということがよく分かるんですよ。そして、これが私たちが視察に行ったときの東京都の狛江市、ここも実際に来てあるんですよ、高齢化視察のほうで。近隣では春日市、飯塚市、久留米市、佐賀県も来てありました。これからは若者のことも考えないかんかもしれんけど、反面、高齢化に対してもやっぱり何らかの考え方を行政のほうでしっかり考えてほしいんです。そうせん

と、今後粕屋町は何もかもものうなってしまいますよね。実際今、大川保育所を貸してありますよね。これは1年置きの更新とか何か言われとるけど、いつ返してもらえるかわかります、あれ。ちょっと行政に聞きたいんですけど。

◎議長（山脇秀隆君）

どなたが答えますか。通告書にない部分ですけど、答えられたら教えてください。

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

いつ町有地を返してもらえるかということですが、基本的には今使っていただいておりますので、その期限につきましては今言及することはできないというふうに思っております。長く使っていただきたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

でしょう。だから、私が言うのは、その民営化するといつ返してもらえるか分からんから。それは町有地としては残りますよね、土地は、土地の地目は。だけど、話聞きよって30年、40年使いますって言うんですよ、向こうは。その時に私たちおりますかというんですよね。返してくださいと言っても返さんですよ、これ。仮にその手続上は1年とか2年とか契約書ありますよね。ところが、あれが不動産の関係でいうと余り役に立ってないんですよ、実際は。だから、やはり民営化することにはよっぽど考えて町有地を貸していかなと。今まではしょうがなかったかもしれないけど、今後はもうしっかり考えていかなと。さっき言ったようにやはり私たち、この今やりよる議会もそうやけど、負の財産として残していくごたあもんですよ。だから、よくよく考えてほしいっちゃうのが私の意見なんです。だから、極力町有地は残して。そうせな、もう今ないでしょう、1,000坪ぐらいの土地。今実際あります。それは通告書載ってないけん分からんとじゃけどですな、ないでしょう、広い土地が。これが市になるときは、ものすごい施設がまだいろいろ要るんですよ。その時に土地を借りてするわけにいかんから、やっぱりそこは町有地残していかなから、私はずっと民営化反対とか言ってきましたけど、そこはやっぱり行政でしっかりと考えてほしいし、10年後ぐらいには必ず単独で、どうなるか知らんけど、市になるんですよ。その時にやっぱり土地はなからんと。町有地を残しとかんといかなから、私はこんなにしつこくずっと言ってきましたけど。

それと、やっぱり環境づくりを早くしていかなと、結局待機児童対策だけじゃあなっていかなとですよ、建物ばかり建てては。粕屋町はまだ人口増えると言いま

すけど、やはり地の利はいいですよ。農地をそれは転用してやるのもいいですよ。だけど、やっぱり家に帰って誰かが迎えてくれるような家庭つくらんと、待機児童対策だけで、今度は学童も今言っている、部屋が足らんから増築しますって何日か前にちよろつと言わっしゃったけど、そんな金使うよりはですよ、使わんでできることを考えていかないかと思うんですよね。もう少し、できないことよりできることを考えていったほうが、私いつも言うようにやりやすいと思うんです。目的を持って、そしてそれに向けてすれば、一番最初にいつも言うように、できないことよりできることを考えながらやってほしい、それが私の願い。

そしたら、2番目に移ります。

幼稚園の3歳児受入れや認定こども園への移行をできるだけ早くできないのかについて質問します。

認定こども園、また3歳児受入れによって一番待機児童が多いゼロ歳、2歳児の小規模保育所の連携保育所となり、民営化だけでは今後の粕屋町のことを考えなければならぬと思います。全体的に今後の粕屋町の保育所の、また幼稚園の在り方を考えるときだと思えます。ここでも言いますが、できないことを前提に置くのではなく、一日も早く計画的にできることを考えて進めるべきだと思えますが、町の考え方を問います。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

昨日、田川議員のご質問のところでも少しだけお答えをいたしました。ちょっと重複するところがありましたらご理解いただきたいと思います。

町立幼稚園のこども園化につきましてですが、現状、確かに定員割れを起こしておるんですけども、クラスが1つ空くまでには減っていないという状況がございまして、こども園化をすればしても、今の幼稚園の機能、定員数を大幅に縮小することができないというところが一つ問題としてございます。今と同等の規模の幼稚園を維持したまま保育所部分を加えるという形になりますので、一つには定員が大きくなり過ぎるという課題が発生をするということでございます。

それともう一つは、増築若しくは今の施設の老朽程度とか立地を考えますと、できれば建替えが適当ではないかということになりますので、先ほど議員ができるだけお金を使わずにという形で発言をされましたけれども、なかなか財政負担が大きくなってしまいうところも課題となってまいります。教室の増設を行うか、若しくは1学年当たりの定員を減らすという形での実現しかできませんので、そのどちらを選ぶかということで慎重な議論が必要になってくるというふうと考えており

ます。

待機児童対策が喫緊の課題であるということは承知をしておりますし、まず3歳以上の受入れ皿を十分確保するということが必要になると思いますので、早急に園の先生たちともお話をしながら対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

どうしても粕屋町というのは共働きをせないかんごたあ地区なんですよ。まあアクセスがいいし、博多に近い。今の若い人の年収いうたらやっぱり450万円ないんですよ、年間で。そうすると、やはりどうしても預けて働かないかん人が多いんです。そうすると、保育所だけじゃなくて結局学童も預けないかん。そのためには今言わっしゃったように建物も建てないかん。だけど、建ぺい率の関係もないですよ、小学校の中にとか建てるといっても。そうすると、さっき言ったように保育園の上に建てててですね。どこでもやはり建物を高くしてやってるんですよ。今までは保育園は平家でやっとならけど、その面積からいうと縦でできるんですから。逆に言うと2階、3階まで、仮に上でも幼稚園を持ってこれんとも限らんですよ、やり方によっては。いろんな方法があると思うんですよ。そうせんと、今の現状ではそれは川の横やからだめとかいろいろ言いますよね。だけど、あれしか土地がなかったら、私やったらあそこの川のところに少し塀をつくりましますよね、使えるように。まあ、考え方もしれんですよ。たまたまあそこがそれで保育園に水が入って、小学校水が入ったからだめやけん使えんからって言われるけど、そしたらオランダなんかもそうでしょうが。海拔ゼロメートルですよ、あれ。やっぱり考え方ですよ。塀はしてありますよね。そしたら、水入ってきませんよね。あそこは県のとこやから県に要望すればいいと思うんですよ。だから、幼稚園が建てられんならもう少しうまく使うようなことを考えてですね。粕屋町だけで考えるんじゃなくて、あそこの須恵川もそうですよね、あそこ保育園つくろうとしたらもう洪水が来るからだめっていうことで断念しましたとか、大川幼稚園の所も、あそこは水が溢れるけんだめって。だめ、だめって言うたら何もがだめなんですよ。だから、私から言わせると、もし自分の土地だったらですよ、あそこしかなかったら考え方変えますよ。水が入ってくるなら塀をつくりましますよ。そしてつくりましますよ、こっちを。そして、あそこが狭かったら上に建てればいいし。今、平家で全部しとるとから、建ぺい率からいうとどうのこうの言うかもしれないけど、高さをもっていけば狭いところでもいっぱい建てるんですよ。だから、今までのようなそのできん、でき

んじゃないくて、やっぱりもし自分の土地やったらとか自分のことやったらと思ったら、いろんな考えを出すと思うんですよ、それぞれ。だから私はこう言うんですけどね。自分の土地やったらただで貸すようなこともせんし、やっぱり長く使えることを考えるし。だから、行政に、確かに役職でされんかもしれん。だけど、全体的にそこを考えていきよかんと、できんから、できんからいうと何もできんとですよ。やっぱりできることを前提に持っていかなと前には進みません。

そのためには、いろんなここ行政に頭がいい人いっぱいおらっしゃあでしょうが。その担当だけじゃなくて、私いつも思うけど、課長さんが18人おるんですよ。たまたま今度副町長も町長もおらっしゃれんけど、うまくやってあるやないですか。だから、行政の中で話し合ってもう少し、前はよく幹部会やら聞きよりましたけど、前は機能してないとかいろいろ聞いてますけど、課長さんたちはそんなことないと思うんですよ。だから、いろんな部門で代わられますからいろんな経験してあると思うんですよ。だから、できんことじゃなくてできることを前提にやっぱり考えていってほしいし、この保育園問題もそうやけど、今から先この待機児童だけやないんですよ。まちづくりなんです、私が言うのは。そうせんと、粕屋町にいろんな人が入ってきて、私もそうです、47年前来ました。いろんな人が入ってます。まだばらばらになりますよ、これは。だから、よそはどうか知らんけど、私は粕屋町は絆の町をつくりたいから、何かあったら絆、絆と言いますよね。YOSA KOI でも言います、私も言います、太鼓でも言います。だから、まちづくりから考えてほしいんですよ、この粕屋町の保育所関係でも幼稚園関係でも。そして、その部分だけじゃなくて全体で考えればいろんな考えが浮かぶと思うんです。これはもう堺課長にだけ言うんじゃないんですけど、今日は副町長しかおりませんが、申し訳ないんですがどんなふうですか、振って悪いんですけど。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほどからお話聞いておりますけど、職員のほうも、執行部も考えてますよ。もう全然考えてないみたいな言い方されたら、私たちもどうかなと思いますよ。

◎13番（久我純治君）

（許可を得ない発言あり）

◎副町長（吉武信一君）

いやいや、さっきからそうでしょう。担当課も職員も、まちづくりはしたいというふうに考えてます。保育所のことも考えてます。だけど、民営化の話だけじゃなくて話をしましょうというふうにしたのに、請願書で話を止めたのは議会のほうじ

やないですか。

◎13番（久我純治君）

（許可を得ない発言あり）

◎副町長（吉武信一君）

いや、そうでしょう。

◎13番（久我純治君）

（許可を得ない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

勝手に発言しないように。

◎副町長（吉武信一君）

本当に議員が言われるのはもったいなことだと思うんですよ。だから、私たちもそういうこと考えてますよ。全然考えてないというふうなことじゃありません。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私、全然考えてないって一言も言ってないですよ。18人おらっしゃるから、協力していろんな知恵出してやってくださいって頼みよりの話ですよ。だから、私はしとらんって一言も言ってないし、ただ町長もおらっしゃれん、副町長も一人辞めた、でもちゃんと行きようやないですかって言うだけでしょうが。私一言も悪いと言うた覚え、一言もないですよ、今のところ。だから、みんなおらっしゃあから知恵を使ってやってほしいですね、それでどうですか、堺君だけに聞くわけにいかんですからどうですかと言うたら、そんな答弁はないと私は思いますよ。どうですか、そんなこと一言も言うてないでしょう、私。だから、今から協力してやってくださいというだけの話だから。みんないい人ばかりおらっしゃっちゃから、だけん、してないって一言も言ってないですよ、私。だから、今後やはり町全体で考えて進めていってほしいっていうだけの話ですよ。議長、どうですか、今の。いやいや、議長がよく入ってこられるから言いよんですけど、どうですか。個人的で悪いんですけど。

◎議長（山脇秀隆君）

まあ、とり方なんで。ただ、議員としてはやっぱり執行部に対して思うのであれば、自らどういったことでこういうやり方があるんじゃないかとか、いろんな方策を考えて、自らアイデアを出して提案していくべきかなと。ただ一方的におまえたち考えろじゃ、やっぱり執行部も困ると思うんですよ。だから、そういう思いで今聞いておりました。

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私はその自分の思いだけやないんです、やっぱりこんな工夫がありますよっていうだけの話をしようのだけです。何も押しつけようとも何でもないですよ。ただ、自分の土地やったらどうしますかっちゃんう話なんです。だから、そんなふうに考えていけばもう少し考え方が変わるっちゃんないかなという私の持論なんです。それは一つは。だから、いろんな考え方もあろうけど、ただみんな考えてもらえば推し進められることじゃないかな。一部署部署で考えるから狭くなってしまうっちゃんうけど、みんな18人おらっしゃあからいろんな知恵出してほしいというだけなんです。私は。ただ、これ以上言いと私もかっかかっかかっかたらいかんから、止めます。

では、これで私の一般質問を終わります。

（13番 久我純治君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

議席番号9番、川口晃議員。

（9番 川口 晃君 登壇）

◎9番（川口 晃君）

議席番号9番、日本共産党の川口晃です。久我議員の質問が早く終わりましたので、ちょっと心の準備ができずにやってくことになってますが、よろしくお願ひします。町長が不在ですので、どういうふうにですかね、町長に伝達してほしいというような中身の質問に変えていきたいというふうに思います。

まず最初に、柚須文化センターと上大隈公民会館の昇降機、エレベーターと、柚須駅の女性用トイレの設置の問題についてから出発します。

去る1月23日、福岡県の福岡県人権同和対策局から柚須文化センターと上大隈公民会館のエレベーター設置問題について、私たちの粕屋人権連事務所のほうに説明に来られました。平成29年2月7日付、厚生労働省地域福祉課生活改善係が、各県の地方改善施設整備費補助金担当者宛てに、隣保館の昇降機設備工事に係る所要額見込みについてという……。どうしたと、何かあったんですか。いいんですか、続行して。

◎議長（山脇秀隆君）

すみません、傍聴者の方にお伝えします。局長のほうから……。

◎事務局長（古賀博文君）

傍聴者の方にお知らせいたします。カメラの撮影は、議長の許可がないとできませんのでお控えください。

以上です。

◎9番（川口 晃君）

隣保館の昇降機整備工事に係る所要額見込みについてという事務連絡を通知しました。これには、次のようなことが書かれています。ちょっと長くなりますが、読んでみます。

前のほうは省略しまして、市町村が設置している隣保館が地域のコミュニティーセンターとして災害時における避難所として十分な機能を発揮することを可能とする観点から、1つ目、29年度中に工事が完了すること。2つ目、施設の耐震化が完了していること、あわせて耐震化を行う場合も含むと。3つ目、当該隣保館が所在する市町村が災害時の避難所として指定すること、予定も含むと。3点を条件として予算の範囲内で隣保館の昇降機設置工事に係る補助を行うことを検討しているところです。つきましては、各自治体における当該設置工事に係る所要見込み額を把握したいため、平成29年2月17日までに別添用紙に必要事項を記載の上、メールにて提出をお願いしますと記述されています。

つきましては、福岡県はこの文書に基づいて、2月8日付で関係市町村隣保館担当課長宛てに、隣保館の昇降機設置工事に係る所要額見込みについて照会という文書を発送しています。回答期限は2月15日になっています。

実は、この件については私たちは全く知らずに活動しています。一昨年は中央交渉で、厚労省に柚須文化センターの改築問題の中で、エレベーターの設置について要求をしました。昨年も1月28日に中央交渉が行われましたので、再び厚労省にエレベーター設置の重要性を訴えました。また、昨年5月18日、福岡県知事部局と県教育委員会部局との交渉を行った際に、粕屋町の2つの会館にエレベーターの設置を国に働いていただきたい旨の強い要望を行いました。この時の県の回答は、市町村が要望があれば上申するという回答でした。この件につきましては、昨年6月議会での一般質問でも述べました。福岡県は、私たちの強い要望を国に対して以前から伝えていたものと思っています。私たちだけではなくて、他の団体や他の地域からも要望が出されていたのでしょうか。こうした経緯を経て、厚労省は平成29年度分の予算を組んだものと思っています。

それで質問です。平成29年度のこの文書について、粕屋町はどのような対応をされたのでしょうか。吉武副町長、分かっていたら、分かっていたら振ってください。答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

詳しい内容は、担当課長のほうから説明いたしますので、よろしく申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

川口議員さんがおっしゃっております文書については、言われたとおりの文書でございます。ただ、この文書につきましては、平成29年度ではなくて平成28年度中の文書になります。平成29年2月8日付で、県の福祉労働部人権同和対策調整課より次年度事業の工事照会ということで、工事に係る使用額の見込み調査というものが来ております。これは、平成29年度に限り、さっきの条件を満たした隣保館について予算の範囲内で昇降機設置工事の補助を行うということが検討されてるという内容でございます。

一方、町の次年度、29年度の予算組みにつきましては、平成29年1月末ごろぐらいまでに確定させていくというような事務の流れでございます。そのような中、2月8日午後6時に県よりメールで照会文書が送られてきております。回答はおっしゃったように2月15日となっておりますので、もしこのような工事計画を29年度に行うとすれば、1週間で総工事費を出して、ほかのほぼ確定している当初予算と調整をしながら工事要望をする必要があります。また、見積額の算出や予算額の調整のしようのない日程でございましたので、平成29年度の工事計画はないということで回答をしております。

通常の使用額調査であれば当初予算前の9月ごろに、計画前に来るのですが、なぜかこの分だけは2月に来ております。また、これは平成29年度の限定された工事希望調査だったというもののようでございます。同様の内容で平成30年の工事希望調査がなされているかといえば、それは現在のところなされていないような状況でございます。

以上が平成29年度2月文書に対する町の対応でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、福岡県に対して要望を出していないということですね。

1月23日金曜日に県の調整課の係長さんと職員の方が見えられました。対応は私と、きょう多分傍聴席に来てあるでしょう岩田さん、それと県連の事務局長の上山さんと3人がしました。そして説明を聞きました。おっしゃったように平成29年度分、これは28年度分ですか。29年度分じゃなくて。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

文書は28年度文書で、事業調査は29年度の工事内容を聞くような文書でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

確認しました、29年度分ですね。

粕屋町からの申請はありませんでしたというふうにおっしゃられました。それで、田川市の会館が耐震化が行われていたので、田川市の会館のほうが設置されることになりましたと述べられました。粕屋町の会館が耐震化されていたら、エレベーターの設置工事がされていたと私は思うんです。本当に残念でたまりません。

2番目に移ります。

避難所になっている建物は耐震化がなされていることが当然だというふうな国の条件がついてます。1月23日に見えられた係長さんは、平成30年度に関しては粕屋町の2館について耐震化が行われていることという条件を満たしていないので補助金申請ができないというふうに言われました。次は、耐震化問題について質問します。

1981年、昭和56年に建築基準法が改正されました。それ以降に建設されました建物は耐震化がされています。それ以前に建設された建物は耐震化をしなくてはなりません、私はこの件について平成29年度6月議会でも一般質問しました。柚須文化センターは昭和55年開所です。上大隈公民会館は昭和56年の開所だと思います。耐震診断について両館について質問しましたところ、担当課は、国が示す基準に基づきますとやらなくていいというふうに認識いたしておりますと回答されました。

調べてみますと、耐震化については以下の法律や政令省令があります。建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律、また一部を改正する政令、一部を改正する省令、まあ3つあると思います。それで伺いたいのは、耐震化しないでいいと判断されたのは、具体的に法律等のどの条項に該当するのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

耐震改修促進法の改正で示されているものにつきましては、柚須隣保館は集会所に当たると思います。その部分については面積要件に当たらないというふうに判断

をしております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

確かに法律によりますと3階以上で5,000平米以上かな、だから集会所。そういうような大規模な集会所ってというのは一地域ではありません。むしろ隣保館は全然当たりません、そういう集会所に。

それでは、次の質問に入りますが、柚須文化センターも上大隈公民会館も災害時の避難所に指定されています。粕屋町では地域の公民館も避難所に指定されていると思いますが、避難所については災害対策基本法等の一部を改正する法律の第49条7に該当するのではないかと思います。吉武副町長御存じですか。もし分かっただけなら担当課に振って、担当課から答えていただきたい。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

すみません、詳しいことは私は存じておりませんので、担当のほうからお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

今言われることにつきましては詳細には存じ上げておりませんが、文化センターにつきましては避難所としての側面がございますので、そういった観点からすると耐震診断がなされているほうが望ましいということは間違いないと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

これは協まちのほうはそれは関係ないですか、避難所は。災害救助法とか関係がありますが。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

避難所につきましては、うちのほうでも耐震に関するところでの避難所指定ということで、公民館でも一部木造に関してはもう既に避難所として指定をしてないと

ころも数ございます。ただ、費目につきましては、現在のところ避難所として指定はしているというところですが、具体的な耐震に関しての部分はまだ検討中ということで、現在のところその基本法に基づいてという形のところまではなっていないのかなと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そしたら、避難所は原則として耐震化したほうがいいという観点ですか。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

基本として望ましいと考えております。ただ、耐震の場合の避難所の考え方が通常の避難所と若干違うのは、地震の場合は災害が発生した後に避難所の指定となりますので、その時点でのまず現況調査等があって、それから避難所として開所するか否か。避難所に指定されているからといって全てが開設されるというわけではないというところが水害の場合の避難所と若干違いますので、その辺が判断の若干の違いになるかと思えます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

指定避難所は災害の危険性があり、避難した住民等の災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として市町村長が指定すると、これは法第49条の7、これに載っています。従って、ある意味では長期間滞在させなければならないことにもなりますし、その間に何が起こるか分かりませんので、やはり指定した以上は人命を守らなくちゃいけないと私は思います。

そもそも平成29年度分の予算がついた経緯に関しては、前のほうでも述べました。今回、福岡県はわざわざ時間をとって説明に来られたんです。これには意味があると思います。県としては粕屋町の2館に昇降機をつけたいのだと。しかし、条件を満たしていないのでできませんと言いに来られたんだと私は思います。また、県の職員の方は、災害時の避難施設は地震に耐えられないのでは住民の方に責任が持てない。耐震工事は当然ですと述べられました。熊本地震では、避難していた会

館が2度目の震度7の地震で大被害に遭いました。私も建築関係の仕事をしてきました。耐震壁や鋼管コンクリート実験等で多数の実験をやってきました。新しい建築基準法は、建物の損傷を最小限に防がなければなりません、まず人命を守るという見地でつくられています。だから、災害時の避難所は人命をまず守らなければならないと私は思います。従って、災害時の避難所である柚須文化センター、上大隈公民会館、拡大すれば避難所に指定されている各区の公民館も含めて耐震化されていることは当然ではないかと思いますが、吉武副町長、今度はあなたが回答してください。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

確かに議員が言われるのはもっともだと思います。やはり県のほうから来られたということは、条件に達してないということなんで、そこは検討をしなくちゃいけないなどは思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、3番目の中央交渉の関係を話します。

最初、1番目は厚労省です。これエレベーターに関しての厚労省の回答文、その分について質問します。

私は、持病の腰痛症がひどくて中央交渉には行けなくなったんで、急きよ、後ろに来てあります岩田恵さんに交代して行ってもらいました。岩田さんは私たちの要求、それから福岡県が示した見解を説明されたそうです。その結果、厚労省の地域福祉課の担当者は、町に対してもプッシュしますと回答されたと聞いています。追い追い県から、あるいは直接に厚労省地域福祉課から問い合わせが来るかもしれません。問い合わせはありましたか、そのことをまず聞きます。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

町内の柚須、上大隈の隣保館につきましては県、それから国から現在のところは一切通知等はございませんという状況です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、問い合わせがないのでしたら、再度要請して問い合わせをさせます。
粕屋町では、枠配分方式の根幹であります基金からの充当はしないという均衡を破って、基金による財政出動を今度される予定だそうです。その一部を使って柚須文化センターと上大隈公民会館の耐震化の診断だけでも直ちに行ってほしいと思います。私たちの強い要望を因町長に伝達していただきたいんですが、吉武副町長の回答をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

伝えたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、中央交渉の2つ目の国土交通省に関してです。
元々が小さな男女兼用のトイレが改札口を通った右側にありました。ところが、新しく今度ホームが改築されましてできました。障がい者兼用の大きなトイレがそれで作られました。しかし、これは改札口のほぼ正面になります。非常に目立ちます。それで、女子高校生などは恥ずかしくて、トイレの前に立って待つなどのことはできないそうです。それで、女子用トイレを別につくってほしいとの要求です。ちなみに、前に申しましたトイレは今封鎖されています。したがって、複数の人がトイレを利用することはもうできません。女子用トイレ設置の要望は、なるほどなど私はずけずけます。私たちに要望を出した学生さん、これは個人じゃなくて多くの学生さんの要望があって、代表して持ってきたんじゃないかというふうに思います。今年高校3年生になります彼女が高校を卒業するまでには実現させたいと思います。国土交通省もトイレの件に関してはJR九州に要望したいと回答しました。町として強力にJRに対して交渉してほしいと思います。吉武副町長、回答をお願いします。どなたでも、振られても結構です。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

JR関係の要望というのはなかなか難しいところがあるんですけど、議員がおっしゃるように再度うちのほうからも要望はしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

柚須駅の横の歩道の拡張問題も2年、3年、2年ほど頑張ったのかな、そして実現させることができました。粘り強く交渉をして、ぜひこの要望にこたえていただきたいということをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、役場職員の増員問題に関して行います。法的な問題が絡んできますので、簡便に答えていただきたいところであります。

まず最初に、払拭しなくちゃいけないことがありますので、池田副町長の辞任問題について私の意見を述べたいと思います。

池田副町長の辞任の日付が1月21日になっています。この日は柚須文化センターの新春のつどいの日でした。町長のお祝いの代読をされ、サークル発表の催しの時も私と何度か会話をしました。何があったのか不思議でなりません。柚須で何かあったとなどかの噂もあるようです。そんなことは一切ありません。この場を借りて疑念を払拭しておかなければなりません。吉武副町長、それから西村教育長とも池田副町長の辞任問題に関して幾度かお話ししましたが、辞任の日がたまたま柚須文化センターの新春のつどいの日とぶつかったのであれば、それにこしたことはないと思いますが、新春のつどいの午前の部が終わって、その直後に辞表を出されたのであってはいささか疑問がわいてきます。昨日もいろいろ議員さんが質問されましたけど、その経緯について何か御存じなことがありましたら、吉武副町長、西村教育長、心痛めてあるでしょうけど、何かささやかなことがあればいいですから、経過について述べてください。

◎議長（山脇秀隆君）

通告書にございませんが、答えられたら答えてください。

◎9番（川口 晃君）

疑念の払拭ですから、お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

退職されました1月21日は、私も柚須のほうのサークルの発表会のほうに参加させていただきまして、隣には池田副町長座られまして町長代読をされた。そして、その後も最後まで発表会を私は見られたのも覚えております。

その後ですね、町長のほうに辞表を出されたということを月曜日に聞きまして、私もびっくりしたところですよ。特にその日曜日の日に何があったかというわけではないことは私も今川口議員おっしゃるような、そこで何かあったということはない

ったということは断言できますし、私もちよつとここはびっくりしたとこでござい
ます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

西村教育長が何もなかったということを証言していただきましたので、結構なことだと思えます。

それでは、本題に移ります。

私は池田副町長の選任同意には反対しました。むしろその費用があればその費用を一般職員の増員に回すことが緊要だと主張しました。因町長は、職員の質を上げて2人分の仕事ができるように教育してもらうために必要な人だと主張されました。残念ながら因町長も病気をされましたし、池田副町長も辞任されたんで、この計画はもう瓦解しました。私は考えが違うんですが、質のよい職員を生み出すには職員を増やして底辺を広げることが法則だと、そういうふうに思えます。ピラミッドでも高いピラミッドは底辺が広い。柚須の空手道場の事例を持ち出すんですが、今40名ほどの子どもたちが練習に励んでいます。5年くらいのサイクルで全国大会に出場する子どもが出現します。ある子どもは全国大会で優勝したり、高位になったりします。スポーツでも何でも、裾野が広ければ天才が出てくるんです。粕屋町は今回痛い経験をしました。今こそ定員いっぱい職員を目指して、職員の増員を図られてはどうでしょうか。吉武副町長、回答をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

確かに議員がおっしゃられるように職員が増えれば結構なことだと思うんですけど、やはり今の人数を大量に同時期に採用するというのであればそれなりのリスクもありますんで、退職者数とか、それに伴う再任用の職員等もありますんで、そういうところを勘案して増員を考えていきたいというように思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

さて、私が要求しただけではなかなか首をうんというふうに振られないでしょうから、私が若い時の経験をちょっと話します。

私は、県の青年団の事務局長を長くしていました。そこで時々見てきた経験です。福岡県を見回すと、市町村の青年団には優秀な団長や副団長や事務局長、書記

などが多数いました。組織をまとめ、豊かな活動を展開していました。そういう秀でた青年に目をつけた社会教育課などが臨時に採用して、半年後か1年後かに正規職員に採用していました。

さて、地方公務員法第17条で、職員の採用及び承認は競争試験と選考によるものとする既定されています。私が見てきたものは選考採用に当たるのだと思います。こういう方法もあると思います。もちろん私は新規採用を否定しているわけじゃないんですね。こういう方法を使えば、今非正規で働いている職員にも正規化への道が開けます。また、民間から必要な部署への採用も可能となります。大胆な改革が必要ではないかというふうに思います。今、粕屋町は市に向けて動き出さなくちゃいけません。有能な40代、50代の人が結構いるかもしれません。吉武副町長、再度答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

採用の方法だと思います。最近じゃないんですけど、10年ぐらい前は宇美町とか民間から採用とかというふうな方法もありますし、今うちでやってるのは試験をやって採用しているということなんで、そういうことも一つの方法かなというふうに思いますので、検討はしていきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

続きまして、12月議会の私の質問に対して池田副町長は、平成30年度の新規採用は9名を対象にして、更に絞り込んでいくように言われましたが、それ以降どうなったのか、2点伺います。

1点は、最終的に何名採用するんですか。2点目は、平成30年4月1日の職員数は何名になるのかということです。これは担当課からお願いしましょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今回の新規採用者につきましては、全部で11名となります。それと、4月1日の職員数につきましては、222名になる予定です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

条例による定数が237だったかな。まだ15名少ないということですね。はい、分かりました。結構努力してあるというふうに思います。

それでは2番目に、非正規職員は地方公務員かということです。

12月議会におきまして、有期非正規職員の無期化の件で、名前出していいですか、山本課長さんは労働契約法の第22条適用除外により国家公務員と地方公務員には適用しないとなっている旨を回答されました。それでは、役場で働いている人は、外部から委託とか派遣は除くとしても、皆地方公務員になるんでしょうか。私は疑問に思います。それでは地方公務員は誰なのかという問題です。地方公務員法の第4条では、この法律の規定は一般職に属する全ての地方公務員に適用するとなっています。だから、競争試験で採用された一般職の方々は地方公務員になります。また、第3条の3項では嘱託職員があり、嘱託職員地方公務員法で規定されているそうです。しかし、嘱託職員もいろいろあるそうですので、これは次回にでも質問したいと思います。

第22条では、臨時的任用があります。しかし、これらの人は全てが地方公務員となっているのでしょうか。今回問題にしているのは臨時的任用職員に関してですが、私が調べた資料の中には正規職員のサポートなどをする役割で必要なときに採用されます。身分は公務員ではなく、任期も6箇月以内、原則更新はありませんと書かれています。今役場で働いてある臨時的任用職員は、自分たちが地方公務員と認識してある人はおられるのでしょうか。私は疑問です。地方公務員の範ちゅうほどのようになっているんですか。法律の問題ですけど、吉武副町長、答弁ができなかったら担当課に回してください。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

議員が質問されております非正規職員ですね、通告書によりますと。につきましては、粕屋町におきましては、嘱託職員及び臨時職員がそれに該当するというふうに考えております。地方公務員法におきます臨時または非常勤職員に該当して、採用の法的性質からいきますと、公法上の勤務関係について相手方の同意を要する行為ではなくて、つまり任用という形で採用しております。そういう点からも地方公務員であるというふうに解しております。従いまして、議員が質問されておりましたような労働契約ですね、こういったものを結んでおりません。そういう状況で粕屋町における嘱託職員並びに臨時職員の採用は行っておるところであります。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

私が調べた範囲内では、身分は公務員ではないというような記述があるんですが、それはどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

粕屋町のほうで嘱託職員を任用する場合につきましては、粕屋町嘱託職員に関する規定、こちらのほうに基づいてしております。それから、臨時職員につきましても、粕屋町臨時職員任用規定というものに基づいてやっております。いずれにつきましても、雇用という形ではなくて一時的な任用というような形で行っております。そういったことから、労働契約の対象から外れておるといふふうに解しております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

さっきも申しましたように臨時的任用ですね、それは6箇月を期間として更新はしないというふうになってますが、今現場におられる方はずっと何年も働いてある人もいらっしゃるんじゃないのでしょうか。違いますかね。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

6箇月ということを言われているのは、恐らく粕屋町でいいますと、臨時職員のことを言われておると思います。先ほど言いました規定の中では、任用の期間を定めておりますが、臨時職員の任用期間は6箇月を超えてはならない、ただし書きで事務上必要があるときは更新することができるというふうに定められておりますので、こちらのただし書きを運用することで、6箇月経過後に再任用がされておるといふ状況であります。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

臨時的採用の根本は何かというと、臨時的な仕事があるということ、そういう条件です。2年も3年も10年も臨時的仕事があるということではありません。それは法を逸脱した採用の仕方ではないのでしょうか。違いますかね。私はそう認識しま

す。そしたら、国家公務員でもそういうことで、やたらと雇っているんです。回答します、何か。いや、問題はそこが絡んでくるんですよ、その認識の問題が。だから例えば、もうちょっと話させて。例えば粕屋町の職場の中で7時間45分という仕事をし、これが労働時間ですよ。例えば7時間30分という人もおる。何人でもおらっしゃる。20人ぐらいおらっしゃるかもしれん。それから、例えば6時間45分の人もおるかな。それから、パートの人たちも臨時的任用ですか。パートの人は臨時的任用になるんですか。教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

前回の回答の時に私が7時間45分て言いました、あれは正職の勤務時間でしたので、臨時の職員の方については7時間30分というのが基本ベースの勤務時間となっております。ただ、任用する際に現場の業務上の調整等がありますので、必ずしも全ての臨時職員の方がその一日フルタイムの雇用をしているという状況ではありません。2箇月に25日とか、そういった勤務形態とか、例えば保育所あたりでは時間的に任用をすると、そういった形態でも雇っておりますので、全てが同じ状況ではありません。

それと、先ほどちょっと言われた中で再任用することが正しくないんじゃないかというご指摘があつて。

◎9番（川口 晃君）

いや、それはいいです。

◎総務課長（山本 浩君）

いいですか、はい。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

今回、嘱託職員の問題はちょっと質問の中に入ってませんので、それは外します。私が言ってるのは臨時的任用です。

例えば、パートで30分とか40分、まあそんなことはないでしょうけど、2時間パートの人たち、その人たちも臨時的任用をされるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

臨時職員として任用しております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そういう短時間の人たちが、地方公務員になるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

先ほど言いましたように、フルタイムの雇用でありましても、その時間帯の雇用でありましても、粕屋町におきましては粕屋町臨時職員任用規定、こちらのほうに基づいて任用を行っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

その規定によりますと、守秘義務もありますよね。しっかり書かれています。もちろん見ましたから書かれています。だから私が言ってるのは、要するに地方公務員になる原則というのがあるんじゃないでしょうか。例えばこれは地方公務員だというような、どっか法令の中に。そうでないと、どんどん地方公務員が広がっていくじゃないですか。例えばパートの人たちが共済に入れるかといったら、共済には入れないでしょう。それから、いろいろな公務員としての手当も、手当なんかなかったりするでしょう。だから、それだったらもう切り刻みの職員を勝手に使ってるというような感じに受けるんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

その意見ですか。見解。

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

回答しにくいようですから、もうそこで打ち切りましょう。

それでは、有期非正規職員の無期契約化の問題です。昨年の労働契約法の改正によって、通算雇用期間が5年以上になる有期雇用労働者のうち、希望する労働者は全て無期限化、期間の定めのない稼働に切りかえることが定められました。大学や研究所などの独立行政法人では、数千人の規模で無期限の転換が約束されている。東大、京大、それから理化学研究所とか、あらゆるところで進んでいます。地方自治体において無期化は絶対にできないのかという問題が私はある。この問題が頭にあるんです。臨時的任用職員の雇用形態はまちまちですが、さっき言いましたように7時間30分でフルタイムに働いている人、それから2時間とかのパートの人もい

らっしゃるかもしれません。そういうこの方々が多数粕屋町にもいらっしゃいます。身分が公務員でなければ、無期化への移行はできるはずですが、私はここにこだわっているんです。

去る昨年の5月11日に地方自治法と地方公務員法が改正され、臨時的任用職員の分類を会計年度任用職員に位置づけるやに聞いています。これ何年かな、2、3年先にそうなっていくんでしょう。この改正の影響は、正規職員にも必ず及んできません。正規職員を採用しないで会計年度任用職員に転換していくと私は思うんです。しかし、一方で無期化の運動も進んでいます。今地方自治体では、この無期化の普及が自治体に及ぶのを恐れて、非正規職員に対しても雇い止めの措置が図られているようです。そんな話はあちこちで聞いています。粕屋町では、たくさんの女性たちが生活をかけて働いています。粕屋町においては雇い止めの措置などは図られないように要求したいんですが、吉武副町長、答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

雇い止め法のことですね。ちょっとまだ即答はできないので、いろいろ資料とか研究して考えていきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

このことは強く要望します。

粕屋町役場にも対象の問題もありましようが、昨年の3月現在では嘱託職員が95名、臨時職員が189名、合わせて284名となっています。勤務時間がまちまちで、どこにどのような人が働いているのかさっぱり分かりません。この問題は国会でも国家公務員の問題で取り上げられております。私は、過去にもこれらの件について質問したことがあります。また分かりやすい一覧表でもつくっていただければいいんですが、担当者、工夫していただけますか。何かこんな資料があったんです、もらってるんですね、過去に。これ平成26年度保育所嘱託臨時職員雇用一覧表とかというて、こういうのがあったんですよ。何かそういうのが分かるような一覧表でもつくっていただければいいんですけど、考えていただけませんか。

◎議長（山脇秀隆君）

資料請求につきましては、後刻書類にて請求要望、要請を出してください。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、あと14分あります。3番目に移ります。

支援を要する児童に対しての援助に関してです。平成30年度における支援を要する児童の町立、私立保育所への入所状況はどうなっているのでしょうかということです。12月議会で町立保育所、私立保育園の児童の入所状況を資料としてこの前いただきました。これは平成29年11月1日現在の資料、私が持っているのはそういう資料ですが、一般的に支援を要する児童は町立保育所では利用児童数373名のうち41名、約11.0%ですが、私立保育所、認定こども園では利用数903名のうち28名、約3.10%となっています。12月議会で因町長は、私立保育所も頑張っている。町立とそん色はないというようなことをおっしゃられました。いろいろな議員の質問に対してもそのように答弁されてきました。しかし、数字は明確に現状を表わしています、表現しています。聞くところによりますと、現状はあまり変わっていないように伺ってるんですが、平成30年度の入所状況は把握されていると思いますので、支援を要する児童の入所状況はどうなっているのか。町立の場合何人何%、私立の場合、各園個別に出すとちょっときついでしょから、トータルとしてどうなっているのか答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

支援を要する児童の数ということでございますけれども、保育所の園児につきましては年齢が低いこともありまして障がい確定をしておらず、手帳等の発行に至っていないという方がたくさんいらっしゃいますし、医療的な障がいの程度と等級などですね、保育を行う上での支援の程度というのが一致をしないということもございます。また、入所される時点では支援を要すると考えていなかった子どもさんが、成長に伴ってやはり支援を要することが判明するということがよくあることでございまして、そのようなことから30年度に入園内定が決まっております子どもさんのうち何人が支援を要するかという数字を表わすのはなかなか大変なことであるということで、これ議員もご承知いただいていることかなというふうに思います。ですので、あくまで参考の数字ということで申し上げます。

町立につきましては3園合計で79人、これは園のほうから出されました加配保育士の配置要望、これだけ支援を要すると思われる子どもさんがいるんでこれだけ加配の保育士が欲しいという要望に基づいた数でございまして、比較的かなり全体

の数というふうに見込まれると思います。私立のほうでございますけれども、これは30年度に支援加配に係る補助を出しております子どもさんが30年度進級された方プラス新入園児のうちの療育等に通ってあるとか、手帳を持たれているということで障がいがある方だけの、ほんのごく一部の数字ということになります。認可6園ございますうち4園で17名という数字でございます。こちらは先ほど申しましたようにごく一部でございますので、必ずしもこれだけを比較をして私立のほうが少ないという形で考えていただくのもちょっと語弊があるのかなというふうには考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そういうこともありましょうが、やっぱり数字は数字ですね。同じ概念で捉えてやっておりますので、数字は明瞭です。

この前から保育料の件に関しても、町立も私立も保育料は、料金は同じだというふうなことを常に回答されてきました。町立だろうと私立だろうと同様な条件で子どもたちを預かっているはずですよ。だったら、同様な受入れ方をすべきではないかと私は思うんです。支援を要する子どもはあんまり受けたくないというような私立保育園ではちょっとおかしいのではないかと。だから、積極的に受け入れるような方法を、何か今度援助金出すとかという予算、あれが本来出さなくちゃいけないのかなということも私はあります。しかし、何か運営上困ってある園もあるということだから、それはもう何か考えなくちゃいけないと思います。しかし、やはり町立が79名で私立が17名というのは非常に少ないと私は思います。だから、強く、支援を要する子どもを受け入れろと要望していただきたいと思いますが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

私立でも町立と同じように支援を要するお子さんを受け入れていただきたいというのはもう所管課としても同じ思いでございますので、要望を続けてまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、2番目に移ります。

粕屋町において特別支援学校に登校している児童・生徒の現状はどうであるかということですが、人数あるいは状態。一昨年でしたが総務常任委員会で視察に行きました。学校の先生は、もう複数学級をしなくちゃいけないかもしれない、あるいは支援を要する生徒がこの先ますます増えてくるだろうから、もうどうしたらいいか分からんというようなことをおっしゃられていました。粕屋町はどのような状況でしょうか。人数または特徴的なことがあったら端的に説明していただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

粕屋町の状況につきまして、少しお話しさせていただきます。

国の調査によりますと、やはり議員おっしゃいますように特別支援学校並びに学校学級に支援、通学しているのはここ10年間で増えております。粕屋町の状況につきましては、29年度の状況でございますけれども、知的障がい者並びに病弱対象者の古賀特別支援学校に33名、それから肢体不自由児をお預かりしていただいております福岡特別支援学校に10名、それから●視覚●障がい児対象の福岡●視覚●特別支援学校に2名の合計45名の児童・生徒さんを今粕屋町から就学をしていただいております。この数字につきましては、5年間の推移を見ますと、5年前が26名でございましたので、約1.7倍ぐらいに増えている状況でございます。生徒数も当然、5年前は3,989人に対しまして29年度4,813人でございますので、生徒数も増えてはいますけれども、やはり支援が必要なお子さんというのも同時に対象年齢も問わず増えているような状況でございます。

数値的には以上のような状況になっております。

◎議長（山脇秀隆君）

山野課長、これ視覚じゃなくて聴覚、どっちですか。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

すみません、聴覚。申し訳ないです。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

後でまた資料ください。

3番目です。

特別支援学校の誘致の問題に関してですが、特別支援学校の誘致に関しては議会としても決議しています。これについて粕屋町としてはどのような動きになってい

るのか、教えていただきたいと思います。

私には保護者の方から、何かやるとだったら協力しますという申し出がいろいろ来ています。保護者の動きをつくるとかの必要性があるのかどうか、そうすれば協力しますと言っておられる方もいますので、会をつくるなど、何かそんな動きをつくりたいと思います。判断に今窮しているところですが、誘致に関してどのような状況になっているのか、概略的なことでも結構ですので説明してください。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

この特別支援学校につきましては、県立特別支援学校の今後の方針というものを福岡県で前に、28年でしたと思いますが、策定しております。この中では37年度までに3校設置したいということでありますけれども、県のほうに状況を確認しましたところ、現在の状況は幾つかの市町村と協議は行っていますけれども、その決定までには至ってないというのが状況のようでございます。

昨年度、議会のほうから請願を出していただいて可決されたのを受けまして、教育委員会と町と協議はいたしておりますけれども、昨年だったと思います、一般質問でも少しその状況、条件的なものをお話しさせていただきましたけれども、この特別支援学校の誘致の条件というのがございます。まず、土砂災害区域ではないという土地、なおかつ最低2万平米の造成地、要するに更地の状況の土地を無償提供が大きな条件になっております。また、具体的なここですよという土地の候補地を示さない限りは選考の対象には今のところなり得ないという、この結構厳しいような条件が科されております。

このような条件でございますので、粕屋町が今現在保有しております未利用地については、このような大きな土地はございません。まあ2万平米というたらどれぐらいの土地かと申しますと、個々の粕屋町内の小学校校舎とグラウンド合わせた、ほぼあの程度の用地と想像させていただければよろしいかと思います。まあ4園とも似たような面積でございます。そういうふうな状況でございますので、現在町が保有している中では難しい。じゃあほかの土地ということになりますと、やはり財政的なことがどうしても関わってきますので、今の状況では非常に難しい状況と考えております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

なかなか大変厳しい条件がついていますが、他の町村との話し合いで何かうまくいくような考えが出てくるでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

他町との関わり。

◎9番（川口 晃君）

他町との関わりで、何か。

◎議長（山脇秀隆君）

どなたが答えますか。

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

糟屋地区のほうにも1校ということで県のほうから示されておりますので、教育長会または学校教育課長会あたりで話題にはなるんですけど、やはりどこもそうだったこれだけの広大な土地を町がそのまま今何も使っていない状態でありますよというのはないように聞いておりますので。話題は上がるんですけど、なかなか前に進まないというのが現状でございます。

◎9番（川口 晃君）

それでは、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

11時10分を再開いたしますので、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時10分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

（3番 案浦兼敏君 登壇）

◎3番（案浦兼敏君）

議席番号3番、案浦兼敏です。予定がちょっと繰り上がりましたので、皆さんお疲れのところですが、お付き合いいただきたいと思います。

今回の一般質問は、1問目で平成30年度当初予算について、2問目で平成30年度の職員体制について、3問目で副町長2人制について見解をお伺いします。

まず、1問目の平成30年度当初予算についての質問でございます。

因町長にとって大事な3年目の予算編成ということで、どのような予算を編成されるのか大変興味を持って待っていました。このため昨年の12月議会では、予算の

編成方針や予算編成過程の透明化のための情報開示などについて質問し、町長の見解をお伺いしたところでございます。

しかしながら、3月議会において町長の口から直接公約実現に向けての熱い思いとか、その施政方針について聞くことなく、副町長の代読で当初予算を審議せざるを得ないことを誠に残念に思っております。

そこで質問ですが、まず平成30年度当初予算において、どのような政策に特に重点を置いて取組まれるのか、また新規事業はあるのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

平成30年度予算では全部で157事業あり、その中で18事業を重点事業としております。特に重点的に取組む政策といたしましては、障がい児と保育事業の補助拡充を行います。私立保育園が支援を要する児童を受入れる場合の町からの補助額を増額することにより、経営的な負担を軽減し、児童の受入れが積極的に行われ、安心・安全な保育を受けることができるようにいたします。

次に、平成26年12月に落橋しました水鳥橋の復旧に向け、詳細設計を行います。公園内の回遊性、利便性が向上することで、町のシンボルである駕与丁公園がなお一層町民に愛され親しまれる公園になるようにいたします。

新規事業といたしましては、各種証明書のコンビニ交付を導入いたします。マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニで早朝から夜間まで、また休日でも証明書を取得できるようになることで町民の皆さまの利便性が高まります。また、職員採用試験を強化するため試験回数を2回とし、これまで実施している9月の統一試験に加え、民間企業と公務員試験を併願する人に対して早期の採用試験を実施し、優秀な人材の確保を目指します。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、町長は選挙公約でいろんなことを町民の皆さんにお約束されました。これまで実現されたのはジュニア活動応援基金ぐらいと私は思っております。あと1年半の任期の中で、どの程度公約を実現されるのか心配ではあります。

そこで質問ですけれども、平成30年度の当初予算に町長の公約に関する事業はどの程度上がっていますか。上がってましたら具体的な事業名とその概要を説明願います。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

平成30年度は文化事業、体育事業ともに全国大会出場助成のためジュニア活動応援助成金を増額し計上し、ジュニアスポーツが盛んなまちづくりとして監督やコーチの育成に力を入れるため、スポーツ指導員の研修会を開催いたします。

また、まだ予算化はしておりませんが、今年県から多々良川の一部にアジサイの植栽が許可されましたので、実施したいと考えております。

町長の公約を一度に実現することは難しいものがございますので、優先順位をつけ、できることから実現したいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、昨年11月、初めての試みとして政策的事業の公開プレゼンテーションが実施されました。担当課長が熱心にプレゼンを行っている姿に、思わず頑張れと声をかけたくなりました。昨年の12月の議会で、プレゼンのやり方や、町長が要望の3分の1は削る必要があるといった発言について苦言を呈したところでございます。

そこで質問ですけれども、この公開プレゼンで要望があった事業のうち、実際に当初予算に盛り込まれた事業は幾つかあるのかをお尋ねします。また、どのような事業があるのか、主な事業について説明願います。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

政策的事業公開プレゼンテーションで提案いたしました事業は総数38事業で、うち29事業を予算案に計上しております。主な事業は、先ほどお答えしました重点事業や新規事業のほかに、幼児期の発達に関する保護者の不安を軽減するため発達相談事業として相談員を増員して早期に対応することや、地域の公民館で学習活動や体験活動を実施する寺子屋事業などがあります。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

これまでお聞きした中で、確かに総合計画に基づきまして様々な事業に取り組まれているようではありますが、現在抱えてる課題に対してどのように対応していくか。例

えば保育所の建替え、民営化問題についてはどのように取組んでいくのか不明ではあります。また、町長公約につきましても、実現に向けての取組とかスケジュールなど全く不明でございます。全般的にどのようなまちづくりを行いたいのか、町長の思想というのがなかなか見えてきません。個々の施策事業があっても総花的なものでなく、それらを有機的に結びつけ、もっと戦略的な政策を構築すべきと考えます。

確か施政方針演説と予算の概要を見ますと、内容的にはほぼこれからピックアップしたものであるということになってますけれども、それに町長の思想なり、そこら辺がやっぱり施政方針演説の中で組立てられて私たちに伝わるような施政方針を立てていただきたいというふうに、これは今後の問題として要望いたしておきます。

次に、項目が多いんで急ぎますけれども、次に昨年6月に質問しました水鳥橋の架橋に関する質問でございます。

公開プレゼンでも水鳥橋の詳細設計費について、予算要望がございました。先ほど30年度に予算に計上されたということですが、予算に幾ら計上されたのか、そしてまた今後橋を架ける架橋までにどのようなスケジュールいくのか、それについてご説明をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

水鳥橋の復旧に向け、予算のご承認がいただけましたら、平成30年度に水鳥橋の詳細設計を行う予定としております。予算計上といたしましては、水鳥橋詳細設計委託料として4,400万円を計上しております。詳細設計を行うに当たりましては、現在残っております既設橋脚も活用することも検討し、構造的、施工性、経済性などを考え設計を進めてまいります。復旧工事につきましては、詳細設計ができた後、次年度以降に行いたいと考えておるところでございます。御存じのとおり駕与丁池は農業用のため池でもありますので、工事の期間に限りがございます。1年目に橋梁の下部工である橋台の施工、2年目に橋梁の上部工である橋桁の施工というような形になりますので、最低でも2年間ほどの工事期間が必要ではないかと考えているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それじゃ、30年度を詳細設計を組んで、31年度に下部工で32年度に上部工で竣工という、そういうスケジュールで理解してよろしいんですね。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

そうですね、30年度に詳細設計を予定しておりまして、予算のほうご承認いただければ31年度下部工、及び2年目に上部工ができればよいかというふうに考えているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

水鳥橋につきましては、昨年11月14日に行いました議会報告会の町民との意見交換会の中でも分科会で意見聞きましたけども、やはり町民の皆さんは安価でよい橋をと、安い経費でいい橋をつくってくれというような、そういう要望が非常に強うございました。それと心配なのは、今回の落橋した原因ですか、それを教訓にして、今後技術的な検証なり、そこら辺をしっかりとやっていただきたいと思えますし、同じような過ちを繰り返すわけにはいきませんし、その分だけ町民の税金が無駄になりますんで、そこら辺は十分技術的な面を検証をお願いしたいと考えてます。

次に、公共施設等整備費に関する質問でございます。

これは昨日、太田議員も総合管理計画ということでご質問されておりましたけども、私は昨年の12月議会で公共施設整備の優先順位などにつきまして質問いたしました。平成30年度予算に計上された公共施設等整備費の主な内容と、それを優先順位で30年度持ってきたその考え方についてまずお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

公共施設の整備費ということですが、公共施設等の整備費については通常の年度で維持管理上、既に計上されておるものがあります。ただ、今回総合管理計画等であらうたっておる整備を進めるためには、個別計画が必要となってまいります。その個別計画の策定については、予算計上を各部署において計上は行ったようですが、査定の結果として現在のところ取り上げられたものがないので、新たにこの整備費として上がってきたというところでは30年度当初予算の中には含まれておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そこら辺はちょっと個別計画は次に聞こうかと思ってまして。

それで、今年度公共施設整備費ですか、整備される分のどういうもの、主なものですか、どういうものがあるのかということと、そこら辺の優先順位の考え方なりをちょっとを教えていただきたいというふうに考えてます。よろしくお願ひします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ただ今申し上げました内容と、あと個別計画につきましてですが、個別計画につきましては国から32年までの策定というようなことで指針が出されておりますので、32年までに計画の策定に当たっていきたいというふうに考えております。あと、30年度までに、今年度につきましては昨日も言いましたように庁内の体制づくりというのを再度構築する必要があるというふうに考えております。これにつきましては計画策定準備ということで、総務課管財係のほうで体制づくりを再度行う必要があるというふうに考えております。

優先順位につきましては、個別計画を策定した中で今後設置するという考えの中で、現在のところでの優先順位というところの検討までには至っておりません。申し訳ありません。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それと確かに、個別計画のほうに先に話になりましたけども、国の財政支援が32年度までということですね。ですから、30年度に各課から要求があったけども査定段階では落とされたということですが、これ31、32、単年度はできないと思いますけども2箇年かけてやる計画でしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

予算の関連がありますので、私の口から全て申し上げるのはどうかと思いますが、国のほうから32年までにとということであっておりますので、この2か年で個別計画を策定をしないと、逆に言うと補助とか交付税等、そういったものへの対処ができなくなると思いますので、この2年間のうちで取組むべきというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

さっきからずっと聞いていますけども、平成30年度の公共施設整備費で主なものの、学校関係が大きな金額ですか。主なものを3つほど上げていただければと思いますが。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

大きなものとしたしましては粕屋西小学校プールの移設工事、こちらが2億円程度でございます。それとあと工事はかすやドームですね、総合体育館の改修工事、これが5,800万円程度でございます。あと大川小学校の歩道橋が4,200万円。一応ちょっと大きなものは今見たところでそういうものがあります。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに西小のプールのほうは道路の関係で補償金か何か今年度入ってきたというようなことで、それで30年度に実際にプールを移設してから整備されてるということと聞いてますけども、そのほかはそう大きな、ドームの改修とか歩道橋ということであまり大きな公共施設の整備はなかったっていうふうに理解しとってよろしいですね。

次に、新規財源対策に関する質問です。

平成29年度当初予算は、町長は基金を取崩さず予算組みをしたと胸を張っておっしゃってましたけども、途中から補正予算でいろいろ取崩されました。また、昨年12月議会で、平成30年度当初予算については財政調整基金を5億円ほど取崩す必要があるとおっしゃってました。確かに地方税は増収が見込まれますが、地方交付税とかほかの交付金が減額が見込まれ、また公共施設等の老朽化による修繕費とか扶助費等の増加により厳しい財政状況にあると聞いてます。しかしながら、厳しい厳しいとばかり嘆いてはいけません、何の改善もありません。そこはやっぱり職員の英知を集めて経費の節減策とか、場合によっては使用料等の見直しとか、新たな財源探しを検討する必要があります。

そこで質問ですが、新規財源対策として現在何か考えておられるのかお尋ねします。また、関連して、新規財源対策としてまず考えられるのは町有財産の有効活用という観点から、現在道路拡幅工事を行っております旧庁舎跡地を駐車場として活用できないのか、併せてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

今後見込まれます多大な財政需要に対応するための財源として、新規財源の創出は必要であると考えており、予算編成時において新たな財源確保の検討などを各課にお願いし、広告料収入なども計上されていますが、十分なものではございません。新規ではありませんが、ふるさと納税につきましては担当課の努力もあって本年度1億円を超える寄附金をいただいております。今後も本町の特徴であります交通の利便性が高い立地条件を生かし、人口増加や企業進出を図ることによって税収を上げるようにいたします。

なお、旧庁舎跡地の駐車場としての活用につきましては検討させていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、ふれあいバスに関する質問でございます。

粕屋町は子育て世代の増加が目立っておりますが、一方、高齢者人口も着実に増えております。路線バスの減便などがあり、まあほかの町に比べて非常に交通の面がいい粕屋町ではございますけども、高齢の車を運転しない方とか運転免許を返上された方などから、ふれあいバスを買物とか病院通いに使えるようにしてほしいというような要望を受けております。

そこで質問ですが、このような要望を受けて平成29年度にふれあいバスに関する調査、300万円ほどの予算で調査が行われました。その結果の概要と、この調査の結果を受けまして30年度どう対応するのか、その取組についてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

町内の巡回バス、通称ふれあいバスの利用状況調査を行い、利便性向上を目的に町内巡回バス調査検討業務を現在も行っております。今回、調査項目の一つとして、今後の交通政策の参考にさせていただくため、町民の皆さんにアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査は、無作為で抽出しました2,000人の町民の方と、区長さんを初めとした行政区の役員250人、合計2,250人へ調査票を配布し、39.3%、884件の回答をいただいております。回答者の性別は、男性、女性、ほぼ同じ割合となっております。また、ふれあいバスをよく利用している方のご意見を

伺うために、職員でふれあいバスに乘車し、ご意見の調査も行わせていただきました。

ここで、アンケート結果では、ふれあいバスを利用している方、また利用されていない方ともに運行本数の増便、土日、祝日の運行、経路の見直しを求められています。ふれあいバスを利用されない理由では、現在車での移動で十分であるとの意見も多くありました。また、バスそのものの存在を御存じでない方、誰でも無料で利用できることを知られていない方もおられました。ふれあいバスの利用の目的地は、買物や医療施設、役場などの公共施設となっておりまして、その中でよく利用されている方は買物が一番の利用目的と目的地でございます。利用している方、されていない方にも今回のアンケートで、バスで一番行きたい町内の施設はという問いに対しましては、スーパーなどの店舗や大型ショッピングモールなどで、バスで買物に行きたいというご意見が多くなっていました。

取りまとめました今回のアンケートの調査結果につきましては、改めてホームページなどで公表させていただきたいと考えております。

その他の調査項目としては、現在のコース、バス停ごとの利用実態、他の自治体におけるバスの運用状況など、これらの調査を行っており、これらの調査結果を含めまして、今後粕屋町における町内巡回バスの方向性につきまして、関係部署、関係機関に提案をさせていただきたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

調査結果の概要は分かりましたけど、これを受けて30年度は具体的に何かされるんでしょうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

今回の調査結果を踏まえまして、平成30年度におきましては、町内巡回バス、どのような形が望ましいかという方向性について、まず関係部署とか関係機関にご提案をして、いろいろとご意見を伺いながら進めていきたいと思ってるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今後、関係部署、関係機関等ということで、今後また機会があればということ

についてもお聞きしたいと思っております。

それじゃあ次に2問目の、平成30年度職員体制についての質問です。

よく町長は職員の人材育成というふうに言われますけども、その前提として業務に応じた職員が配置されていることが必要であります。最近、病気休暇などで休む人も多いと聞いてます。これでは町の業務が停滞するのではないかと心配しております。

そこで質問ですが、平成30年度の職員定数と現員数について、また過去5年間の状況も併せてお願いします。先ほど川口議員の質問と一部重なるところありましようけれども、30年度の定数と現員、そして過去5年間の推移はどうなってるのか、併せてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ただ今職員定数のご質問でしたので、粕屋町の職員定数につきましては、粕屋町職員定数条例、こちらのほうで定められておりまして、現在の職員定数につきましては、237名となっております。平成30年3月1日現在におきましては、職員数は218名となっております、定員よりも19名少ないということになっております。

先ほど川口議員のご質問の中でありました平成30年4月1日時点での職員の人数につきましては222人となる予定になっておりまして、定数から比べますと15人少ない状況となっております。

職員定数につきましては内訳がございまして、町長の事務部局の職員、こちらの定数は180名に対しまして現在が171名、4月からは174名ということになります。内訳といたしまして、職員につきましては1名、保育士のほうが5名定員より少ないという状況となっております。議会事務局の職員定数につきましては、3名に対して現在が2名というふうになります。教育委員会事務局及び教育機関の職員定数につきましては、53名に対しまして現在が45名ですが、これが46名ということになりますので、マイナスの7名少ないというような状況が現在の職員定数の状況となっております。それと、職員定数自体は過去5年間変わっておりませんが、現状の職員数につきましては平成23、24年度が206名、それから平成25年が210名、次の26年が215名、平成27年が217名、平成28年が218名、平成29年度、今年度当初は219名でありましたが、先ほど言っております218名というのは年度中に1名退職が出ておりますので、現在は218名というふうになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かにずっと職員定数と現員数がそのかい離の状態が続いているようですが、それでは職員定数はいつどのようにして算定されたのか、その根拠をお尋ねします。また、郡内ほかの町との比較など定期的に見直しは行ってあるのか、併せてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

職員定数につきましては、平成12年までは職員定数は、部署の増加とか業務量の増加、そういったことに伴いまして増員が随時されてきたという状況になっております。職員定数が237名とした平成12年からは、内訳の変更、237名の先ほど言いましたような部局の内訳の変更は行っておりましたが、全体数の237名については変更を行ってきてないという状況です。その要因といたしましては、現在の人数が定数を下回っていたためであるというふうにはちょっと考えられます。従いまして、根拠といたしましては平成12年当時の職員体制に合わせた人員数ということで237名を設定したという状況になっております。

あと、ご質問にありました郡内他町との比較ということですが、平成28年度の住民基本台帳の人口、こちらを統計調査を行った結果から同一規模、自治体の規模が同一のものの比較が出されておりますが、人口1万人当たりの職員数の比較を行ってありまして、同規模の自治体の平均職員数が1万人に対して64.41となっておりますが、粕屋町につきましては42.43、近隣の志免町が39.28、篠栗が43.90、新宮が44.64、須恵町が44.82、宇美町が45.26と。古賀と久山につきましては規模が違いますので、同じ統計の中では出てきておりません。全国の同一規模自治体の中でも少ないほうから10位以内のほうに入っておりますので、糟屋郡内の自治体は総じて低い、人数が少ない状況であるというふうな状況になっております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

大体糟屋郡は結構皆さん職員数を、定数を抑えていると。気になるのは、平成12年からずっと237。本当に237名要るのかどうかというのが、そういう検証も何もされてないんですよ。だから、業務量がずっと、業務が大幅にいろいろ変わってきて、それによって減員される部分はかなり出てきておると思うし、それに見合った定数の見直しをされてないからこういう結果になってくるんで。先ほどこの定数と現員が違うっていう、果たして本当に職員が足りないのかどうかということも、

ちょっとなかなかこういう数字だけじゃ判断できないところがあるんですね。

ちなみに、福岡市のほうでは毎年条例定数ですか、いろいろ毎年ヒアリングして、それぞれ各部局の人員を定めて、それによって毎年職員定数の変更を毎年改正やっています。確かに粕屋町さっき見たら平成12年以降は、去年が3月は何かの事情で改正があっってますけども、ずっと職員定数は見直しされてないというような、本当にそれだけの定数が要るのか、また職員が足りないのか、そこら辺がこれはなかなか判断つかないと思うんですけども、そこらにつきましてはやっぱり十分考えないといけないというこというふうに考えてます。

ちょっと順番変わりますけども、やっぱりそこら辺を早急に、業務の実態を把握してから職員定数の見直しですか、やっぱり粕屋町は今の現況からいうとこれだけの職員は最低要りますというようなそういう定数を定めるべきと思いますけども、これについて総務部長のご意見を、見解をお伺いしたいと思いますが。

◎議長（山脇秀隆君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

議員ご指摘のとおり、現在の条例定数と実人員の乖離が非常に大きいということでございますので、今後十分にその辺を検討いたしまして、必要人員等の把握に努めまして、条例の改正については検討をしまいたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そこら辺はよろしくお願いします。

次に、ちょっと要求のほうは飛ばしまして、部長制に関する質問です。

町長は副町長2人制を実施するに当たりましてから、今後部長の退職等に伴う後任は補充しないというふうに明言されました。これは、副町長1名増に伴う人件費の増加への批判をかわそうとするための極めて短絡的な発想と考えております。このことにより部内の予算とか業務の調整、人事などの組織運営は大変いびつな形になり、町長が言う人材育成どころか職員の意欲も低下すると危惧しております。よく町長は人材育成、人材育成と言われますけども、やはりそれはそういうポストを与えて、それを見守りながら育成していくのが人材育成だろうというふうに考えてます。

そこで質問ですが、今後部長制について廃止されるのかどうか、見解をお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

因町長が部長の退職後の後任者をつくらないと今まで発言をされております。ただし、議員がおっしゃるようにその時点の判断は副町長2人制が前提というふうになっておりました。今後の体制については、因町長の判断が必要となりますので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それでは、3問目の副町長2人制についての質問に移ります。副町長2人制につきましては、昨年6月の議会で私は反対し、副町長でなく顧問とか参与という形でどうかという提言をいたしました。その池田副町長が7月に就任されて、わずか半年余りで退職されました。私の心配、危惧が何か現実のものとなったところでございます。

っていうのが、顧問とかにしておけばもう少し傷は浅かったと思いますけども、副町長という形でされてということで、その傷は少し広がったような気がいたしております。町長公約の実現と職員の人材育成のためにということで町長が期待して招いた池田副町長が辞職され、この間報酬とか備品購入費など約1,000万円近くのお金が無駄に使われたこととなります。それに見合った仕事を実際に行っていたのかということについて、甚だ疑問に感じているところでございます。

そこで、池田副町長の発言と、実際に何を行ったのか、これを検証したいと考えております。

まず、町長は選挙公約で、周辺町との合併により10万人規模の市昇格を目指すと約束され、池田副町長もこれの実現は可能であり努力していくと言われておりました。そこで質問ですが、池田副町長は実際にほかの町を訪問してから合併の働き、話をされたのか、またそれによって少しでも前進が見られたのか、これについてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

ほかの周辺市町と合併についてのお話をされたのかということでございますが、町長と池田さんが話されたかもしれませんが、その報告については私も聞いておりません。執行部のほうも総務部長、総務課長を初め、そのような話は聞いてないですね。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、就任後3箇月以内に全職場を訪問し、状況を把握するとともに職員全員へのヒアリングを行うと言われていましたが、実際に行われたのでしょうか。また、これにより何ら改善なり指導が、職員に対する指導等が行われたのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

今の件につきましては、井上議員の時にも話したと思うんですけど、ヒアリングはされていると思います。ただ、それによってどのように変わったかというのは、私にはちょっと分かりません。ただ、ある一部の職員から聞けば、話を十分聞いてくれたとか、そういうことは聞いております。ただ、どういうふう to 今後していくかというふうな方策というのは、ちょっと分かりません。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それじゃ、全職場訪問という、現場に実際出向いてから全職場を訪問されたのか、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

幼稚園関係と保育園関係ですか、そういうところには行かれたというふうに聞いております。職員のほうは、その職場に実際に1週間おるとか、そういうような話をされてましたけど、それはなかったように思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今話聞いてますと、池田副町長がおっしゃったように実際に現場に、職場に行ってから話聞かないと、副町長室に呼びつけて話聞いてもいかなもんかという気がします。まあ実態はそうであったというふうに理解してます。

次に、町長は池田副町長に国、県と交渉できる人材を育成してもらおうとおっしゃってました。これは本来、町長とか副町長が行うべきと考えます。役場の職員がそ

ういう交渉というのはなかなか難しいと思いますし、やっぱりこれはトップのほう
がやるべきことだろうと思います。池田副町長はこのことに何か具体的に職員に対
して指導できたのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

国と県と交渉できる人材ですね、それについてはまだこれからというところでは
なかったでしょうか。実際にそういうような研修とか、そういうことをしたという
ふうには存じておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに国、県と交渉できる人材育成については、実際にそういう現場を経験しな
いとできないって前にも申したんですけどもね。本当に今は粕屋町でそういう国、
県と交渉できる人材を育成したいと言え、前にも言いましたけども粕屋町が入っ
てます福岡都市圏事務局ですか、あそこでは毎年要望項目をまとめて国や県のほう
に要望やっていますので、そこら辺に派遣研修ですか、職員を派遣して研修させる、
これが一番手っ取り早いんじゃないかというふうに考えております。だから、民間
の新聞社の方がそこら辺なかなかそういう国、県と交渉できる人材育成は私は無理
だって最初から申し上げてましたけども、志半ばでお辞めになったんで、もうこれ
以上申すべきことはございませんけれども。

それと次に、当初予算につきましては、副町長2人分また部長3人分の人件費が
計上されているのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

現在の当初予算の中に副町長それから部長等の、当初予算を編成する場合は現状
の職員配置の状況で当初予算を計上しておりますので、副町長並びに部長の人件費
については、現在計上した状態の当初予算となっております。また、副町長に関し
ましても今後2名体制を継承するのか、先ほどもありました部長体制につきましても
今後検討するということがありますので、予算上もその財源については残した状
態というふうになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

副町長は2人分予算化されているということと、部長の3名、部長の分も予算化されているというふうに理解していいですね。

それで、昨日は福永議員の質問の中で私気になったんですけども、副町長が退職されて1箇月余り立ちますけども、事務引継ぎはなされたんでしょうか。また、その予定はあるんでしょうか、ちょっとこれ追加でありますけども。これはもう後の退職手当の支給のことにも関連してきますけども、何か中途半端で放っぽり出して事務引継ぎしないというのは、今までそういう前例はないと思いますけども、それについては事務引継ぎの予定なりはあるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

確かに事務引継ぎというのは重要なことだと思いますけど、1月21日に柚須の新春サークルに出られた後、役場のほうにはお見えになっておりません。引継ぎのほうもどうされるのか全然連絡ございません。そこは町長とお話しされてるのかどうか分かりませんが、今の私たちには情報聞いておりませんし、総務部長も課長もそこのところは聞いておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そういうことやったら、やはりそこら辺も事務引継ぎをきちんと、その期間中は何らかの仕事やってあったでしょうし、特に給食センターの交渉なんかあってわざわざ一人で東京まで行って。まあ一人で東京行かれるのはいかがなものかというご意見も申しあげましたけども、そういうことをして、そういうことは何も報告ないまま、いろんな事務引継ぎもされないまま退職金を果たして支給できるのかというような疑問が出てきますので、それは町長が出てみえて、町長のほうと早急に話していただいて、早く事務引継ぎは行うように言っていただきたいと思います。

それと、先ほどの人件費につきましても、2人目の副町長の人件費、これはもう凍結すべきであると考えます。部長につきましても、組織運営上または職員の意欲向上のためにも早急に補充すべきであると考えております。また、気になっているのは地域振興課長ですか、具体的に言います、もう半年、なぜ今日まで空席で置かれてるのか理解できません。農業とか中小企業振興など大事な業務を行っておりますので、それはどうでもいいというふうに考えているとしか受けとれません。町民からも、行政が停滞しているとの声も聞きます。ということで、やはり部長なりそれ

ぞれの人をきちんと置かないとなかなか役所の組織は回りませんので、そこら辺について対応されるように要望申し上げまして、私の一般質問を終わります。

(3番 案浦兼敏君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

再開を13時からとして、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時00分)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、再開いたします。

議席番号4番鞭馬直澄議員。

(4番 鞭馬直澄君 登壇)

◎4番(鞭馬直澄君)

議席番号4番、鞭馬直澄でございます。昨日、そして今日の午前中と一般質問を見ておりましたけども、やはり町長不在ということでは非常に違和感があります。まして吉武副町長も答えられないことが多々ありまして苦勞されておるようです。従いまして、私は通告書の順番に沿って質問をいたしますけども、1項目につきましては池田副町長辞職に関してという関連質問させていただきます。この件につきまして吉武副町長、恐らく回答、答弁は難しいだろうと思っております。通告書を読みますので、もしその中で答弁できるのであれば答弁をお願いいたします。そういう形で進めさせていただきます。

最初に、池田副町長の辞職について町長に質問をするようにしておりますけども、本日も欠席されており、町長から直接答弁をいただけません。質問の要旨を述べることといたします。いずれ早い時期に町長からの直接の回答を何らかの形で求めたいと思っております。

まず1番目、辞職願を受理した最大の理由はということですかと、これはもう町長でないと分からないと思うんですけどね、いかがでしょうか。はい、結構です。

◎議長(山脇秀隆君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

最大の理由って言われたら、単純に町長のほうにその1月21日に辞表届をされて、理由が一身上の都合ということで、こちらとしてはもう受けざるを得なかったということですね。

◎議長(山脇秀隆君)

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

ありがとうございます。それ以上のことはやはり町長ご自身での判断だろうと思っておりますので、この件はこれぐらいにします。

次に2番目に、健康面の持病があったのではないかというふうに思っております。それはなぜかと申しますと、昨年町長のほうから委員会で説明があったとき、私は本人の情報が少な過ぎますので判断できませんと。従って町長にお願いしたのは本人の職務経歴書、健康診断書、もう一つ、運転をされるということでしたので自動車運転事故経歴書、この3つだけは最低とってくださいと、でないとしてはどういう人か判断できませんということをお願いしました。その後、職務経歴書だけは町長のほうからいただきまして、これは全員協議会の場で委員の皆さんに配付されました。その場で、どうしても私は健康面が気になりますので、というのはやっぱり前の会社を55歳、6歳で退職されてると。これは何かがあるしかないということで、まず健康面だろうと思いましたが、本人に健康面の問題ありませんかとお尋ねしたら、即答で全くございませんという即答されました。ところが、今回のこの件を見てますと、どうもそうじゃないような気がしてましてね。昨日の井上議員の質問の中にも狭心症ではなかったかというような言葉が出てきてますけれども、私も何となくそういう池田さんの、特に今年に入ってから立ち居振る舞いを見てますと、やっぱりそういうことじゃなかったのかなというふうに思っております。この件につきましては本人がもう退職されてますので、本人に直接聞く機会は私どもにはないと思っておりますので、やはり町長、早く病気を治されて、一刻も早く復帰されて、その時にできるだけ早い時期にその辺の回答をいただきたいと、こういうふうに思っております。

3番目、同じことなんですけども、わずか7箇月、半年ちょっとで退職ということは、どこの自治体にもこういうことはないと思うんですよね。かなり異常でありますし、前代未聞のことであるというふうに思っております。町長が人選を間違った責任をどう考えておられるのか、どうするつもりですかちゅうことも、これも町長ご自身の回答になるだろうと思っておりますので、これもそのようにします。

次に、相当池田さんのことを町長は物すごく中央に人脈がある、こういうことをやってる、こういうことをやってるちゅうことで話をされました。言ってることは分かるけども、先ほど申し上げましたように判断する材料がないんでっていうことで態度を保留をしたりしましたけども、その間、7月になってから町長が池田さんにどんな役割を与えてどういうふうな指導をされてきたかということについても、やっぱり1月21日の退職という最悪の結果がありますので、ここのところはや

っぱりしっかりと町長に聞くしかないというふうに思っております。

最後、5番目なんですけども、やはり役場の職員の方も相当やっぱりショックだろうと思います。池田さんが辞められるということで、ヒアリングを、各職場を回って職場の無駄とりをするというふうなこともおっしゃられてましたし、その人材育成ということもそれを絡めてやっていくという話をされていましたが、もう辞められたということは、役場の仕事の通常の仕事の中にも相当やっぱり混乱があったんじゃないかなと思います。特に西村教育長あたりはですね。そういう状態で、やはり粕屋町の町民の方も非常に不信感を抱いてると思うんです。また、いつ頃までにこの病気が回復して、町長自身の病気が回復して、そういう時期もまだ今のところははっきり恐らく言えない時期だろうと思うんですね。耳に入ってくるのは6月の議会は大丈夫だろうとかということなんですけど、それはあくまでも臆測であって、ここはやはり町民に対してはしっかりとどういう病気でどんな治療してるか、従っていつぐらいまでには完全に復帰できる、あるいは町長の職務に支障がないような状態まで復帰できるっちゅうことは、議会もそうですけども町民の方にはしっかりと早めに情報を流してほしいというふうに思います。でないといろんな臆測が出てきますんでね、と思っておりますので、そういうことが必要だろうと思っております。

以上で1項目の、本来だとやっぱり町長にしっかりと答弁をしていただきたいとこなんですけども、残念ながらこういうことでできておりませんので、1項目についてはこれで終わります。

次に、2つ目なんですけども、仲原保育所、中央保育所の修繕についての質問です。

私は、12月の定例会で最終的に現場、とげが刺さる子どもが続出してる、手に負えなきゃ病院までかかっているというようなことがありまして、町長にいかがです、どうされますかって言ったら、そういう事情であればやりますという町長の回答をいただいて、現実的には床の修繕については12月の中旬から1月の中旬以降、それぐらいのところで終わっておると。それは私も現場を見まして確認をさせていただきました。

ここで問題なのは、これは保育所の老朽化、建替えとは全く違う話なんですね。日常茶飯事起きてるそのけが、危険な状態、いわゆる日常管理が不十分であるという不安全状態の放置ということがそういう結果を生んでいるというふうに私は経験上思っておりまして、このことについて、今回は5つほど質問をさせていただきたいと思います。

床の修繕については、子どもたちは当然にここにこしてますし先生たちも喜んでい

まず、保護者の方も喜んでいて。わずか1箇月ぐらい、700万円程度でできるのであれば、なぜ早くこういうことを手を打たないのか。安全は全てに最優先するということは、これが本当に守れてるのかどうかというのが非常に危惧を私自身はしております。これは保育所だけの問題ではありませんので、学校関係も幼稚園、小学校、中学校と全く同じ状態だろうと思います。従いまして、まず1項目、このような危険な状態である不安全状態を放置する、修繕しないで放置した最大の原因は何でしょうか。これについて質問いたします。吉武副町長。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

確かに議員がおっしゃるように、言い訳になるかもしれませんが、そういうふうにささくれ立っるとか、けがが日常茶飯事起きてるという状態をちょっと把握してなかったのは本当に申し訳ないと思っております。今後、そういうことを各担当課のほうからも意見を吸い上げて、そういうことがないように今後注意してやっていきたいと思っております。どうすみませんでした。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

吉武副町長、謝らなくても結構なんです。私がお尋ねしたいのは、例えば保育所でもこういうことが起きてます。では小学校はどういうことをやっておるんですか、中学校はどういうことをやっておるんですか、同じことが起きませんかということなんです。従って、2番目の質問にも関連しますけども、現場、各保育所あるいは小学校、出先から園長先生だとか校長先生だとか、こういう修理をしてくださないと、ここ危ないですよとか。例えば保育所の絡みでいえば網戸が、網戸をつけるレールはあるんですけど網戸本体も何も影も形もないと。従って窓が開けられませんと、換気ができません、子どもたち夏場大変ですというような話もあるんです。雨漏りの問題にしてもしかり。12月の定例会で質問した後、町長は、私たちが行ってもそういう話は聞いてないというようなことをちょろっと言われましたけども、聞いてないんじゃないかと、私からするとそういう目で見えてないんですよ。そういうふうにして、町長、それは違うじゃないですかちゅう話をしました。従いまして、2番目の質問としては、そういう現場からここは危ないから修繕してください、これが足りないからつけてくださいとかというような要望は今まで提出、上がってきたことはあるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

担当課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

保育所からの要望ということですがけれども、今回の床の補修に限らず雨漏りですとかトイレが壊れている、詰まっている、また空調等の機器が悪いとか破損や不具合といいますのが度々園のほうからはその都度上がってきております。また、予算の策定期期になりましたら一覧表で出させていただいて、優先順位もつけてという形でご要望を上げていただいておりますところをごさいます、予算の措置のできた範囲で優先順位をつけていただいて、順位が高いところから随時補修を行っているというところをごさいます。

先ほどの網戸の件でごさいますけれども、以前ちょっとお話が出ましたのもありまして、園のほうにも確認をしておりますけれども、先生によってもまた言うことがちょっと変わってきてまして、もちろん網戸が欲しい、窓をあけて換気したいと言われる先生もいらっしゃるんですけども、中には結局網戸をつけましても子どもが押してすぐ壊してしまうと。場合によってはその壊したことによって外に子どもが飛び出しかえって危険だとかってということも言われる先生もいらっしゃいまして、過去そういった経緯があって結局外したままつけてないのかなというようなことをごさいますので、そこは先生方にご意見を聴きながら、ご希望がありましたらまたつけるような方向で考えたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

私が申し上げたいのは、そういう不安全な危険な状態を放置したのが、そこが問題なんですよね。上がってきてますと、ちゃんと書類、フォーマットが何かあって上がってくるんでしょうかね。それに対して予算がないから来年度の予算だとかって、もう優先順位をつけて後回しっておっしゃいますけれども、ことは安全、けがしている、この現実についてはそんなことは通用しないと思うんですよね。その認識がしっかりあったかどうか、もう一度質問します。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

子どもの安全第一というのはいちばんに考えるところでございます。その認識は持っております。で、優先順位をつけていただく時も、まずそこを第一に優先をつけてくれということは園のほうにもお願いをしておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

次の質問とも関連するんですけども、例えば保育所のそういう設備の点検だとか、安全パトロールだとか、点検パトロールだとか、そういうことはどなたがいつやってるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

安全パトロールというものに、言われているものに該当するかは分かりませんが、安全点検としては、業者に委託をして行っておりますのは、遊具の点検を行っております。これはさびの内部の状況ですとか、素人が見ても分からない部分がありますので業者委託という形でございまして、そのほかはまあ日常的に保育士がおりますので、保育士が子どもの安全目線を第一に考えて危険がないかということの日々チェックをしておるというもの、また職員ですとか、うちの部長もそうですけれども、度々園のほうを訪問しまして確認をさせていただいているような状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

それでは、その床がささくれ立って子どもにとげが刺さる状態がこれだけ続いているということについては、いつ把握されたんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

もう私が27年4月に子ども未来課にまいりましたときから同じような床の状況がありまして、部分的な補修を行っていることはしておりました。その時点で当然ささくれが発生をしている、場合によって子どもに刺さっているということは把握しておりました。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎ 4 番（鞭馬直澄君）

堺課長、把握されていたんだったら、なぜ修理をしなかったんですか。

◎ 議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎ 子ども未来課長（堺 哲弘君）

すみません、副町長が言われましたように言い訳になってしまいますけれども、もう第一義的な要因はそれに対して、今回でしたら700万円以上という予算が必要になりましたけれども、それだけの予算がつけられなかったということが一番の理由でございます。

◎ 議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎ 4 番（鞭馬直澄君）

小さい子どもたちがけがをするということは、私はこれはお金の問題じゃありません。12月の時にも町長に申し上げましたけども、やはりその管理責任を厳しく問われますよ。場合によっては裁判を起こされますよ、こういうことやってたら。だから、ささくれ立ってる、子どもが1人けがを、このとげが刺さるということについて、その下300件ぐらいは、あつ危なかったなというのがいっぱいあるんですよ、こういうのはね。そういうのが積もり重なって1件ぽんとそういうとげが刺さる。この間も申し上げましたけども、とげが刺さるということはそこから化膿して更に症状が悪化するということも、物すごく危険性あるんですよ。そういうことを園長先生たちが恐らく要望を出してたと私は思うんですけども、予算がないとかということではなくて、やっぱり危ない状態、不安全上状態、危険な状態を放っとく、このやり方のほうがもっと危険だと思います。そここのところはぜひ、二度とこういう事例を起こさないように、やっぱり吉武副町長、仕事のやり方、現場からこういうことが上がってきて、どこの部署でどういうふうに迅速に対処するのか、そういう仕事の仕組がしっかりとできているかできてないか、できててそれをしっかり現場と、それから所管の部署がそれを守ってるということが、私はどうもできてないような気がするんですけども、まずはそういうことを処理する仕組、仕事の流れをしっかりとチェックする仕組、素早く対応する処理の仕組、こういういわゆる業務手順書なるものはございますか。

◎ 議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎ 副町長（吉武信一君）

マニュアル的なものはないと思います。ただ、いつも職員にも報・連・相と申し

ますか、報告、連絡、相談ですね、それは常にしなさいというふうには指導はしております。今回の件に関しては、確かに上のほうまで上がってきてないということで、保育園との連絡がうまくいってなかったんじゃないかと思っております。だから、そういうところを今後はないようにしていきたいなというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

そういうことを、現場からの要望や何かを処理する仕組みがないということ、手順書がないということの理解でよろしいんですかね。口頭で何か問題あったら上げなさいよ、そこで、そういうやり方で終わっているような気がするんですけどね。仕事のやり方、仕組み、その手順書、誰がそれを決裁していくのか、そういう仕組みがなかったら、これはずっと延々と保育所だけじゃなくて小学校、中学校、全く同じやり方だろうと思うんですがね。大事なことです、これは。なかったから今こういう事件が起きてる。それは大変なんです、あつて守れてないちゅうのはまだ大変なことなんですけども、今のお話だとそういう手順書なるものがない、文書で明確にできているものがないというふうに私は聞こえましたけれども、そういう理解でよろしいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

文書的なものはないと思います。ただ、やはりこういう行政のほうの仕事と言えば、それはもう当たり前のことだと思ってるんで、そこを職員に課長なり主幹なり係長なりがしっかりこういうことはどういうふうにするかというのは常にそれはやってるんで、今回に限りそういうふうなことが起きたというのは本当に申し訳ないというふうに、この点私は申し上げます。今後、文書的につくってというの、改めて各課の事業系統、総合窓口系とかそれぞれまた違うんで、そこのところはまた常識的な見直し、それをやっていきたいと思っておりますけど。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

恐らく、今ほかの現場でも起きてる可能性が大ですね、今のお話を聞いていますとね。やはり決裁権限もあるでしょうし、やっぱり保育所でいえば保育士の先生たちの責任範囲ちゅうはここまでですよ、園のことについては園長さんが全てそれ責任ありますよと。それの上に行けばその所管の課長さんのところでしょう、部長でし

よ、で上がっていけば副町長、町長と。最終的にはこれ全て町長に行くんですよ、責任者に。従いまして、やはりそういう仕事の仕組というものをきちんと明文化して処理方法、こういう案件は誰のところに上げて、誰がそこで判断してどう処理するっちゅうのを、そういう手順書、マニュアルをですね、ないんであれば早急につくってください。これはどこでも起きますよ。そういうことが今度の保育所の事件につながってきているんですね。ちょっとびっくりしましたけども。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

そのマニュアルというか、その事務分掌ですよ、そういうのはあるんですよ。各課で結局誰が何をするという仕事の分担の表ですね、それはやってるんです。ただ、今言われるように何か起きたときにどういうふうな報・連・相ですね、報告、連絡と、そういうマニュアル的なものは文書にないですけど、それぞれ担当部署で一応やってるんですよ。だから、その文書というのはいちとありませんよということはお答えします。事務分担表にはちゃんとあります。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

ものすごく不安になりましたね、余計にね。だから、決まり事があって、仕事の仕方の決まり事があってその現場からの声が上がらない、それぞれ吉武副町長がその所管の各所でやってますというお話ですけども、やれてないからこういう事件が起きたんでしょう。ということは、これをものすごく重大なものと受け止めて、やっぱり副町長、じゃあどういう方法でやっていこうかというのは、これはもう口じゃだめなんですよ。書類でしっかりと処理、その処分方法、手順書をマニュアル化して、それがやっぱり全職員の方にしっかりとその周知浸透するようなことをやって、常に見える化ですよ。こういう問題についてはこういうふうに処理するよってなことをはっきりしてないと、現場は何言ってるか分かんない、言っても予算の関係でそれは後回しだということになってくると、恐らくこういうことがどんどん発生しているというふうに思いますが、いかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今マニュアルということで具体的な詳細な動きの点というようなことで、最初は予算の話から発生しておりましたのでちょっと行き違いがあってるようですけど、

役場の規則とか決まりの中で、事故が起きた場合には報告を上げると、そういったふうな決まりもありますし、事後報告等の様式等もありますので、実際起きればそういったものに基づいて報告を上げるという形はでき上がっております。

先ほど副町長が言いましたように、それぞれの職階ですね、それによつての役割もありますし、各担当課、部署での業務内容という事務分掌ということの仕分けはもちろんされております。ですので、詳細なマニュアルという言葉でこういった場合のその具体的な細かな取り決めというようなところまではなっておりませんが、事故が発生した場合にはもちろん報告を上げるというふうな、そういう決まり事としてのものはあります。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

それは当然の話ですよ。私が申し上げたいのは、こういうことを起こさない、いわゆる未然に防ぎつてことですよ。防災、災害を防がないと。こういうことが起きないようにするためにどういう仕組、仕事の流れ、仕組がありますかっていうことです。その中で、先ほど申し上げましたようにその設備の点検はどうされてますか。子どもたちが園庭で遊んでる、危ないところないかな、これはちょっとさびとるぜとか、そういう日常ですよ、点検をするシステムが恐らくないですね。ありますか、そこは。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

例えば施設とか施設の中の設備、そういったものがあると思いますけど、そういったものについては基本的には法的に保守点検とか、そういう決まりがありますので、そういったことを受けることで守ってきているというのが現状です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

それはちょっと違うと思うんですね。だから、例えば課長、部長、月に2回ほどここの保育所は回って、自分たちの目でしっかりと見て回ると。そうすれば危ないところは分かってくると思うんですね。何かあると、それほどここの委託業者に頼んでどうだという回答がたまにあります。そうじゃなくて、あなた自分の目で、足運んで自分で現場見なさいよと。見ないからこういうこと起きてんでしょ。それはなかなか直らないですね。そういうことを日常茶飯事やってるのはやっぱり

園長さんだとか保育士の先生たちですから、そこをこういう項目で毎日ここは点検してくださいね、ここは週1回でいいですよ、ここは月に1回です、ここは月1回やる分については私、部長も一緒に行きますよとか、そういうことをやって危ないところを早めに見つけて、それに対してどんどん手を打っていかないと、いろんな事件が起きてくると思います。

そんな仕事の仕組になっていないということは、本当に驚きですね。これはそんな難しいことではございませんよ。簡単にできますよ。だから、こういうことの仕事の手順だとか仕組をきちんと責任持ってやる部署はどこ部署になるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

職場のそういう環境管理ということになってくるんで、総務課のほうになるかと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

この質問で大分時間を使ってますけども、これは本当の原点だと思うんですね、安全性の管理上、仕事の管理上。従って、そんなに難しい話じゃないと思います。要は安全パトロールいつやるの、誰とやるの、どこ見るのって、それ項目を上げてればいいんです。で丸かバツかペケかオーケーにすればいいんですよ。理由悪いところ写真撮るときゃいい。理由悪ければ業者さん見てもらってっていう話になるでしょうけども、そういう仕事の処理手順がどうもできていないちゅうことは、これはしっかりと早く修正、見直しをして修正をしてください。そんなに難しいことではないというふうに私は思います。よろしいですか、それでやってもらえます。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

早速、ちょっと検討いたしまして実施できるようにいたしたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

もう即刻お願いいたします。

関連なんですけども、役場の中で安全衛生組織っていうものは組織されているん

でしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

粕屋町では労働者数は50人以上となっておりますので、設置が該当しますので、衛生委員会ですね、安全衛生委員会じゃなくて衛生委員会という形で設置はしております。粕屋町職員安全衛生管理規程というものに基づいて、運用のほうは実施しております。内容的にはいいですか。体制等も。

◎4番（鞭馬直澄君）

体制も含めて分かればお願いいたします。

◎総務課長（山本 浩君）

体制といたしましては、委員会の委員長というのは私になるようになっております。あと産業医ですね、粕屋町のほうでお願いしております産業医、保健師が入っております。あと、委員ということの中の衛生管理者というようなことで保健師を入れております。あとは職場の各部署から選出しまして9名ほど、あと事務局が入りまして全体で15名ということで、各職員のほうから出ておるものにつきましては保育所、幼稚園、給食センター等からも職員のほうが参加した形でやっております。

本来この開催を数多くすることで職場環境の保全というようなことを取組むべきであろうと思いますが、現状からいくと大体年間に2回程度の実施となっております。どういった項目を行っているかっていうことにつきましては、委員が代わった場合は衛生委員会とはどういうものかというようなお話をすることもあります。あと先ほど話が出ました現場重視ですね、そういったものを産業医、保健師等にいただいた場合はその内容の報告等をここでっております。もちろん職場のほうで改善すべき点がないかというようなことについては委員会の中で意見をもらうようにはしております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

今のご答弁の内容で、安全衛生委員会の委員長は課長がされてると。一般的には恐らくそれは事務局だと思いますよ。安全衛生委員会の委員長は長ですよ。だから、私は町長であるべきだと思います。で、町長がそういうことをきっちりとトップで責任持って掌握するということが安全衛生の組織の在り方だと思います。

それから、例えば中央小学校の、単位では学校ごとにそういう組織はあるんです

か。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今お話がありましたように、職員が50名というのが一つの基準になります。今小学校のほうは正職員のほうで大体カウントしますので、ちょっと50名切ってるところがありますので。ちょっと正式名称忘れましたが、この衛生委員会の準衛生委員会やったかな、これは組織するようになっております。今おっしゃるように、この委員長は校長でございます。

それで、立ったついでにあれですけど、私はやっぱり防災のことを今までずっと鞭馬議員いろんなところでお話をさせていただくわけですが、私は小・中学校においてはまず安全配慮義務というのが職員には一人一人あります。法律にそこははっきり明文化されてないわけですが、安全に過ごす場所であるということを第一義的に考えなければならない。そのためには施設の問題と、あと人間関係の問題がやっぱりそこはどうしても生じてきますが、施設のほうに限らせていただきますと、保育園は私管轄外なのでちょっとよくは知らないんですが、まず小・中学校とほかところが違うのは、子どもたちがまず先生と一緒に掃除を校内やりますので、そこで日常的に点検は複数の目が入っているというのが一つと、やはり戸締まりを大体教頭さんか日直さんがされますので、毎日子どもが帰った後は校舎内の見回りは行っております。まずこれが日常的な分です。

それともう一つは、よく言われるのは月に1回の安全点検。これはカードがありますので、項目がありますのでそれを集約して、問題があれば教頭、校長に言う。適宜やっぱり授業中とか、例えばトイレがちょっと壊れとったとかというのはすぐ報告入って、学校教育課に連絡あります。よくあるのは予算がないからということもちょっと話題になっておりましたが、学校の予算と教育委員会が持つてる予算がございますので、これは早急に、毎日子どもが生活する場なのでやりますけど、大きな修理を要する場合はもう安全配慮をした上で立入禁止とかということで少し間を置いてやるということはやっております。

鞭馬議員が再三よく言われるんですが、やっぱりリスクマネジメントとクライシスマネジメント、そこは常に私も毎月1回の校長会ではそこら辺を毎回同じことを言ってるんですが、それとあと部局が教育委員会部局になりますので、私もフリーで動けますし指導主事もおりますので、やはり第三者の目が学校の中に入ることができます。あと、社会教育のドームとかサンレイクもそうですけど、やっぱり館長さん方が定期的に書類を持って社会教育課に来られますが、そのときにこういった

ところに不具合があるよとかということも定期的に入って、すぐ社会教育課の職員も現場に行って写真を撮ってきて、こういう状態なので予算を見よと、場合によってはちょっと教師と一緒に来てくれということで町長、副町長のところに入って、こういう状態なのですぐ修理をかけたいという対応は私はできてるかなと。保育園のほうも今ちょっとこういった話で、同じ役場内という疑問を私は逆に与えたのかもしれませんが、私はそういった組織があると思う。だから、マニュアルがあれば全てオーケーではないと思いますし、やはり職員の意識の問題だろうと思いますんで、折に触れそういった話をしていきたいなど。先ほど、私もありましたけど、ヒヤリ・ハットの原則をさっき言われたんですよね、一つの大きな事故はその下に300ぐらいのちょっとした事件があるぞと。やっぱりそういった緊張感は日頃必要かなということは、私も改めて今勉強になったと思います。ありがとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

50名いるかいけないかと、これは一つの決まり事なんですけども、じゃあ20名だから安全衛生組織はつくらなくていいのかということそうじゃないんですよね、実はね。だからこそ、そういう小さくてもしっかりつくって、事故のない安全な職場をつくるべきだと思いますので、私自身は50人ってことに、よく言われるときがあるんですよ、うちは50人未満だから要らないんだよって。じゃあ安全衛生って何をやってるんですかちゅう話になるのでね。決まりが50人で、その50人にこだわるとやっぱり事故は起きるんですよ。だから、それに倣ってそういう組織をつくって日常活動していくということが大事だろうと思いますね。

だいぶ長くなりましたんで、その辺のとはしっかりと安全対策、パトロールして点検して不備なところは修理する。安全の三原則というのはやっぱりそういうことなんですよね。整理整頓、点検整備、標準作業なんですよ、この3つ。で整理整頓、点検整備ができてなかったら、もうぼこぼこ起きますよ、これ。そういう目でぜひこれからやってほしいと思います。

この件に関して山本課長、すみません、29年度の安全衛生の目標はどういうことになっておりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今、手元に持って来ておりませんが、特定事業主行動計画というのを策定してお

りまして、職場のこういった取組を行うようにしております。その中で目標というようなことを設定しております。これは施設だけの目標ではありませんので、具体的な内容からいくと、今のご質問と直結するとは限りませんが、男性の育児休業の取得であったり年次休暇の取得率と、そういったこととか、超過勤務の時間数とか、そういったことをこの特定事業主行動計画の中では持っております。あと、衛生委員会の計画の中ではストレスチェックの実施であったり、ただ今言いました特定事業主行動計画の目標達成、それから職場環境の改善、それからメンタルヘルス対策、こういったものを衛生委員会の目標ということで上げております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

一番大事なことは、やっぱりその役場の職員の方たちの命を守ると、けがをさせないと、病気にさせないということが安全衛生委員会の最大の目標だと思いますので、まず頭には多分労災ゼロだとか、役場の所有している車かなりありますので、そういう公務上の交通事故ゼロを目指すとか、そういうことがあって各部署にじゃあどうする、どうする、どうおりにって、そういうことが全員ですよ、230名の方に全てこういうことをやるよってということが周知徹底されて、それを守っていかないと、上から言っただけのことあるよと言ってもなかなか守れないと思うんですね。そういうことでは事故は防げませんので、ぜひ全員の方がやっぱりそういう共通認識、意識を高く持っていただくというようなことを狙って、これからの役場の業務を含め、役場の方も全町民の方もそういう目で見えていただいて、しっかりと仕事をさせていただきたいと思っております。

終わりになりますけども、やはり私が一番申し上げたいのは、安全は全てに最優先するという、これはもう世界の共通認識なんですね。したがって、ゼロ災害を目指して取組んでっちゃうのはもう当たり前のことなんですね。だから、今までのお話の中ではそういうところがやはり認識が我が町役場においては低いと。それは冒頭申し上げましたように、保育所のとげが刺さることの対応の仕方、仕事の仕組、手順書も書面化されたものはないというようなことであれば、そこはやはり早急に整えてほしいと思っております。

先日、学校の校長先生たちの発表会ありましたよね、報告会。あのところで私アンケートにちょっと書いたと思ったんですけども、やはり校長先生たちの最大の目標は預かってる子どもたちの命を守ることだろうと思うんで、それに対してこうやってますってということが本来はあるべきだと思うんですね。確かに成績は県の平均よりも上です、そういうお話がありましたけれども、一番の目的はやはり子

供たちの命を守る、どうやって守ったらいいかと。洪水だとか地震だとか不慮の事故に対してどういう対応をとってますよ、防災はどうやってますよちゅうようなことをぜひ今後、そういうところも折り込んでご報告をいただきたいと思います。子どもたちが安全で安心して過ごせる環境を維持していくことが、やっぱり私たちの議員も含めて責任だと思いますので、そのところを強く一緒にやらせてくださいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

(4番 鞭馬直澄君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

これにて本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせいたします。本日は4名をもって終了いたします。よって、あす7日水曜日にも2名の一般質問を実施予定であります。時間の都合がよろしければ、あすも引き続きお越しいただきますようご案内申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時44分)

平成30年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年3月7日（水）

平成30年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成30年3月7日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

9番 議席番号 6番 中野敏郎 議員

10番 議席番号 14番 本田芳枝 議員

2. 出席議員（16名）

1番 末若憲治

9番 川口晃

2番 井上正宏

10番 田川正治

3番 案浦兼敏

11番 福永善之

4番 鞭馬直澄

12番 小池弘基

5番 安藤和寿

13番 久我純治

6番 中野敏郎

14番 本田芳枝

7番 木村優子

15番 八尋源治

8番 太田健策

16番 山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文

ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（21名）

副町長 吉武信一

総務部長 安河内強士

教育長 西村久朝

都市政策部長 因光臣

住民福祉部長 安川喜代昭

総務課長 山本浩

学校教育課長 山野勝寛

協働のまちづくり課長 杉野公彦

経営政策課長 今泉真次

収納課長 臼井賢太郎

税務課長 中原一雄

給食センター所長 神近秀敏

社会教育課長 新宅信久

介護福祉課長 八尋哲男

健康づくり課長	中小原 浩 臣	子ども未来課長	堺 哲 弘
総合窓口課長	藤 川 真 美	都市計画課長	田 代 久 嗣
道路環境整備課長	安 松 茂 久	上下水道課長	松 本 義 隆
給食センター課長補佐	石 山 裕		

(開議 午前9時30分)

◎議長（山脇秀隆君）

おはようございます。

昨日は、南北朝鮮首脳会談が4月末に決まったとの報道がありました。しかしながら、これまでの経緯を考えると、核の放棄を認めることは疑心暗鬼にならざるを得ません。北朝鮮は、それまでは核実験やミサイルの発射はないとしています、それも脅しに聞こえるのは私だけでしょうか。信頼はこれまでの誠意に基づいたものであり、不誠実な信頼を損なうものであると思います。私たち議員も町政に対しては誠実に対処していかなければならないと思う次第であります。今日の午後からは、各常任委員会に付託された議案の審議が始まります。大所高所に立って審議を尽くしていただきたいと思います。

本日は、2名の議員の一般質問であります。

町長から病氣療養中のため欠席届が提出されております。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、ただ今から一般質問を行います。

通告順に従い、質問を許します。

議席番号6番、中野敏郎議員。

(6番 中野敏郎君 登壇)

◎6番（中野敏郎君）

皆さんおはようございます。

議席番号6番、中野敏郎。一般質問を始めさせていただきます。淡々と始めさせていただきますと思います。

実は、1月20日というのが今日の最初のテーマになるんですが、この日に私たちこの議場で6年生を対象にした交流事業、そういうのがございました。それで、午後の会というのはちょっと遅れていたんですが、それより前に私その時に学校教育課長の役をしまして、あの席というか、そちらのほうに初めて座らせていただきました。もう答える文章というのは決まっていたんですが、えらく緊張させていただきました。ああ、そうなんだな、職員の方もというか、いろんな形での緊張も覚えながら即答しなきゃいけないというか、一応そういうふうな形で事前に通告というのがございますが、私の場合の今回の3問目というのは、何にでも当てはまるというか、そういうふうなところでの期待と……というのもございましょうが、よろ

しく今日、ご答弁のほうお願いしたいと思います。

1 問目なのですが、その交流授業を終えてからちょっと遅刻して行きました。1 問目は、旧国鉄志免炭鉱ボタ山開発についてというふうな形ですが、皆さまのお手元に資料を配らせていただいております。議員の皆さまにちょっと話をしたら、分かりづらいんじゃないかというふうなこともありまして、私のほうも資料をちょっとお持ちしたんですが、正式には裏、表というふうな形でこうやってありますが、裏のほうだけをコピーさせてもらっております。というか、後ろのほうは私も途中参加しましてコメントやら書いてたもので、その分だけをしておりますが、ここに書いてありますところ、それから写真ございますが、その右手のほうに各町長、それから二枝たかはる氏、それから古庄信一郎氏というふうな形で発起人というふうな名前も出ております。その上に、私が一般質問の通告書に書いております文章をそのままここに書いております。一度ここだけは読ませていただきます。

日本唯一の国営炭鉱として栄えてきた炭鉱跡地（福岡県粕屋地区）。1964年の炭鉱閉山以降、およそ50年間手つかずであった本跡地を、世界に発信できる未来環境都市へと開発を行うために協議会を設立いたします。今後、全国・世界にまだ残る産業遺産跡地を未来環境都市によみがえらせるため、本地域の再生をスタートとし、協議会を発足し、地方創生につなげることを目的といたします。というふうな形で文章ありまして、これを私が知ったのは、議会の事務局にポストに入ってて案内があって、これに参加するかどうかというふうな形でのプリントが入ってありました。もちろん、参加するという形で、重なりましたが。

1 問目の質問に入りたいと思いますが、こういうふうな形で初めてのこういう会がなったんですが、町長が本日いらっしやらないんですが、発起人になられた経緯というものをお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

内容につきまして、都市政策部長のほうからご説明申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

本日も議長様のほうから町長が欠席ということでご紹介をさせていただきました。私ども町長となかなか協議する状況ではございませんので、結論というとは分かりません。詳細な打合せができない状況の中で、今までの事務の報告の経過等によりまして推測ではございますけども、答弁をさせていただくということでまずお

断りさせていただきたいと考えております。

平成29年6月議会で、太田議員さんからもご質問がありました。今後の3町長会ではどのような方向に進めていくのか、話し合いはされているのかというご質問につきまして、開発に向けて3町の足並みを揃えるとともに、このボタ山の開発によって有意義な効果が目指される話し合いを行ってまいりますと町長は答弁されたところでございます。

いきさつにつきましては、志免町長、議員の紹介によりまして光冷暖によるシステムの紹介をお受けされ、冷暖効果、効率と省エネ、そして二酸化炭素排出抑制のメリット等の説明をお受けになったところでございます。その後、町、住まい、交通創設、省エネルギー化モデル構築支援事業等の提案を受けられたのではなかろうかと考えております。

国鉄志免炭鉱ボタ山の広大な跡地の遺産を、そして化石燃料の残さのボタ山の活用の施策といたしまして、太陽光発電、風力発電、そして光冷暖等の技術導入による再構築を目指すという計画ということでございました。施設概要につきましては、教育、介護、研修施設、ビオトープ、企業団地等を配置しまして、産学官の連携施設による雇用創出のモデルタウンを目指すということでございます。このような経緯を経まして、このエネルギー遺産と現在の自然エネルギーの活用に発起人の一人として意思表示をなされたのではなかろうかと推察するというところで答弁をさせていただきます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

推察というふうな形での答弁ですので、なかなかそのあたりはまた再質問というのをしにくいんですが、例えばその時は吉武副町長が代理というか、そのときは職務代理じゃありませんけど、出席されてましたけど、この会、最初から最後まで参加されてどんな感想をお持ちかということだけでもお聞きしたいと思いますが。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

私代理で参加させていただいて、その前にもこのモデルハウスと申しますか、光冷暖がどういうものかということと呼ばれて、2度ほど行きましたけど、ちょっと自分たち行政からすれば、事業主体からすればレベルが違うというか、来られた方も有名な方ばかりで、粕屋町としてどうなのかなと。やはり、その話を聞いてい

れば、国のほうとのパイプがあるということで、30億円とか40億円とか引っ張ってくるというような話をされてあったんで、それはそれですごいなというふうには思いましたけど、そういうふうな予算が果たして本当につくのかという疑問というか、懸念はありました。

構想は、本当に素晴らしい構想だと思います。ただ、それが実際に動き出すのかなというところですよ。それで事業主体のほうがそれにどのような関わりを持っていくのかというのは、今うちのほうでは別に手出しの部分は全然ないんで、実際にそういうような予算がついた時に話し合いというか、ボタ山協議会別にありますんで、そういうとこでそのすり合わせというか、そういうふうな形になっていくのかなというふうには考えてました。実際にあのかのとき参加をされた方というのは、隈研吾さんとか有名な方ばかり、大臣も来てある。山本大臣も来てあったんで、まずそこで本当に費用的なもので誰が出してるのかなという疑問もありましたし、本当にこれが進んでいくのかなというふうな気持ちでございました。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

私と同じような感想かなというふうなところを持っております。私もいろいろここで発言しましたように、みやまのことなんか発言して、そういうことというのは興味ございますが、今回の件というのは余りも突拍子だなとか、私たちも事前にいろんなことを協議したりとかしてるのになんとか、それが2番目になるんですが、もう一つ言えば、これ職員の方も私がぱっと見るに5、6人ぐらい出席とか、この会に出られておりました。土曜日の午後というふうな形ですが、職員の扱いというのは、そのときはどういうふうな形になってたかということもちょっとご確認させていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

その扱いというのは、どういう。勤務……。

◎6番（中野敏郎君）

勤務かとか。

◎副町長（吉武信一君）

確か、ぼた山協議会の担当ですか、地域振興課と都市計画ですかね、の職員が出てたと思います。勤務状態が出てたと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

もう勤務というふうな形でかかわるということは、やっぱり少しというか、ただの発起人というよりか、賛同していく意味合いもちょっと変わってくるかなとは思っていますね。

この点を押さえながら、私も言いたいこと何かと申しましたら、あの時に途中で参加してて、事前にちょっと揉めたところがあったんでしょうね。何かといったら、粕屋という名前が出るたびに会場がちょっと、何でかといったら粕屋じゃなくて、ここは志免だよとか須恵だよとか、そういう皆さん思いがあったんですよ。だから、これいいネーミングをしてっていうふうなことを何度もいろんな参加者が言われるんですよ。私その時ですごく悔しい思いをしたんですよ。皆さんもう分かってる人いるかと思います。私は、もう既にネーミングしておりました、この一般質問でですね。覚えてある方、あるかもしれませんが、ありがとうございます。カシスの森ということで、粕屋と志免と須恵を合わせたらカシスの森になるな、いい名前じゃないかなと。名前の問題じゃないんだけど、私たちがそうやってから言ったことがっていうかですね。

それから、もう一つ。元に戻れば、もうあそこは自然遊歩道的な形でやっていこうというふうな形になっておって、それが3町長の話し合いの中でお流れになったちゅうか、またスタートに戻ったみたいなきもちがありましたよね。そしてから、またこれも何かトップの中でボンとってっていうか、私の中では、ああ、町長というのはそれまでいつもボトムアップ、ボトムアップとおっしゃってたと思うんですよ。議員としてもボトムアップ、ちょっと違うんかもしれんけど、そうやって提案をしてたんですよ。それから、その後の6月の保育所の問題、あのあたりぐらいから町長は、ほとんどもうボトムアップという言葉も使われなくなったというふうな経緯もあるのかなというふうな気もしますが、そうやってトップでぽんと言いつけるんですけど、これっていうのは今既存である、3町であるこの協議会とどういうふうな捉えを今現在されてあるのかということをお聞きしたいと思います、2問目の質問ですね。

◎議長（山脇秀隆君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

既存の組織である国鉄志免炭鉱ぼた山開発推進協議会との兼ね合いはどのようなかということでございます。

この国鉄志免炭鉱ぼた山跡地につきましては、昭和61年7月1日の締結によりま

すところの用地買収を行ったところ、その面積につきましては28.79ヘクタールと
いうことでございます。この国鉄ぼた山開発推進協議会につきましては、各町、粕
屋町、志免町、須恵町から町長、議長、副議長、そして特別委員会の方々、合計
33名で構成された地域の発展と住民福祉の向上に資することを目的として設立さ
れ、現在に至っておるところでございます。

その間におきましては、平成3年に企業誘致によるところの4案、例えば一つと
しては人工スキー場を核としたもの等々の案を審議され、また平成25年にはソフト
バンクホークスのファームとして誘致活動を実施される等の事業に対しまして協議
をなされたところでございます。平成30年1月20日開催の未来環境都市協議会設立
シンポジウムの行動計画からのものとしてお答えできるものにつきましては、この
平成28年度の事業といたしまして、今中野議員がコピーで配付されておりますこの
1ページ目ですかね、これの2018年の事業としては、基礎調査、活動計画策定とい
うものを行なっていくと。その中におきましては、ボタ山全体の図面の確認、地盤
調査、近隣状況調査等を実施の上、長期活動計画を策定した後にこのF E C Aなら
では未来環境都市のロードマップを提示することになっておるということござ
います。つきましては、この基礎調査、活動計画策定が明確になった上で、この事
業について当協議会の位置づけを進めるべきではないかと考えております。つきま
しては、誠に申し訳ないと思えますけれども、明確なお答えというのは、本日こ
ではこの協議会の位置づけというのはお答えできるということにはならないのは
なかろうかと考えてるところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

確かに、この間あったばかりでその後の協議会とかというのも開かれてないで
しょうし、ただそうやって後々にこの2つがどううまくマッチングしていくんかと
か。

それから、私から言わせたら、私たちは代表としての、町民としての代表である
から、そういう声をというふうなところだけど、これはすごく企業ベースの形での
スタイルだったとは思っておるんですよね。だから、もう一回この辺っていうのは
いろんな会を出していただいて、討議する必要があるかなと思いますので、この点
についてまた後送りさせていただきたいと思います。

じゃあ、第2点ですね。副町長の2人制というふうなことなんですけど、もうこれ
は何名の方が、ずっと話されたんで、ただ私も正直申しまして、これ変な話です

が、議会だよりも私の質問したことをそのまま答えなければなりません。吉武副町長もしっかり最近チェックされます。なので、吉武副町長、よろしくお願ひしたいんですが。

何かと申しましたら、この間の費用対効果ですね。これっていうのはどうだったか、一言うまい具合におっしゃってください。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

費用対効果ですか。私から費用対効果と言われたら、どうなんかというたら、ちょっと答えづらいですね。客観的に見て、お金の配分とか使われた費用、それに対して池田さんがどういうふうにされたかっちゃうのは、やっぱり客観的に見て私がどう評価するというのは言いづらいですよ。事業とか、給食センターとかいろいろ頑張っていましたし、ヒアリングもされてあったんで、それが果たしてそれに見合うかどうかっちゃうのは、私は分からないですね、はっきり言って。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

私も文章に書く言葉が出ましたね、分からないというか、出しにくいというか、そういうふうな形になるかと思いますが、確かに昨日、それから一昨日といろんな方が質問されて、ある意味ではまだ分からない、闇の中のっていうか、費用は出ましたよね、700万円であるとか、工事やいろいろ含めた1,000万円近くとか、そういうことは出ておりましたが、じゃあそれに見合うような効果というふうなところでの、逆に言うたら私はこれっていうのは池田氏、もう池田氏っていうふうな言い方されてるんでそう言いますが、が絶大な効果を与えてるかもしれないとか、それもあるし、本人がやっぱりここは名誉っていうんですか、そういうものを、今ちょっと不名誉な形になってますから、回復されるためにも1回、ある場、私から言わせたら予算委員会なんかと、そういう場でも出ていただきたい。あるいは、給食センターの建設の特別委員会。だって、そうですね。彼は東京に行って交渉された。ひょっとしたら、それによって何百万円かとか、そういうふうな金額が下がったかもしれない。だけど、そんなことというのは、一緒に行かれた人はいないし、町長が聞かれたぐらいなのかと、そういうふうなこと、あやふやな。そういうこともやっぱりここに出てもらって、話をお聞きしたいなと思うし、副町長のほうもこの間答弁で、やっぱり1回出てきていただいて、そういうふうなことは必要だろうというふうなこともおっしゃってた。ほかの議員の方も、そういうふう

な同じ思いというのは結構あると思うし、議長もそう思われるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのあたりというのは議会の中でも進めたいし、町のほうでも進めていただいて。

せっかく彼がやったというか、私思いますにその当時、副町長を任命する頃に一番話になっていたこと、町長が言っていたことっていうのは、職員の意識改革っていうこと。よく出てましたよね、あの当時。意識改革をしなきゃいけないと、意識改革をしなきゃいけないと。じゃあ、その意識改革がうまくある程度出てたら、ああ、それだけでも費用対効果の効果あったんじゃないかというふうな思いもありますし、私も前も1回言いましたように、議員になったときって、俺議員になったら1箇月交代でそれぞれの課に入ってから、ずっと仕事をさせてもらおうなんて、本当そんなことを真面目に思ってたんですよ。本当思っておりました。実際こうやって議員になって、そんなことをしたら、ううん……という思いは今はありますけど、だけどそうやって皆さんがどんな仕事をしているかというのをつかむというのは大切なことで、その池田副町長、元副町長がそうやってつかんだことを私も知りたいのと、大切なことを。ある職員は、すばらしいことっっちゃうか、彼との話の中でつかんだかもしれないという安河内部長からの話もちょっとだけ出てましたけど、本当にそれがあるのかと。あったほうがいいし、そうやって意識改革が行われていってるというふうなところを見たいと思いますし、ぜひその場をつくっていただくという方向でお願いしたいと思います。

それも一言だけ押さえとかなきゃいけないんですけど、池田氏が体調的に悪くてというふうなことだったら、私もそれは遠慮させていただきますが、確かに私が彼を見た最後は成人式のとき、本当元氣よく語っておられました。あんな元氣さというもので私たちも伝えられるものを伝えていただけたらと思っております。この点は終わります。

2問目ですね。新たな副町長の任用を考えていますかということですが、これも答弁が既にありましたので、ちょっと切り口変えたいと思います。質問として、この副町長というのは、当たり前の質問かもしれませんが、池田副町長というか、池田さんがおられたためにつくられた副町長2人制ですかというふうな形ですね、で質問と。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

それは町長の思いだと思います。だから、町長も語ってたように市制に向けて、それと合併ですかね。それと総合戦略というか、そういうふうな外交的な面をやっ

ていきたいということで池田氏を採用したいということで2人制にしたということだと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

だから、これで言うところの新たに任用があるのかということは、例えば池田副町長、以前のがもういらっしやらなくなったら、新たにそういう人材を見つけていらっしやるのかとか、それも町長の話なんですけどね。そういうふうな動きというのはあるのかどうかということだけでも、ちょっとだけでもよろしいんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

今町長がやっぱり病氣療養中なんで、その話というのは少ししましたけど、今のところ新たにというのは考えていないと思います。また、行政としましても、池田氏のことがまだはっきりしてない状況で、新しい人をまた立てますという話にはならないと思うんですよね。ということで、今はありません。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

町長が望んだとか、副町長の必要性というんか、そういうのはまだ残っているんだから、そういうふうな要求がいつか来るかとは思いますが、ただ町長がそういうふうなところまで今考えるような心境にないというところで、それはまた次回6月に出てくることかなと思いますので、保留しときたいと思いますが。じゃあそうやっていくと、3番目の質問になるわけですが、新たな部長の任用はないのですかということなんですけど、質問入る前に、この言葉というのがちょっとおかしくなるとも思うんですよね。山本課長が答えられた答弁、田川議員だったかな、そのときに部長の廃止とかという言葉が出てたんですよね、部長制の廃止っちゃうかですね。

町長がやるとき、これ私が言ったときにすごく答弁されたんですよね。何て言ったかという有名な言葉になりましたが、うちの町には部長制もあって、副町長が2名もなったら頭でっかちになるんじゃないんですかと質問したんですね。そしたら、町長は、それは事前に区長会でも言われてたという話だったんですけど、町長はもう部長は任用しないとか、もう今いる者だけは最後までやらせるだけ

ど、任用をしないというふうな形で、条例とかそういうものを変えるとかというふうなことまで何ら話もなく、そのまんまずっと来てるんですよ。だから、この辺がすごい曖昧、逆に言うたらある意味でよかったかなというか、いつでも任用できるしっていう世界ですよ。

だから、これもまた町長の権限であるかもしれませんが、現在頭でっかちと言われる状態が、逆に言うトップがダウンしてというか、もうそういう状態になってますから、新たな形というのを、それはもう職務代理者としての吉武副町長も大いなる意見を言わなきゃいけない部分かなとも思うんですよ。だから、このあたりの任用というのは最終的に町長でしょうけど、どういうふうなお考えかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

部長制ですね。町長は廃止するというか、考えてないというかですね。条例的なものは、いずれ市制になったときまた必要になりますんで、そのまま残しておこうというふうには考えてるんですよ。新たに部長をつくるかということに、そこですよ。それは、ちょっと町長のほうとまた話をしなくちゃいけないんですけど、今のところ町長も部長はつくらないというふうな方針でしたので、今分かってるのはそういうことなんですよ。ちょっとそれはもうまた後で、町長が復帰したときに詰めて話すようなことになるかと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

これは、吉武副町長のためにというふうなあれじゃないんだけど、副町長と今もう4月から部長1人、安河内部長だけになるし、そういうところでの心労もあるんじゃないかというふうなことを思いますし、ぜひって言ったらまたおかしいことになるかと思いますが、変な形で部長職をつくっちゃいけないというか、つくっちゃいけないというのは、私は思うんですよ。安川部長にしる因部長にしる、去年の7月からもうへんてこなことが起こったわけでしょう。何が起こったかといったら、マラソンでもいい、リレーでもいいんだけど、バトンでもいい、たすきでもいいんですけど、先代の部長から受け取ったたすきをあるいはバトンを持って、よし、俺は次誰に渡す、そのために進んでたわけですよ。で、行こうとしよったら、7月になってから、はい、あなた次はないよと。じゃあ、その持つてるバトンはとか、持つてるたすきはどうするんだと、そういう心境にさせたというか。こう

いうところは大きな問題かなと思うんです。安川部長がどう思われてるかとか、その辺まで私が質問していいかどうか、答えられますか。いや、答えられるんだったら、ぜひ。

◎議長（山脇秀隆君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

お答えはなかなか難しいところであります。大変申し訳ありません。

◎6番（中野敏郎君）

因部長。

◎議長（山脇秀隆君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

私といたしても、これに対しまして、次に誰にバトンをつなぐということは考えておりましたけども、やはりその中において方策としてこの現状に至っておりますので、それについては私の意見を述べるところではなかろうかと考えます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

一応そういうふうな回答というのは、私も想定しておりました。なかなか組織の中では難しいかと思えます。

もう一つ言えば、課長さんあたりだって、次バトンもらおうとかかというふうな流れの中で、やっぱり自分も活動していたとか、そういう思いもあるかとは思うんですね。もう一つ、私はすごく心配だったのは、あと一周回れって言われる安河内部長、あと2週間、私もちょっと、あと一年ですかね。そういうふうな形で回らなきゃいけない彼に対して、これは町はっていうか行政はトップは、何か考えなきゃいけないんじゃないかという思いをずっと持っておりました。不幸か幸いかとか、そんなことで言えば、今なるんだけど、来年部長制って、もう部長制じゃないじゃないですか、一人しかいなかったら。これっていうのは何でしょうね、言葉からいったら、職員の長、そういうふうな形になるのかなとも思いますが、そういう立場ででも何かきちんと形をつくらなきゃいけないんじゃないかと思えますので、ぜひそのあたりの検討のほうを、先ほどの部長制だけじゃなくても、そういうふうな分を考えてもらいたいと思えますが、答弁を一言だけお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

議員がおっしゃるとおり、安河内部長が1人ということで残るような形になりますんで、今4月に新しい課長とか新人さんも入ってくるんで、人事的なものをしなくちゃいけないんで、そこそこはこちらとしても考えてますけど、最終的な判断は町長になるんで、そこそこ相談して決めたいというふうに今考えてるところです。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

当然ですね、4月になりますから。ぜひそういうところで後を預かっているというか、吉武副町長の意見とか思いとかやりやすさを優先されて、何か人事活動、人事を構成されてもらいたいなどは思うんですよね。

1つっていうか、課長の話も出てましたね、地域振興課の課長もいないというのは私もすごく残念なことだし、それから私ももう例えばの話、部長制今3人だけ言いましたけど、前は教育次長とか、いろんな形で部長さんいらっしゃったんですが、今ある意味では崩壊している。私も、誰かがおっしゃっていましたが、平成22年ぐらいからですか、部長制がとられたというのがですね。私も傍聴しててから結構聞いてて、部長制を敷くというのはそれぞれ横のつながりとか、いろんな方で人事の異動とか、そういうこともできやすいというふうなところであったと思うんですよね。それがやっぱり今みたいな形になってたら、本当誰がどう隣と接触しようか、誰か隣の課と。そんな事象、私2つあったんで、ちょっとこれは話ずれるかもしれませんが、大切な話ですので、ぜひちょっとお聞きください。

実は、先日福岡都市圏広域行政事業組合というのがございまして、すみません、流域下水道連携事業というのが、これで松本課長あたりと一緒に旧大山町に、安川部長も参加されました。結構職員が参加されたんですが、それに参加したんですが、これインターネットのほうで募集がありました。ああ、私これおもしろいから行きたいな、昔も行ったことがあるんで行きたいなと思って応募しようと思ってたら、ちょっとすっかり忘れてたんでだめだったんですね。ところが、また再募集というのがありました。再募集があるというのは何のことか。人員が足りなかったということですね。結論的に申しましたら、バス旅行みたいな形で34名が行きましたが、私も正確には分かりませんが、半分以上は役場並びに役場の職員の家庭、子どもさん、お孫さん、そういう方たちと私ですね。そういうふうな形で参加させていただいたんですね。

その時、ビデオとかでいろんな水道の話聞いたんですよ。いろんな勉強になりました。何が一番勉強になったか。今まで議会とかいろんな形で話を聞いてたけど、根本的なことが頭の中に入ってなかった。何かと。私たちが飲んでいるこのコップの水の3分の1は筑後川水系なんだということをですね、3分の1はですね。そういうふうなことだからこそ、私たちはあそこに行って森をつくるんだというふうな話だったんですよ。帰りに渡辺主幹ですかね、が言っていました。横のちょうど水路、水タンクの所を通るときに、実は粕屋町は3分の1じゃありませんよ、それ以上、半分近いんでしょうか、そういうふうなこともおっしゃってたんですよ。ああ、そういうふうな交流事業に役場の職員が参加するというのは、リーダーとして確かにいいかと思いますが、本来からいえば町民の方が参加してほしいと思うんですよ、ですよ。結構半分、いや、これちょっとねえって言われてとかというふうな形もあったかとは思いますが、じゃあこれが例えばの話、部長がいてとか次長がいて、教育委員会の部署ですね。

実は、小学校4年生の単元の中にそういう水道のことありますね。昔有名になりました。大川小学校がそこに行く途中に何か熱中症で倒れて、いっぱい消防車のどの、あの4年生がやっぱり毎年そういうことを勉強していくわけですね。ああ、そうしたら、そういう事業とうまくマッチングさせて、そしたら担当課も水道のほうも楽ですよ、その子らがべえっと来てくれたら。ついでに先生も来るかもしれませんね。そういうふうな形でやっぱり広報していく、連携していく、つながっていくというふうなことがあったほうが楽しいですよ。絶対必要ですよ。

そういうふうな形になり得たんだから、じゃあそれができてなかったのは何かと。先ほど言うところの意識改革なのかあるいはもっと広い目で見れるような余裕が僕ら、皆さん、そういう中になかったんかなと。そうやってあったらもっと楽しくなるんですよ。だから、そういうふうなことをぜひ何か連携というふうな形で、それで部長をつくるとか、そういう職員の構成の中でうまく流れるようにというか、そういうことをお願いしたい。

じゃあ、卑近な例でもう一つだけ言わせていただきます。時間は十分ございますので。

つい先日、軽スポーツ大会というのがございました。社会教育課長ですよ、今度はね。あれっていうのは、今度東中学でありましたんで、これ参加者少ないかなという、私も危惧しておりましたが、ある程度結構来たんですよ。何で来たかといったら、長戸区がおよそ出場者の半分近くぐらいを占めていたんですよ。なぜ長戸がそんなに来たのか。課長、チェックしましたか。

◎議長（山脇秀隆君）

通告書にありませんけれども、新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

チェックされたというのは、長戸区の状況でしょうか、それとも……。長戸区は、子どもさんから長寿会の皆さんまで参加いただいて、各チームをつくっていただいて参加いただいたということで、長戸区のほうは毎年参加の人数が多いというふうに把握しております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

ありがとうございます。

何で参加者が多いかというところですね、本質的な問題ということですね。何で参加者が多いかといったら、私も、ううん、長戸こんないっぱいだね、長戸区の運動会的な部分もありましたけど、やっぱりそこには前も言った言葉なんですけど、ベクトルの強い人というんですか、高い人がしっかりいらっしゃって、その人がいろんなことをしていただいていると。例えば申込書、役場まで取りに行くの面倒くさいな、そんなのを例えばゆうゆうサロンの中で配られて、あなたたち参加しないとか、子ども会の中でそういうことをしんしゃってると。だから、そういう例というのがあるんだから、それをうまく引き揚げていくというか、それは別に部長、課長とかというレベルじゃなくて、そういう目で見ていただいたら、ああ、確かに参加者というのは増やしていけるよね。どこに目をつけるかというふうな形にもなってくるかと思しますので、ぜひ意識改革というふうなこと、そうやってからどこに目をつけるかというか、そういうことを大切にしてからやっていただきたいなと思います。

また、田来原の話は最後にさせていただきたいと思います。

じゃあ3点目、施政方針ということですが、ほかの議員さんたちも、施政方針というのが出るか出ないかをというふうな話になって、ほとんどの方が施政方針の質問をされていない。昨日案浦議員ぐらいがちょっと施政方針のことをコメントされましたが、案浦議員何とおっしゃったかといったら、町長の思想というか考えが出てないかなというふうなこともおっしゃってましたが、私も、ああ、そうだよねと。正直申しまして、これというのはコピペ的ですねって。いろんなものが張り合わされてっていうか、町長の思いというのが、でも出てるんですよ。何で出ているか。町長の思いが出ている文章を引っ張ってきてあるから。新春対談の最後に出るような文章がやっぱりこの中に出てきているというか、そういうふうな形で構成されているんですが、そういうこと、まずはこれについては誰がつくったかという

ふうなところは町長が最終的に責任持ってるんでしょけど、もうこの段階では一つだけちょっと質問させていただきますが、もう池田前副町長は関わりはないですよ、この施政方針に対してはという質問、お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

そうですね、そういうことになります。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

じゃあ、初めての施政方針の中に池田副町長のというふうな部分もある意味で期待してたんですが、それはなかったちゅうようなところであっていいんですか。ただ、私はこれにある意味だけ、ある意味だけって言ったら失礼になりますが、すごい感心した言葉がございます。それは自分にかこつけてという話になりますが、前回私は共に創る、創造するというのをここでいっぱいしゃべりました。共創、ともにつくるということをお話しましたが、その言葉が初めに出ているんですよ。そして、もう一つ言えば終わりにも出ているんですよ。「まち創りに向けて、町民の皆様と共に進めてまいります。」共に進めてまいります。要するに共生って言葉が、ああ、色濃くできているんだなというふうなところがこの中にあるんだろうな、その根本精神の中には、共に創っていくというのがこの中の一つの柱じゃないんかと。町長の中のいろいろ言われてる住民目線であるとか、そういうことも一つの柱になること。住民満足度という言葉も一つの基本かと思いますが、やっぱりみんなやっていこうというふうなところが出てきてるんじゃないかと。

そういうふうな形で、町民の皆さんにこの間のプレゼンテーションですか、の質問に入っていくわけですが、プレゼンテーションというのが行われた。これも町民に向けて公開するんだっていう世界かと思うんですね。そんな形の中でこれを質問していったらざらっといっぱいですので、一、二点だけ私質問させていただきたいと思いますが、この中で新聞にもちょっと書かれたということなんですが、水鳥橋ですね。

水鳥橋の件について質問したいと思いますが、この水鳥橋のことについて他の議員の方の質問で答えられておりましたが、そういうふうな方向で進んでいますが、私からしましたら今言う共生、共に創っていこうということに関して言ったら、随分抜けてるんじゃないかなというふうなことを思いますが、そのあたりについて、もうほんとこれで行きたいなというふうな話も出ておりましたが、そのあたりまだ

予算をつかって1年、来年ですからね、工事するにも。十分時間あるんじゃないかなど、遅れてもいいじゃないかと。共生というものを進めていくためには、担当課長、都市計画課長、どういうふうな形でこれを進めていくべきだと思いますか。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

水鳥橋の来年度詳細設計として、予算のほうを計上させていただいております。ただ今、中野議員さんのほうから、住民の方々との共生ということで、その件につきましては設計を進める中で、また検討させていただきたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

その設計段階というか、7案ありましたよね。7案をつくるのに何百万円もお金かけてあるんですよ。せっかくしているんだったら、そんな案を公表されて、住民の意見聴かれて、そんなことでもいいじゃないですか。もう一つ申せば、これ私も言いたくないんだけど、水鳥橋っていう名前はもう使うべきじゃないんだろうな。もういわゆる水鳥橋なんですよ、ですよ。これからまた何十年というんですか、50年とかもっと使うわけですから、もうそういうふうな形の新しい発想で田代課長がそれ担当してつくっていくんやったら、自分の中では田代橋ですよ。だから、そういうものをしっかり大切に何かつくってもらいたい。あなたの町職の中での、あつくれたという思いを持ってもらいたいんです。

ただ、私はここで1つ苦言を言いたいですよ。何かといたら、一番最初に議員になったときに水鳥橋の質問しました、吉武部長、そのときは部長だったからですね。いろいろ水鳥橋のことを言ったんですね。その後、調査結果とかいろいろのものも出ました。だけど、私は言いたいですよね。設計悪かったと、施工が悪かった。だけど、肝心かなめの悪かったところがあるんでしょう、あるんですよ。やっぱり、ちゃんとチェックしていない。工事でいうところの監理ということですよ。それがあから、私はちゅうちょします。それは、ちゃんとしていないからずっと続いているんですよ。仲原小学校随分遅れました。何ですか、監理がちゃんとできていない。私は、堺課長にも質問しましたよね、覚えてますよね。そこのことも館、堺課長何も分からんから、工事はばっちりできてますよとしか言いにくいんですよ。だけど、本当はそうかって、でしょう。ひょっとしたらあと5年後、ぼこぼこっと床がなるかもしれない。そんなこともあるし、もう一つ言えば、結論が出た給食センターのことも、結論が出たちゅうのはお金の面での結論ですね。だけ

ど、その原因は弁護士さんは何とおっしゃったかと。実は、職員間のきちんとした連絡が行ってなかったわけでしょう。ボーリングしながらその結果というのがちゃんと生かされてなかったとかですね。

だから、私にしろ、太田議員にしろ、ほかの議員にしろ、言っていましたよね。何回も言っていました。何て言ったかと。絶対これ管理体制、そしてからOBの方でもいいから、そんなのをつけてチェックしなきゃ、絶対もう粕屋町は甘く見られてるんだ、チェックできないんだって、そんなことを言っていました。だけど、全然進まないじゃないですか。同じような失敗をずらっとしている。もう職員がいるんな課に技術者がばらばらにいて、その1人である人がうまくそういうことを提案できるかと、かわいそうだなと。だから、そういう人たちが集まってうまく、工事担当のときにはそうやってみんな集まってやれるような組織づくりがもっと必要やないかと。部長制というふうな形と併せて、そんなことも絶対うちの町必要なんです。じゃなかったら県に頼んでといたら、県は全然しない、県はというか、県に頼もうともしないですよ、町は今まで。だから、そういうふうなところをぜひ何か進めてもらいたいなというふうなところを思うんですよね。ぜひ、そういう工事監理。でないと、もうこれっていうのは私も絶対予算では通したくないというか、そういうふうな思いを持っております。

何かしんどい話を言いましたけど、だけどさっきのまとめをさせてもらいたいんですが、実は田来原というさっき、田来原の名前を忘れまして、美しい公園。田来原美しい森づくり公園というところに私たちは行ったんですよ。で、向こうの現地の村の方たちが焼き鳥とか、もう本当いろんなものを料理とかを振る舞ってくれて、無料ですよ。それで食べて、最終的には松本課長が、全体の中200人かおらっしゃる中の代表として挨拶をされました、彼が。何と挨拶したかと、私ああ、いいこと言ってくれたなと思って、カメラを写真の班もしてたんですけど、すぐ止めて自分のメモをしました。何て言ったか。豊かな森が豊かな水を育むって、豊かな森が豊かな水を育むと松本課長はその自分の挨拶の中に入れてくれたんですね。これ私の精神とずっと一緒のことなんですよね。森は海の恋人とかというふうなことと一緒になんです。すてきな言葉を言ってくれたんで、僕はもうすごくこのときに感動したというか、そうなんです。だから、ストレートに何かをすれば変わるというふうなところじゃなくて、間接に、森のあの山に1本ずつ木を植えることによってその水がこの筑後川を通過して、そしてあのパイプでこう来て、僕らのこのコップに来るときにやっぱり森が影響しているんだと。

それは、別に水の問題だけじゃなくて、皆さんというか、職員ですよ。僕は学校の教師もしてたから、教員のことよく言いますが、やっぱり森というのは何な

のかと、職員だとも思うんですよね。皆さんが豊かになるというふうなことというのが、僕はその町の人たちを豊かにするし、先生たちがやっぱり豊かになるということが子どもたちを豊かにすると。もういつもかつもというか、ばたばたされてたんじゃあ、やっぱりそうならないと私は思うんですよね。そういう意味で、皆さんが今から意識改革というのは、ある意味ではもう皆さん課長というような立場で五十幾つもなってある方、自己改革というんですか、意識改革は常日頃やってあるかと思います。私も足りないから、いろんなところで改革やっていく。

そうしてたら、やっぱりそういう思いが通じて、いろんな方が自分がそういうふうなことを思ってたら、そういうことを私に情報くれるんですね。本田議員が図書館のこんなのを一ノ瀬さんっていう館長さん呼んでるから、ちょっといらっしゃいと。ああ、行きます、行きますと。ついこの間は伊万里に、あの片山善博、私が尊敬している。前も話しましたですね。もう2回ぐらい取り上げました。ふるさと納税は反対だという元総務長官です。彼が伊万里市の名誉館長になってあるんですね、図書館長に。彼がその中でずっとみんな一般聴衆を前にいろんな挨拶をされたと。ああ、本を読むというのは大切だなというふうなことをすごく思いました。彼は、1つの本を持ってきてありました。私人と書いてますが、しゃれも言われました。詩人、詩を書く人なんですね、この人、ロシアの人。ノーベル賞もらったんですが。彼は、この本を自分の伊万里の町も買ってあるでしょう、ぜひ買って入れてくださいねって。彼はそのとき何と言いんしゃったかといったら、この本を手に入れるのにアマゾンでは買わないで、町の本屋さんで買しましょうよね、そうやってやるのがやっぱり地域を循環するし、いいことなんですよとおっしゃったんですが、私、残念ながらアマゾンで買いました、時間がなかったもんです。いや、でも確かにそうだよな、町にそういうふうにして触れ合えるような店主さんがおられたんやったら、ああ、注文するなとも思いましたけど。たまたまこの本買って読んだら、1枚目にこうやってラベルが入ってたんですよね。これよく読んでいくと、ある方が卒業生に向けてこの本を読んどきなさいよというコメントが出てて、ああ、そうやって受継ぐような素敵なことがあったんです。

何て書いてあるか、一言だけ最後言わせていただきます。例えば町長選挙、いろんな選挙ございますが、そういうふうな衆議院議員、ありますけど、ひょっとしてその候補が何をしゃべるとか、そんなことじゃなくて、あなたは最近どんな本を読みましたかと、そう聞かれるほうがもっとその方が分かるんじゃないか、そういうふうなことをおっしゃってたんです。ああ、そうだよな。皮肉っぽくなるかもしれませんが、因町長、私何回も本をお勧めして、福井モデルとかもなかなか読まれません。今せっかく休養されておりますから、じっくり次の6月に復活されるまで、

いっぱい自分の意識っていうものを高められて、教養、いろいろなものを高められてまた復帰していただきたいと思います。

一応、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

(6番 中野敏郎君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

再開を10時35分とし、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時35分)

◎議長(山脇秀隆君)

再開いたします。

議席番号14番、本田芳枝議員。

(14番 本田芳枝君 登壇)

◎14番(本田芳枝君)

14番、本田芳枝でございます。通告書に従って、今から一般質問を始めます。早速いたします。

最初は、子ども・子育て支援計画の見直しを。

国は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、法に基づき、子ども・子育て支援新制度が実施されることになりました。平成17年に策定した期間10年の次世代育成支援行動計画に引続き、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とする粕屋町子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定しました。その計画の初めには、「子どもは次世代を担うかけがえのない存在であり、子どもを健やかに育てることは、私たちのつとめです。そのために、子どもや子育てを社会全体で支えていくことが重要な課題の一つとなっています。」と綴られています。国は、ちょうど中間点になる平成29年度に見直しを指示したと聞いていますが、粕屋町ではどのようになっていますか。副町長、お尋ねいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

その点に関しては、担当課長のほうから説明をいたします。

◎議長(山脇秀隆君)

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長(堺 哲弘君)

お答えいたします。

粕屋町におきましても、中間年に当たります29年度、今、見直し作業の途中でご

ございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

粕屋町では、この9月議会に「粕屋町子どものみらいを考える会」の方が粕屋町保育所新設及び町立保育所存続を求める内容の請願書が提出され、署名数は9,005名分ありました。内容は、6月議会で執行部提案の仲原保育所、中央保育所民営化による建替え計画に対して、きっぱりと反対するものでした。議会はそれを受けて審議し、9対6で請願を可決しております。老朽化対策として民営化による建替えは、議会ではたぶん審議はないということになりました。そのような流れを受けて、1について質問をいたします。

1は、事業計画の中で教育、保育施設の整備では、待機児童対策の動向を把握して建替え、民営化、改修等を検討して整備を進めるとありますが、民営化に関しては、先に述べたとおりでございます。今後の対応に対して町はどのように考えていますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

この見直しについてのご質問と思いますので、見直し段階では、今書かれております文書のほうが「待機児童の動向を把握して、建替え、民営化、改修等を検討して、」という文言になっております。民営化という文言は確かに入っておりますけれども、この検討を行った結果で町のほうから提案をしたものに対して今、住民、また議会の動き、議員言われたとおりですね。なっているということだろうと思います。検討を行ったという事実が確かにございますので、その点に関して書き換えを行うのは適当ではないかなというふうに考えております。

◎14番（本田芳枝君）

（許可を得ない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ちょっと最後のほうがよく分からないんですけど。見直しを。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

質問の通告書からいたしますと、この見直しという文言を削るべきではないかなということかなというふうに捉えたんですけども、それでよろしいでしょうか。

◎14番（本田芳枝君）

（許可を得ない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ごめんなさい。この見直しということを実際にやろうとしてるのか、やっているのかあるいは次の予算に生きるのか。もう平成29年度に見直しをしているのであれば、平成30年度の予算にはそれが反映する形に出てこないと、30年、31年は事業計画としては進まないの、その辺の考え方を聞いております。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

見直しそのものの考え方を少し説明をさせていただいたほうが分かりやすいかなと思いますので。先ほど申しましたように、民営化を検討するとか、ちょっと一部だけ抜粋して民営化を強調しておりますが、というような方向性、考え方という形の部分ですね。これは、あくまで中間年の見直しでございますので、そもそもの計画の方向性を変えてしまうのは適当ではないだろうというふうに考えております。

今回見直しを行っておりますのは、実情と当初の計画が大きくかい離をしております数値目標の数値部分という形に限定をして見直しを行っておりますので、そのように目標が変更になりました分については、来年度なり再来年度、予算のほうに反映をしていく部分もあるかと思っておりますけれども、大きな考え方としては、現在の計画をそのままにしておくという流れでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それでは、考え方としては民営化がまだ残っていると、計画の中ではね。しているというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

過去に事実そういうことを行ったということもありますので、文言についてはそのままということにしております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

9月の人口は4万6,930人でした、粕屋町は。実際署名が集まったのは9,005人で、その20%に当たります。その中には、みずから判断できる子どもの数も含まれているかと思いますが、7月末から9月1日までのほぼ1箇月の短い間に、よくこの署名数が集まったものだと驚いています。中心になって署名活動をされたのは、保育所の保護者。勤めがあり、小さい子を抱えての署名活動は並大抵ではなかったと思います。加えてあの暑さ。若い力とは、こういうことなのかなとつくづく感心させられました。

また、広報かすや9月号には、国補助金で4億円の経費節減という執行部からの大々的な見出しのアンケート調査がありまして、その調査の結果は、町立存続を願う方の投稿が60%、民営化を望む方は25%。広報では、その内容をバランスよく並べておられましたが、内容を全て読んだところ、圧倒的に存続を希望される方の意見のほうが丁寧で説得力がありました。そんな中で、まだ民営化を検討するという文言が要るのでしょうか。明らかに民意を反映していないように思えますが、堺課長の発言は聞きましたので、住民福祉部の安川部長、吉武副町長に現在の思いをお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

安川住民福祉部長。

堺がお答えしたとおりでございます。現在は、まだこの計画の中では民営化という文言は残しておくというふうになります。今後につきましては、町長が復帰次第、また検討していくというふうになると思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

私もそのとおりだと思います。

◎14番（本田芳枝君）

（許可を得ない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ということは、町長が復帰された後にこのことの方針を再度検討して考えるとい

うふうに今は思っておられるというふうに受け取ってよろしいですね。

皆さんに、それではついでながら加えて申し上げます。

予算概要書がございますね。これの歳入のページの町税のところ、毎年、もう長年そうですけど、「町民の皆さまに納めていただく税金です」と、歳入の町税のところがあり、粕屋町の収入の45%の62億円、またそのうちの85%の51億円が町民税、固定資産税からの収入です。税務課の課長、今の内容で間違いありませんか。

◎議長（山脇秀隆君）

中原税務課長。

◎税務課長（中原一雄君）

内容で間違いありません。

◎14番（本田芳枝君）

（許可を得ない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員、手を挙げてよろしく申し上げます。

◎14番（本田芳枝君）

それでは、粕屋町の財政の主な収入は、個人住民税と固定資産税、20%の町民が町立存続を願う請願に署名をされたという事実は、納税者の意向、そしてこれからの粕屋町の方向性を決める大きな羅針盤になるのではないのでしょうか。仲原小学校区、中央小学校区の町民の皆さんの心の中に、町の保育所が地域の宝として存在しているという何よりの証です。

もうかどうかですが、もう一度お尋ねします。この納税者の思いが反映されるということが粕屋町の町の行政運営にとっても大切なことと思いますが、職務代理者として副町長、どのようにお考えですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

おっしゃるとおりだと思います。町民の、住民の意は反映しなくちゃいけないと思いますが、民営化を今からどうするかというのは、やはり町長の思いもありますんで、そこをこのことを考えて検討していきたいと思っています。

◎14番（本田芳枝君）

（許可を得ない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員、大変かと思いますが、いちいち申し上げます。

◎14番（本田芳枝君）

ごめんなさい。私が悪いのです。よろしいですか。

それでは次、2問目の特定地域型保育事業についてお尋ねします。

ゼロから2歳の待機児童解消として盛り込まれたこの特定地域型保育について、粕屋町の方針が明確に伝わっていません。また、数値目標も明確ではないように思われます、この計画の中ではですね。予算はついていますが、積極的に誘致、公募は行っていないと12月の私の一般質問で答えられました。待機児童の分析では、1から2歳の子どもの数が圧倒的に多いにもかかわらず、これも民営化一点張りで町の対策が見受けられません。私の現状認識について、どのように担当課は思われますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

地域型保育事業につきましては、まず粕屋町の今の状況といたしまして、昨年4月1日現在の数字ではございますけども、総数の待機児童数が182と非常に多い数で推移をしております。年齢構成としましてもゼロから2歳、議員の言われるとおりの待機が多いんですけども、3歳もかなり多い。4、5歳もゼロではない、そこそこの待機がいらっしゃるという状況でございます。ですので、19名、20名以下程度の小規模の施設であり、ゼロから2歳までという年齢の制限つきの地域型の保育事業よりも、認可の大きい施設の整備のほうが町としてはより適切ではなからうかというふうに考えておりますので、小規模地域型を積極的に進めるよりは、認可施設をという形で考えておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それは、計画がなされた当初の内容と全く同じ答えのような気がいたします。今、刻々と情勢は変わっていますし、当時の国の状況、そして今の現在の国が何を求めているかという把握の仕方が私には足りないように思います。

それで、続けて申しますが、国の待機児童解消加速化プランでは、支援パッケージ、5本の柱の一つとして認可を目指す認可外保育所施設への支援を上げ、認可移行可能性調査費まで市町村の場合40万円、助言指導員1施設当たり46万円となっています。これも議会に陳情書を出した事業者がおられ、満場一致で採択しましたが、その時に特定地域型保育に対して公募がなく、公平性もないという訴えを残してこの3月で閉園されることになりました。

それで、先ほど課長がされた分析は、これはもう後で、またその後申しますが、

分析の内容が不透明です。私は、その分析をされた審議会の中で傍聴をさせていただきました。傍聴だけでははっきりしないので、今後それを検討したいと思います。国も粕屋町もゼロ、1、2の待機児童がとても多いということを頭に置いていただきたいと思います。

それで、もう一つ、認可を受けながら保育所の利用者になれない待機児童の子どもへの不公平にならないように助成する自治体もあります。それが結果的に届出保育園の補助にもなっているんですが、粕屋町での認可外保育所への支援は、国の流れに沿った対策をしていないように見受けられますが、届出保育事業者の救済と待機児童への不公平解消の観点に対しては、今現在どのように考えておられますか。

副町長にお願いしたいんですけども。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほど堺課長が申したように、私も認可というか、そっちのほうを重点的にしたほうがやっぱりいいと思いますんで、課長が申したとおりでと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

本田議員、すみません。カメラの移動の時間があって、立ったままだとカメラが間に合わないらしいんですよ。一々座っていただいていいですかね、申し訳ないですけど。間をあけてちょっとほしいので、そのために座っていただいて、喋るときに立っていただくということで、よろしくお願いします。

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

実は今日、後で言おうと思ってたんですけど、52回目の一般質問になるんです。それで、ここで皆さんに質問させていただくっていうのにとっても私は感謝しております。自分の健康もあるんですけど、やっぱり皆さんの後押しがあってこれができるのかなと。それで、今町長がいらっしゃらない中で、皆さんにどのようにこちらの思いを伝えて、そして皆さんが町長がいない間の留守をしっかりと自分たちでこの町の引き継いだものを次につなげていただけるような、そういう前向きの質問をしたいと思ってるものから、すみません。ついそちらのほうになりました。

今私手挙げて質問していいですよ。

それで、今の届出保育所の件は、先ほど申しましたように、その現状の分析が少し足りないように思います。それは、今後、厚生常任委員会でも結果を聞いた上で、きちんと分析をし、今後の方向性を出したいと思います。

次に、幼稚園をいきます。3ですね。

町立幼稚園の募集状況は、各施設とも定員割れが続いており、昨年10月に行われた募集では更に少なくなっています。この事業計画では、町立幼稚園の運営については言及がなく、また幼稚園関係者は委員にもなっていない。この最後の部分は、私の勘違いでございました。それで、それは取消します。

町立幼稚園の現在の募集状況は、どのようになっていますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

現在の募集状況、昨年10月の募集時点の数字でございますけれども、各園ごとに申し上げますけど、大川幼稚園が38、仲原幼稚園が42、西幼稚園が63、中央幼稚園が50という申込みの数となっております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それは、全体の定員に対して今はっきりしないと思うんですよね。だけれども、何%の在園児になりましょうか、合計して。560名の定員に対して。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

すみません、今手元に、今言いましたのが申込数なので、在園児さんの数をちょっと手元に持ってきておりませんので、560定員について何人入ってあるかというのがすみません、資料を持っておりませんが、大体ざっくりした考え方で言いますと、1学年35人定員のクラスが2つで70名という定員なんですけども、それに対して大体50名程度の利用者がいらっしゃるというのが各園の状況ということになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

そこが足りないところだと思います。こういう質問をするのですから、幼稚園の方向性を考えたときに、過去の申込者数あるいは在園児数、そして今年の分、これからの予想を考えた上でこの席に挑んでいただきたい。しかも、私は幼稚園に対して言及がないとはっきり書いております。それが今のお答えになっています。それは、職員としては私はちょっと不十分、もう少し検討の余地があると思います。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員、時間を止めて今の数字の確認をさせましょうか。

◎14番（本田芳枝君）

いえいえ、もうそこは次の時間が。じゃあ、いいですか、時間を止めてしていただいて。

◎議長（山脇秀隆君）

必要であればですね。

◎14番（本田芳枝君）

はい。必要でございますので、お願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

じゃあ、時間を止めてください。

それでは、しばらくこのままお待ちください。

（休止 午前10時55分）

（暫時休止の状態）

（再開 午前11時02分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、始めてください。

それでは、ただ今の質問に対して、堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

お待たせいたしまして申し訳ございません。

まず、全部5月1日現在の数字でございます。25年度が利用者総数が523、定員560人に対しまして93.39%という数字でございます。26年度が同じく501名、89.46%。27年度が503名、89.82%。28年度、445名、79.46%。29年度、397名で70.89%でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

今年のを計算しましたら、今の予定では67%です。この中には、保育所を併願しておられる方もあるということを知っていますし、大川幼稚園は70名の募集定員に対して39名の応募と聞いております。そのような現状はここ数年、そして幼稚園によって差があるんですね、その地域によって。だから、早急に対策を立てないと、片一方では待機児童解消、いろんなことをしていろんな問題がありますけど、幼稚園は私が外から見ると、手つかずです。なぜ手つかずなのか、ちょっとよく分からないんですけど、幼稚園も併せて就学前児童施設の全体の運営、それから届出

保育も併せて粕屋町の子どもたちの保育、教育をどうするかというのが子ども・子育て会議の支援事業の計画の全体の流れだと思います。そして、それが今ちょうど見直しのところ。だから、このような数字を把握していないということ自体問題があるし、もう少し数字の分析をしていただきたいということで、第一の質問は終わります。

次、2番目ですね。事業計画策定の方法について粕屋町の現状を問う。

私は、先ほど子ども・子育て支援会議の会議があったので、その傍聴をいたしました。ところが、その傍聴をしたいと思っていたんですけど、ホームページにその日程が載ってなく、2月の初めにですね。そして、聞いて初めてその時間が分かって、それで応募しました。これはどういうことなのかなと思って、それからいろんなことを考えて、この審議会等に対する募集の仕方あるいは委員の構成、それから予算、それから経過説明を議会にどのようにしているのか。そういった流れをずっと自分なりにまとめたいと思って、ここで質問を提案しました。

それで、審議委員会を立ち上げるときの予算、有識者、委員などの検討、または決定後の報告についてはどのようにされているか。詳細は、審議会の粕屋町審議会等の設置運営及び公開に関する規則というのがございますが、それに沿って総務部長に現在の状況をお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

総務課のほうで所管させていただいておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

粕屋町が法律や条例、規則や要綱によりまして審議会や審査会、それから調査会、協議会等附属機関を設置する場合には、ただ今議員さんが言われましたように、粕屋町審議会等の設置運営及び公開に関する規則に基づいて事務処理を行っております。

立ち上げるときの予算ということですが、立ち上げるときの予算につきましては、所管する課において資料等を収集・作成し、予算化を行っておるところです。有識者委員などの検討につきましては、先ほど言われました規則第3条、審議会等の設置の中で留意事項を定めております。この中で設置目的、または所掌事務が重複または類似しないこと。既存の審議会等や行政手段等で対応できないこと。必要に応じて部会等を設置すること。委員の数は20人以内、必要最小限度の人数とすること等が定められております。また、第5条、委員の選任、第6条、委員の公募につきましては、選任に当たっての留意事項や募集の基準、公募の手続等を

定めております。決定後の報告につきましては、内部的には文書決裁等を受けておりますし、予算であれば議会での議決、予算の公表とつながってまいります。委員等につきましても、文書決裁後は当事者への報告、議会の常任委員会等で報告を行うということで、公表へつながっているものと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それは2番も併せて報告をされたんですね。計画策定の経過報告についてですね。1番だけですね。決定後の報告ですよ。

私は、予算があって、それに沿って審議会を立ち上げて、その流れを、でも現在議会で報告があるのは、もう計画書ができた段階で報告があるというのが多々ございます。それは、もちろん議会も悪いんですね。あれはどうなってるのかって問う姿勢が足りないからですね。実際、いろいろ忙しくて、なかなかそういうところまで行っていないという状況で、議会の議員がその審議会に今は入らない状況になっていますので、議会の考え方を計画の策定に入れる場合には、その経過報告をしながら、議会との調整をしながらやっていくということをもう少し手順としてしていただきたいというふうに思っています。それが2番目の計画策定の経過報告なんです。これは議会としてももう少し行政のほうに要望を出したいと、今私は自分の経験から思っています。

今回、この子ども・子育て事業計画のこと、それから策定委員会あるいは委員会に対して今申し上げましたが、実は次の3番目、パブリックコメントを提示するに当たっての周知の仕方というところで、これは介護福祉課が担当しています障がい者福祉のパブリックコメントがホームページ上になかったんです。私もこれはいつ出るのか、そしてその内容を見てどういうふうに提案したらいいかというふうなことを思っていたので、早速聞きました。なぜ聞いたかという、実は介護福祉課に12月議会でパブリックコメントあるいはその審議会の日程はいつですかとお尋ねしたら、まだ決まっていないとその時言われました。それで、私は1月になったら多分公表されるだろうと思っていたので見ていたんですけど、それがなかった。その後、一応私介護福祉課のほうに言いまして、パブリックコメントを要請するホームページ上の分は出ました。その辺の経過が曖昧になっていないか。誰がこのことを流れを見るのか。各課がもし忘れていたら、チェックをどのようにしたらいいのか。その辺の流れを今の話を聞いて、職務代理者の副町長はどのように考えられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

やはり、審議会をいつ開くかというふうなことは、事前に文書のほうで上がってくると思うんですけど、そういうところのチェックということですよ。やっぱり、計画であればいつ頃にするかというふうな日程調整とか、そういうのはあると思うんで、そういうところの連絡を密にしなくちゃいけないなというふうには思います。そういうとこで、課長からはまた関係部署とか、そういうふうに戻すところもあると思うんで、そういうところの連携とかまで図って行って、今後チェックしていきたいというふうに考えます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

今職務代理者の副町長にお尋ねしましたが、私の経験では、こういうことを管轄しておられるのは、多分総務部長だろうと思います。総務部長はどういうふうにご考えられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

これにつきましては、基本的には各所管課がそれぞれ係がいて係長がおって課長がいるという組織体系があって、きちんとそういったパブリックコメントをやることについては、その手順をそれぞれが確認して、各所管課でやるべきだと思います。ただ、今回それができてなかったということでございますので、一律にチェックするような体制ができないかというご指摘でございますので、その辺については何か対処できる方法があるか、今から検討はさせていただきますが、先ほどから申しますように、基本的にはもう実施要綱というのを設定しておりますので、各課がきちんとやるということの指導を進めていくべきかと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それは当然そうだろうと思いますが、曖昧な形で今時が過ぎています。職員が足りない中で、現状自分たちがやるのが精いっぱいであらうということもあるでしょうし、伝達できてないこともあるでしょう。また、議会のチェックが甘い。そうなったら、現状維持。でも、一番大事なことは、私は先に申し上げました総合計画に基づいて、私どもは事業を提案されると思うんですね。その事業の内容は計画

に基づいて、その計画は町民の意向、もちろん国や粕屋町の考えが必要ですけど、それに対して町民の意向を聴いた上で策定する。それを議会に言って、議会でもんでもらって、最終的な流れになると思うんですよね。その中で議会は計画の段階では入りませんから、結局、一町民として私なんか子ども・子育て会議の事業計画についても、個人でパブリックコメントを出しました。だから、そういう流れで議員がやっていくという流れを今とっていますので、ところがその周知の仕方が余りよくないあるいは分からないと、実際その流れをチェックができないので、その辺をもう少し総務部長としては考えていただきたいなと思います。

それで今回、見直し、よく例えば先ほど私が申しました子育て次世代育成行動計画は、10年間の流れがあって、途中5年で切って、そこで計画を立て直して次に行くという見直しの期間があります。今回、子ども・子育て支援事業計画では、ちょうど29年度はその見直しのところですよ。だから、その見直しのところでは、住民の意見も反映させなければいけないだろうし、議会にも問いかけないといけないだろうし、そういった中でこの間、子ども・子育て会議がございました。それで、私はそこで資料提出が足りないをつくづく思いました。これは全般に言えるんですけど、この審議会に粕屋町は予算をかけない。全部10万円以下です、ほとんど。以前、私が議員になった当初は30万円、40万円が当たり前でした。ところが、だんだんそれが減額されて、それでも十何万円ならいいほうで、今回の皆さん覚えておいででしょうけど、就学前児童施設等審議委員会の予算なんかは、本当によそから流用してもできるような内容の予算の充て方でした。だから、私はなぜ予算が低いのかと思いましたが、結局専門家を呼ぶ、町の考え、国の考え、住民の考え、そして専門家はこの先この事業あるいはこの方向性をどのようにしたらいいかということを加わっていただいて、そこから資料をもらって、そこで住民も職員も一緒になって粕屋町の未来を考える。その流れがあっただけなのに、現在それはあっていないような気がします。

なぜそれが分かるか、なぜ言えるかという、私は報告も見ます。ホームページに開催を通告をして、その後結果の報告があります。内容がほとんどない、分からない、何が起こったか。ほかの自治体のページを見ます。そうすると、自治体にもよるんですけど、そこで何がどのような形で審議が行われているのか、すごくよく分かる自治体の内容もございます。実際に対しての職員の数とか力量とか、いろいろあるでしょうけれども、もう少しその辺を考えて。それで、内容が余らないということは意見が出ていない。なぜ意見が出ないか。それは、やっぱり資料提供、いろんなことを提案する町側の姿勢が私は不十分ではないかと思えます。せっかく2,500円の費用弁償の費用をもらってきておられるわけですから、その方たちは意

見をお持ちです。聴く姿勢があれば、できます。ところが、今私が見る限りにおいて、聴く姿勢が余りないように見受けられた審議会がございました。それは、粕屋町にとって大問題です。

大問題の一番大きいところは、この間経営政策課の課長がおっしゃいました。今年の事業数は157数っておっしゃいましたよね。ところが、今年のこれにその数字がないのです。去年まではありました。私は、この事業計画が今年はどのくらいあるのか、どのくらい削ってあるのか、それをまず見ます。ところが、今年は後で予算説明会のときに言われるかもしれませんが、それを省いておられます。総合計画と予算概要書の説明も省いておる、4ページ省いています。それは、だんだんうちの町の今の状況が、そういったことに対して希薄なあるいは職員の意識がちょっと違うところに行っているのではないかということを私は今心配してるので、今後こういうことも含めてぜひ検討をしていただきたいと思って、2番目の質問を終わります。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それで、次はバス運行についていきます。

これは、案浦議員がこの間質問されたので、しかもまだ状況的には、たぶん説明ができる状況ではないようなお話だったので、どうしようか迷いましたが、実はこれも私は大きな疑問があります。

それは、昨年予算で300万円つけて事業をされているはずですが、その内容が議会に伝わってこないというふうに書いていますね。だから、住民の皆さん、私にいろいろ聞かれます。でも、私も答えようがない。この間の意見交換会でもバスの班を設けて、いろいろお尋ねしているような状況です。今までこの1年間、バスのことで例えば議会とか広報とかに、何らかの形で呼びかけとか、そういうのはなさっておられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず、議会の皆さまのほうのご説明関係につきましては、今年度調査の分でアンケート調査を行わせていただいております。このアンケートの調査の内容等につきましては、12月の常任委員会で内容をご説明させていただきました。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

その内容は私も存じ上げないので、実はいろんな方から聞かれる中でも、議員の中でもその話が出て、たぶんそれは意見交換会で出たからではないかなという気もするんですけど、分かりました。

ところが、私がなぜこの質問をするかといえば、今回の中野議員がおっしゃったように、ある講演会を提案しました。そしたら、非常に参加者が少ない。固い内容だったのでいろんな方にお話しすると、祭日だからバスがないから行けないというお答えが来たんですよ。あっ、これだと思って、その方は非常に物事に積極的な方なんですけど、それが1つ。

それからもう一つ、これも追加で後で申し上げようかと思ったんですけど、こういう視点を持っていただきたいということで、私は今、福岡県の国民健康保険協議会の粕屋町の会長なんですけれど、この間研修がございました。福岡県の代表が全国の研修会に行かれて、その研修の内容が富山市のコンパクトシティーということについての研修があって、その報告がありました。その報告が面白いのが、結局外出をいかに多くするか、その住民の皆さんの。外出することによって歩く数、歩数が増える。それが健康にとってもいいあるいは住民の皆さんとの交流につながる。経済効果にもつながるということを強く打ち出して、介護予防とかいろんなところでその効果を出してあるんです。

それで、今後都市計画なのでその辺が難しいかも分かりませんが、いわゆる計画をいろいろ考えるときに福祉の考えから、今ちょうど介護福祉課が担当してるからあれですけども、もう少し違った視点でその計画の内容が膨らんで、予算をどのくらいかけるかということで非常に悩まれると思いますが、現段階のことで考えるのではなくて、2025年問題とか、今後いろんな問題がありますね。高齢者の方が運転免許を返上しないといけない。粕屋町は交通の便がいいからその必要はないって今考えておられるかもしれないけれども、全ての方が必要になります。私も自転車じゃなくて、バスで議会活動ができるようになればいいと思っているような感じです。そして、バスの中で多くの人と会い、それから行き先で会い、その会って話をする事自体が長寿命化になるというその視点もあるので、その辺をぜひ検討をお願いしたいと思っています。どうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

本田議員におかれましては、この福祉バス関係、このふれあいバスの関係につきまして、度々一般質問をいただきました。その中において、昨年3月におきまし

て予算計上ということで答弁させていただきながら、今回ふれあいバス関係からまた公共バス関係、これについての調査委託関係を出させていただいた状況でございます。

今現在、この調査結果につきましては、3月の確か20日が工期ということで、今現在中身を精査中ということでございます。その中には、やはり今から高齢化社会は確実に進むと。その中において、将来的な利用者は、今現状よりも確実に進んでいくような状況も踏まえて、今後ともこの事業計画についていかなる運営方法がいいのか。やはり、住民の皆さまからのご意見では、土曜、日曜がないから不便だよということのご意見も賜っております。そういうものを含めまして、この粕屋町の中におきまして、一番効率がいい運営形態はどういうものかということとを今後検討していきながら、例えばコミュニティーバスとなれば補助金があるのか、そういうところも、また警察、運輸省関係との協議関係はいかに進めなければいけないのかということも十分に勉強をしながら、よりよい交通体系を構築していきたいと考えてる次第でございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ありがとうございます。

それで、ちょっと先ほど言い忘れたんですけども、私は前の分の総合計画を今皆さんのお手元に出したと思うんですけど、現在は第5次総合計画がこれですね。私は、前の分がとてもいいと思っていたのは、関連する計画がちゃんと書いてあるんです、事業の計画が。これを見ればその計画、そしてその流れが現在どうかであるかっていうのが分かるような仕組みになっているので、現在の分はそれは載っていないんですけど、また別の視点でより詳しくなっていますが、事業がどのように進んでいるのか、行政評価です思うんですけど、皆さんは常に事業評価をご自分でなさると思うし、その結果を決算審議会で出されると思うんですが、その計画に沿っているか、もし計画に沿ってうまくいかなかったら見直すとか、そういう作業を常にやっていただかないと、今は世の中が物すごく激変しています。そして、粕屋町もいろんな方がお見えになってるから、それに対応できるだけの体制をつくらないといけない。だから、その辺もよろしくお願いします。

そして、最後にいきます。

最後の質問。民間業者等の契約の在り方についてということを行います。

1番に、民間業者との契約に当たって、プロポーザルの仕様書の作成はどのよう

にしているのか。庁内統一したマニュアルはあるのかということで、最近契約においての手法は、プロポーザル方式が採用されることが多くなりました。企画コンペ方式とは違って、それほど明確な条件を提示する必要はないのですが、相手方の対象業務に対する発想や課題解決方法及び取組体制を選ぶわけですから、こちら側もそれ相当の明確なビジョンが必要になります。その際、こちらの仕様書に対しての提案ということで審査がなされるわけですが、その仕様書をどのようにするのか、しているのか。粕屋町ではその内容、様式も含めて複数の体制で審議をする場がありますか。それとも、各課だけで単独で事務処理をされていますか。総務部長にお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

所管しております総務課のほうで、私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

プロポーザルは、先ほど議員も言われましたように、高度な知識及び豊かな経験を必要とする、こういった業務において高度な技術力、企画力、開発力を必要とする業務の調達を行う際に用いるという方式であります。個々の業務の独自性を反映する必要があります。そういった観点から、仕様書を作成するに当たりましては、発注者となります業務の内容に精通した者ということで、担当部署が仕様書等を作成するようになっております。標準化やマニュアルと、統一したものというのはありませんが、プロポーザルを実施する場合は、粕屋町プロポーザル方式実施要綱というものを設置しておりますので、その内容に基づいてプロポーザル方式を採用しております。

そして、庁内体制ということでありましたので、この要綱の中で特定審査委員会というものを設置するようになっております。これは、対象事業ごとに設置する委員会というふうになりますが、委員会の内容としては、こういったことをするかということになると、受託者を特定するための評価基準、こういったものを決める。それから、指名型プロポーザル方式における提案者の提出要請者の選定、それから受託者、最終的にどの業者にさせるかというような受託者の特定、こういったものを決めるというようなことで、基本的には10名以内、それから委員長につきましては、副町長若しくは担当部署の長が当たると、そういったものを決めております。基本的に委員の選定については、委員長のほうが決めるというふうにしておりますし、また必要があるというふうに認められる場合につきましては、学識経験者、こういった職員以外の人間も入れると、こういったことで要綱のほうは設置しており

ます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

分かりました。その内容は、また経過、いろんなものを見ながら、私も見ていきたいと思います。

今回、特に私がここで皆さんと共に考えたいと思っているのは、給食センター建設でのSPCとの契約の在り方についてということで、SPCは一般のプロポーザル方式とはちょっと違う形でSPC導入可能性調査なんかもしましたし、アドバイザリー業務委託をしています。でもそれもプロポーザルでやったということを感じておられると思います。

今回、PFIアドバイザリー業務委託に当たっての仕様書を例にして考えてみたいと思います。契約期間は、平成25年9月より平成26年3月25日までの契約でした。当初、平成25年度の当初予算では1,755万円がこの予算に充てられていたのですが、26年度の決算報告では1,281万円、マイナス474万円かな、それが使われていないという金額がございます。それで、当初予算の時に、なぜこんなに費用がかかるのかということで担当者に聞きまして、内訳を見せていただきました。その時に私が気がついたのは、300万円の弁護士費用でした。だから、それは当然つけなければならない予算組みという形であったようでございますが、実際はその300万円は使われていませんでした。

給食センター整備事業に係るPFIアドバイザリー業務委託、うちの町のね。それと他の自治体の業務委託を比べてみて、足りないものがありました、業務委託の内容で。プロポーザルの仕様。それは2つありますが、一つは弁護士の派遣による業務。予算は取ってあったんですけど、仕様書の中にはこれはなかった。他の自治体の仕様書には、民間業者との契約書の作成及び契約締結に対して専門的な助言を求めるために、PFI法及び関係法などに精通した弁護士を派遣し、業務を行う。

2番目に、業務打合せ及び議事録作成、これもうちにはありませんでした。業務打合せ後、速やかに議事録を作成し、その都度提出するものとする。この辺のいきさつに関して、今の時点でどのように思われるか、教育長と石山課長補佐にお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

最後の2点、お聞きされてるかと思しますので、一つ一つお答えいたします。

まず、弁護士の派遣ということで、精通した弁護士を派遣し、業務を行うというようなことを今おっしゃられました、私もこの契約の一番最初の時はちょっとおりませんでしたので、廃棄物のほうからずっと勉強してきたもんですから、その前のことになりますが、町の委託してる弁護士さん、最近も来ていただいて皆さん方に特別委員会の中で、全員協議会ですか、そちらで説明していただきましたが、あの方をやはり私たちは通すべきかなど。そして、その弁護士の方が自分たちで例えば専門外であれば、また別の方ということで、そちらがされることだろうと思しますので、私たちはあくまでも弁護士さんを窓口というか、そちらを頼るべきだろうと思しますので、精通した弁護士を今後も雇えと言われても、なかなか難しいものがあるんじゃないかなという気がいたします。

もう一点の業務の打合せというこの議事録の件ですが、私はこれはつくるのは当然だろうと思ひますし、現在私もやっぱり来室された方とは、何時に来られてどんな話したかというのは、自分の記録でも私は残しております。これは、ある課長もそうでした。外部との打合せで、ここで行事がかぶってるんだがって言ったら、いや、それ教育長、何月何日の何時にどこの方とこういった話されていますよというところもきちっと書いてきましたので、僕はこの辺はやっぱりすべきだろうと思ひますし、この時なかったということは、私ちょっと認識はしておりませんでした、あえて言われることはもっともだというふうに私は思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

石山給食センター課長補佐。

◎給食センター課長補佐（石山 裕君）

2点の質問に対してお答えをします。

その前に、業務アドバイザー業務は、プロポーザル方式には間違いはございません。建設に関しては、総合評価型一般競争入札という方式をとっております。弁護士の派遣による業務ということでございます。確かに教育長が言われたとおりでございます。今回のアドバイザー業務については、私どももおりませんでしたので、記録のみを報告ということで言わせていただきます。

その時は、平成26年5月27日に第7回の業務の打合せを行っているようでございます。そのときの打合せの中では、標準の契約書案についてはリーガルチェック、要するに法律的なチェックをしますよという株式会社長大の報告は上がっております。しかしながら、町の顧問弁護士を通してのことにつきましては、当然顧問弁護士を介入させて、この契約書をしっかり締結するのが筋ではなかったかと思っておりますので、今回の問題に発展したことの理由の一つであろうかと思

っております。

2番目の業務の打合せ及び議事録の件でございますけども、一般的に定型的な、定例的な委員会とかというものについては、当然会議録、議事録というものは存在しております。しかしながら、適宜打合せとか協議については、各職員等が備忘録とかというものでいつどこで誰と誰と、趣旨と回答、それを控えているものだと考えております。今回の問題につきましては、確かに会議録等が相当不足をしております、これは職員の処理能力といいますか、資質の問題であると思っておりますので、一般の全員の職員に限ったものではないと思っております、ないということがですね。ほとんどの職員はきちんと整理をしていると思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

そうだろうと思います。ただ、今回PFIに関しては、限られた職員で、町長とあるいは副町長とでいろんな事務的なことも進められております。それが一つはよくない点だと思っておりますが、それだけに終わらず、現体制でも、私は今よく因辰美町長が皆さんの議会の同意も得て工事をストップしたと、住民の同意を得て一旦ストップしたと言われますが、そのときに弁護士とか、識者の方に相談したという形跡はないようです。実際、●羽田●弁護士に契約をされたのは、その翌年の7月ですよ。そのときに初めてPFIのいろんなことを相談して、●羽田●弁護士との契約が始まっています。そして、現在に至っています。だから、その時点ではそういう専門職を持った人に質問をするとか、相談をするとかという流れがなかった。それが今の現在に導いているのではないかと私は考えています。

それで、その体制を変えてほしいと。やっぱり、先ほど計画をするんでも、専門家あるいは有識者をできたら複数入れて、今後多様なまちづくりの中でどのようなことが起きるか分からないわけですから、皆さんは業務に忙しいと思うので、いろんなことを考えながら物事を進めていくときに町民の話も聴く、議会の話も聴くことは大事ですが、先ほど中野議員が言われたように研修に行ったり、本を読んだり、そういうことを進めながら物事をされていかないと、今後の粕屋町の体制には間に合いません。しかも、私どもは市制を目指すと言ってるから、そういう職員の体制に対してどういうふうに議会が応援したらいいか、今それを考えています。

それで、たまたま今、町長が病氣療養中です。だから、皆さん結束してこの間一生懸命多分仕事をされると思いますが、共に前向きにやっていきたいなというふうに考えているところでございますが、ちょっと最後文章用意していますので、時間

がありますから、お話しします。

粕屋町の場合は、先ほど述べたように弁護士費用は使われず、結局その前の担当者も●羽田●弁護士にも聞いていない状況です。

あっ、そう、ごめんなさい、間違えてますね。羽田野弁護士ですね、に聞くような体制ではなくて、たぶん前の職員は非常に優秀な方だったようです。それで、たぶんやっていけるという思いも少しはあったのではないかと思います。私が一番問題にしたいのは、リスクに対応するやり方です。西松建設とうちの町とのやりとりでリスク分担に関する考え方が最初から曖昧で、しかも食い違っています。ここはきちんと立証しないといけないと思うんですけど、それぞれが自分の思いに沿って物事をしておられるという形跡が見られます。やはり、専門家を通して物事を進めていくということが大事だったのではないかと。そして、町長への報告も業務記録はなく、口頭だけだったようでございます。

また、その後の遅延損害金の申し出のあった一連の流れでも、会議録をつくっていたとは聞いていません。担当職員に後で聞き出しているような状況を今の町長はされていますが、この時の担当職員が単独に対応したのか、そうでないのか。また、今回合意に至った和解案をめぐって、池田副町長が東京に出向いておられますが、それも1人だった。もちろん、町長も一緒の時もありますけど、私ちょっと聞いてみたら単独で行かれたという形跡もございます。その内容が退職された今、職員の皆さんに伝わっていないんですね。だから、議会の答弁も分かりません。それは、自治体としてはやってはいけないことじゃないかと私は強く思うのです。

廃棄物処理の時は、既にアドバイザー業務ではなかったのですが、当初からきちんと会議録をつくっておく体制が必要だったと思われれます。私のうちの町の弱点はここです。組織で体制をつくって動くのではなく、その場その場の場当たりのやり方で物事を進めておられるような気がいたします。トラブルが起きた時、また振り返って、今後の方向性を検討するとき手元に何も無いということに思い当たりにませんか。それで、教育長に先ほどいろいろお尋ねをいたしました。

それで、話は変わりますが、2月20日の臨時議会で和解案の額が確定しました。私自身は、いろんな思いがあってその議案には賛成できなかったことを今考えて、今後それに対する自分の責任を考えております。平成28年4月28日にSPCから工期延長開業遅延費として2億1,556万8,613円という法外な額を提示され、その後平成29年1月31日に暫定合意の仮払いのうち5,415万8,222円を払い、そして今回の和解合意案で890万円を追加して6,332万2,856円までに減額がなされました。関係諸氏の皆さんの努力に心から経緯を表しております。

ただ私は、今まで町長の施策を支持して賛成してきましたが、2月20日の臨時議

会での議案に対しては、先ほど申したように反対をいたしました。昨年から今年の1月までの給食センター建設について町長から直接依頼を受けられた池田副町長から説明がなく、引継ぎもなく、教育長も副町長もその議案の詳しい説明はできなかったということで、単独で動いておられることを知ったのはその時なんですね。前町長と元給食センター建設準備室長のことをさんざん、町長はいろいろおっしゃってきましたし、私どももそう思ってきましたが、実際今のその体制はほとんど変わってないように私には見受けられます。

だから、皆さんにここで質問をいたします。共に前を向くために今の粕屋町の現状を分析して、今後の取組を皆さんとご一緒にさせていただきたい。そう思って、私の質問はこれで終わります。

以上でございます。

(14番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

これにて3日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時45分)

平成30年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成30年3月26日（月）

平成30年第1回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成30年3月26日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 議案等の上程
- 第2. 議案等に対する質疑
- 第3. 委員長報告
- 第4. 委員長報告に対する質疑
- 第5. 討論
- 第6. 採決
- 第7. 「町立保育所の建替・民営化に関する特別委員会」委員長からの報告
- 第8. 「町立保育所の建替・民営化に関する特別委員会」の採決
- 第9. 発議第1号 町立保育所の建て替えに関する特別委員会の設置をすることについて（追加）
- 第10. 町立保育所の建て替えに関する特別委員会の委員の選任について（追加）
- 第11. 町立保育所の建て替えに関する特別委員会の委員長及び副委員長の選任について（追加）
- 第12. 委員会の閉会中の所管事務調査

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

副町長	吉武信一	総務部長	安河内強士
教育長	西村久朝	都市政策部長	因光臣
住民福祉部長	安川喜代昭	総務課長	山本浩
学校教育課長	山野勝寛	協働のまちづくり課長	杉野公彦
経営政策課長	今泉真次	収納課長	白井賢太郎
税務課長	中原一雄	給食センター所長	神近秀敏
社会教育課長	新宅信久	介護福祉課長	八尋哲男
健康づくり課長	中小原浩臣	子ども未来課長	堺哲弘
総合窓口課長	藤川真美	都市計画課長	田代久嗣
道路環境整備課長	安松茂久	上下水道課長	松本義隆

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めましておはようございます。

アメリカの関税問題で、日本はもとより世界中で激震が走り、貿易戦争の様相を呈しております。一国の大統領の決断は、大きな影響を世界中に与えます。リーダーの考え方や行動が、その国の明暗を握っていると言えます。粕屋町におきましても、病気療養中の首長の不在が続き、副町長を初め職員の働きで何とか町政を進めております。こうした状況下ははまだ経験がなく、町長が戻るまでは議会といたしましても町政をスムーズに進めていかなければならないと考えます。

本日、3月定例会、25日間の最終日に当たります。議員各位の的確な判断をお願いする次第であります。

欠席届が提出されております。因辰美町長から病気療養のため欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

委員長報告に入る前に、去る3月5日の一般質問において井上議員が池田泰博副町長辞職についてと題しまして質問されてましたが、不穏当な発言があったとして、お手元に配付のとおり井上議員本人より発言の一部を取り消したいとする発言取り消しの申請書が提出されております。

井上議員、何かございますか。

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

おはようございます。

今、議長のほうから報告がありましたけれども、3月5日の一般質問の中で、町長に対しての発言の一部を取り消させていただきます。

以上です。

◎議長(山脇秀隆君)

お諮りいたします。

粕屋町議会会議規則第64条の規定により、申し出のとおり取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

異議なしと認めます。よって、井上議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

本日、決議が1件提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

異議なしと認めます。よって、決議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

追加の議事日程第1、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付しておりますように、本日提出されました議案等は決議1件であります。

提案理由の説明を求めます。

八尋副議長。

◎副議長（八尋源治君）

決議第1号粕屋町西部地区に民間の保育所を誘致することを要望する決議について。

粕屋町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出します。

提案理由。粕屋町における平成30年2月15日の時点での待機児童は、1,585人の申し込みに対し1,344人が入所内定となり、241人を数えます。町立保育所の建て替え計画は、開園まで早くても3年を要し、待機児童の解消には時間がかかり過ぎます。早期な対策を求められている現状から、民間の保育所がない地域である粕屋町西部地区に民間の保育所を誘致することが必要と考えられるためであります。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

追加議事日程第2、「議案等（決議）に対する質疑」ですが、質疑につきましては、全員により行っておりますので省略いたします。なお、採決は後ほど行います。

続きまして、上程されました議案第8号粕屋町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第9号粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

太田建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 太田健策君 登壇)

◎建設常任委員長（太田健策君）

おはようございます。

議案第8号粕屋町都市公園条例の一部を改正する条例について、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

これは、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合を地方公共団体が条例で定めることについての改正であります。粕屋町では駕与丁公園をはじめ13箇所の都市公園が整備されており、現状の野球場など運動施設を考慮し、粕屋町においても都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合を都市公園法施行令の参酌基準どおりに100分の50と定めるものです。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第9号粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、下水道に排出されている汚水の水質について、終末処理場での処理過程において新たな項目を制限する必要性が生じたことにより、下水道法第12条の2第3項及び下水道法施行令第9条の5の規定に基づき、粕屋町下水道条例第11条に定めている排除の制限にリン含有量、アンモニア性窒素及び亜硝酸性窒素含有量、窒素含有量の制限を追加するもの、また第14条除害施設の改築等の指示等を排除の制限または停止等に改め、公共下水道の使用の制限及び停止を明確に定めるものです。

建設常任委員会において慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員長 太田健策君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括番号順に行います。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第10号粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第11号粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第12号粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について、以上5件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

本田厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 登壇)

◎厚生常任委員長(本田芳枝君)

おはようございます。

それでは、議案第10号粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果のご報告をいたします。

執行部からの提案理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正を行い、所要の規定を整備する必要があること、及び国民健康保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うためというものでございます。

国民健康保険制度は、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正により、平成30年度からの新制度への移行に伴い改正を行うものです。新制度では福岡県が財政運営の主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定で保険給付に必要な費用を全額市町村に支払うことにより、国保財政の入と出を管理することになります。

この第10号議案での主な改正点は、課税額の変更についてでございます。保険税を構成しているのは医療分、支援分そして介護分です。今までは各自治体によってそれぞれの算定方法がありましたが、今回の変更では、市町村は県が市町村ごとに決定した納付金を県に納付する仕組みとなり、保険税率により課税額の決定を行い徴収します。今回の課税の変更では、医療分の所得割率は今までより0.2%下がり6.80%、均等割額は4,000円下がり2万3,000円、平等割額は3,000円上がり2,500円となります。支援分の所得割率は0.30%上がり2.40%、均等割額では1,000円上がって9,000円、平等割額では2,000円上がって9,000円となります。介護分では所得割率は0.20%上がり2.20%、均等割額では1,000円上がり9,000円、平等割額は変わらず8,000円となっています。なお、県からは保険給付額に見合う金額が交付金として下りてくる仕組みとなっています。

質疑の中では、保険税として調整する額の変更はあるのかという問いに対して、基本的に毎年県から策定率変更の通知がある仕組みなので、今回の課税額が毎年続くわけではない。県全体の医療費を全市町村が負担するという考え方で、全体の保険給付費次第では変更があるということでした。また、粕屋町の国民健康保険世帯の中で最も多い全体の76%を占める200万円以下の世帯への負担が今以上に増え、新たな滞納者が出る懸念がある医療分の均等割が下がっているが、子ども的人数が増えれば均等割を下げた効果が消え、負担軽減にならないのではないのかという問いに対して、改正案の更なる詳細な収入階層別、世帯構成別の保険料の資料提出を求

めましたが、そのモデルケースでも改正案のほうが今までよりも低くなっているということが分かりました。マイナス会計になった場合はという問いに対しては、繰上充用を行う予定ですが、一般会計からの繰入れは今後協議しますという答弁でした。今回の値上げは、粕屋町国民健康保険運営協議会の答申の結果の提案でしたが、その運営協議会の在り方に疑問を投げかける意見もありました。

以上の点を踏まえて慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第11号粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果についてご報告いたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康法などの一部改正及び福岡県国民健康保険運営方針の策定に伴い、所定の規定を整備する必要があるためでございます。

主な改正点は、第1章、本町が行う国民健康保険を本町が行う国民健康保険の事務、第2章第2条、国民健康保険運営協議会を粕屋町国民健康保険事業の運営に関する協議会と改めます。また、葬祭費4万円だったものを福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条に規定する額の3万円に改めるという内容も含まれます。

保険者機能の強化とはどういうことか、葬祭費に関しては町の独自性がなくなるのではないかという意見、また運営協議会に対する不要論まで出ましたが、国民健康保険の制度に規定されたものという答弁でございました。粕屋町健康保険運営協議会の会長、副会長は厚生常任委員長と副委員長が務めるという慣例になっていますが、そのあり方を検討すべきという意見が出たことをつけ加えておきます。

以上、慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことを決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第12号粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果についてご報告いたします。

国民健康保険条例の一部改正に伴い、粕屋町国民健康保険運営協議会の名称を変更するための提案でございます。

改正点は、国民健康保険運営協議会会長4万5,000円、委員4万1,000円を、国民健康保険事業の運営に関する協議会会長4万5,000円、委員4万1,000円に改めるものです。

会議の開催が少ないのに費用弁償の額が高過ぎるのではという意見も出ました

が、公益を代表するものの中に医師が含まれていることがこの金額の設定の根拠ではないかという答弁がありました。

慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第13号粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年4月1日より持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い改正を行うものです。

国民健康保険後期高齢者医療の資格の適用は被保険者の住所で行うことを原則にしていますが、施設等に入所して住所が移った被保険者については、住所特例者として前住所地に適用しています。しかしながら、現制度においては国民健康保険の住所地特例が適用されないため、施設所在地の後期広域連合の被保険者となっています。この取り扱いについて、現に国民健康保険の住所特例を受けている被保険者が後期高齢者医療に加入する場合には、後期高齢者医療の特例措置が適用されるよう見直すものでございます。

現在、住所地特例を受けている人はどうなるのかという問いに対し、影響はないということでした。現在の対象者は県内8名、県外1名ということです。

慎重に審議しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第14号粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果についてご報告いたします。

提案理由は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間における介護保険料を定めるためでございます。

改正の内容は、第4条の保険料率に関して、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号保険者の区分に応じ、それぞれ各段階に定める額とします。介護保険法施行令第9条第1項第1号に掲げる第1段階の対象者は、年額2,700円増の3万1,800円、第2号に掲げる第2段階の対象者は年額870円増の4万4,520円、第3号に掲げる第3段階の対象者は年額4,050円増の4万7,700円、第4号に掲げる第4段階の対象者は年額4,860円増の5万7,240円、第5号に掲げる第5段階の対象者は年額5,400円増の6万3,600円、第6号に掲げる第6段階の対象者は6,750円増の7万9,500円、第7号、7,020円増の8万2,680円、第8号、7,560円増の8万9,040円、第9号、8,100円増の9万5,400円、第10号、

8,680円増の10万1,760円、第11号、9,720円増の11万4,480円、第12号、1万260円増の12万840円、第13号、1万800円増の12万7,200円、各号いずれにも該当しない者は1万1,880円増の13万9,920円となっています。また、同じく第4条の2項では、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額付加に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2,430円増の2万8,620円となっています。また、第17条中、第1号被保険者を被保険者に改めるものとしています。介護保険料を考える場合、よく出されるのが基準額でございます。第5段階で月額450円増の5,300円、これは月額ですね、となっています。

金額の算定方法について詳しい説明を求めました。粕屋町は、単独で介護保険事業を運営しています。様々な介護保険サービスが展開できるように、財政を健全なものにすることなどの意見が出ました。

慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

以上でございます。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括番号順に行います。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第10号粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論をします。

今、安倍政権のもとで毎年社会福祉関連の予算が削減されております。負担が増加しているもとで国民健康保険税の負担増、これは憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を営む憲法第25条の理念にも反するものと考えます。低所得者が増加しているもとで、生活に困窮する世帯が増えてきております。更にこの対象者が増える状況のもとで、国保税の負担を軽減するということが求められます。これらの

もとで国保税の負担増によって保険税が払えず滞納して差し押さえられる町民が増加しております。一般質問での答弁で明らかなように、26年は174件、そして28年は517件、1億6,904万円と件数が3倍、金額では2倍になっております。正に担税能力を超えた国保税になっておるわけです。4月からは、この国民健康保険制度が県の単一化の制度になってまいります。そこで、保険者努力支援制度がありますが、この制度は保険税の収納率が向上すると市町村に交付金が上乘せされるというものでありますが、実はこの交付金の問題は、保険税が支払えずに滞納すれば今まで以上に差し押さえの取り立てが強まるということが言われております。

今回、議案として福岡県の単一化に向けて保険税額の改正が提案され、担当所管でも努力もあり、均等割が軽減されております。しかし、所得割と平等割が値上げされたことで国保税が今までより値上がりしておるわけです。粕屋町のホームページに国民保険税の計算例として掲載されている、昨年度の世帯主42歳、所得200万円、妻38歳、所得100万円、子ども10歳の3人世帯の場合は、保険税が39万6,300円となっていましたが、今回提案される保険税の改正になると39万9,020円、2,720円の値上がりになり、負担が増えることとなります。また、200万円所得の単身者の場合は、提案されている保険税の改定案で試算しますと、医療分、支援分、介護分の増減で今までより9,000円増額されます。その内訳は、所得割が0.3%アップして6,000円増額になり、均等割は2,000円減額ですが、平等割が5,000円の増額になりますので9,000円の増額ということになるわけです。

もともと、この国民健康保険制度は問題点が発足当時から出てきております。それは国庫支出金を6割出していたのが3割に減らされる。このようなことで自治体の負担が増える。このような国の責任が大きな原因でもあることは否めません。国保加入者のうち低所得者が8割、高齢者が3割と、このような構造的な問題もあるわけです。しかし、このような国保制度のもとにおいても、自治体が高い保険税を引き下げるといって一般財政からの繰入れ、一般会計からの繰入れを行ってきたわけです。今から3年後の福岡県がこの保険料を示していくということまでの期間は、それぞれの自治体でも一般財政の繰入れを行って、この保険税を負担軽減するという事なども行われておるわけです。福岡県内で一般会計から繰入れをしていない自治体が11自治体ありますが、粕屋町も行っておりません。4月から改正される町の国保税について、一般財政からの繰入れも行わない、そして所得割と平等割を増額させる内容については賛成できません。

以上をもって4月から始まる県の単一化による国民健康保険制度にあわせた町の国民保険税の改正に対して反対をいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第11号粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対討論します。

この条例は、新制度への移行に伴い国民健康保険施行令の改正が4月1日から施行されるのと併せて葬祭費の額を県内統一化するという改正を含むものです。今まで粕屋町で単独で運営していた国民健康保険条例では、葬祭費は4万円が支給されておりました。それが福岡県の単一化による国民健康保険制度になることで、後期高齢者医療広域連合の医療費に併せて3万円に引き下げるというものですが、このような国が都道府県単位の国民健康保険制度にしたことを理由にして、自動的に葬祭費を1万円引き下げる制度そのものに反対するものであります。

後期高齢者医療制度の保険料は、改正ごとに引き上げられて、今年度は7万7,140円になります。制度を改正した時からいけば2万5,206円負担が増えております。更に、これから3年間で特例軽減措置の廃止により、高齢者を抱える世帯の負担が増えるばかりです。粕屋町として現在の4万円の葬祭費を維持して支給するた

めには、県の後期高齢者広域連合の水準に合わせるのではなくて、削減しないために1万円を予算に計上する、このようなことを行い、後期高齢者の葬祭費の引き下げをやめるべきであります。

以上をもって議案第11号に対する反対討論とします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

11番福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

議案第12号に反対をいたします。

これは、今後協議会等を皆さんが立ち上げる時にやはり考えていただきたいという趣旨を込めて、誰かがやっぱり言っていないといけない案件であろうということで発言をします。

まず、粕屋町国民健康保険運営協議会の在り方に関して、また委員の報酬に関して見直しを求めたいと考えております。粕屋町国民健康保険運営協議会規則の第13条には、会長は町長からの諮問事項について審議し、議決した時は3日以内に委員2名以上の連署を持って町長に答申しなければならないとあります。この度、粕

屋町は、所得割率、均等割率、平等割率の額を運営協議会に関する諮問をしましたが、運営協議会は運営協議会としての役目である、自分たちで審議してまとめ上げる答申内容を作成せず、粕屋町が答申内容を作成するという実態を、議会内の審議内容が見えない納税者が理解できるのでしょうか。運営協議会は何のためにあるのか。本来であれば意見を聴く場である協議会が、ただ単に議会を通すための行政への御用聞き協議会と受け取られても仕方がありません。

このような運営協議会の委員報酬に関しても見直しを求めたいと考えております。現在年2回の会合で年額約4万円の報酬は、高過ぎると考えます。また、会合を欠席しても報酬が満額支払われる在り方の是非を問いたいと考えております。

よって、以上の観点から議案第12号に反対します。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第15号平成29年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 小池弘基君 登壇）

◎予算特別委員長（小池弘基君）

それでは、議案第15号平成29年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,347万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億5,690万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、町税を1億7,460万円、自動車取得税交付金を1,300万円増額し、地方消費税交付金を3,000万円、分担金及び負担金を5,692万円、国庫支出金を2,329万5,000円、県支出金を2,090万6,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、財政調整基金積立金を1億1,067万9,000円、公共施設整備基金積立金を1億3,292万2,000円、流域関連公共下水道事業補助金を1億1,505万2,000円、障害者自立支援給付事業を3,377万7,000円増額し、街路建設事業に伴う町事業費を6,900万円、広域環境衛生事務費を3,897万2,000円、国民健康保険事務費を2,752万2,000円それぞれ減額するものでございます。

審議において、歳入にある民生債5,590万円の増が決まった時期や、地方消費税交付金の3,000万円減額の理由などの質問がありました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議を行いました結果、賛成多数にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

本議案は、委員長の報告のとおり全員での審議でしたので、質疑を省略し、これより議案第15号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第16号平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第17号平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第18号平成29年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 小池弘基君 登壇）

◎予算特別委員長（小池弘基君）

続きまして、議案第16号平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,514万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億9,261万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を1,703万3,000円、県支出金を7,703万3,000円、繰入金を2,752万2,000円減額し、療養給付費等交付金を1,488万2,000円、収支均衡を図るため歳入欠陥補填収入を2,895万6,000円追加するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、共同事業拠出金を6,813万5,000円、保険事業費を406万円減額するものでございます。

審議において、歳出にある特定健康検査等事業が40万6,000円減とありますが目標人数は何人なのかや、高額医療費共同事業拠出金が6,813万5,000円減額された理由などの質問が出されました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第17号平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億9,959万5,000円とするものでございます。

歳入は繰入金を、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ30万9,000円増額するものでございます。

審議において、質問や意見等は出ませんでした。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第18号平成29年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,914万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,022万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険料を1,360万3,000円、国庫支出金を1,358万3,000円、支払基金交付金を1,656万7,000円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を6,017万円増額し、地域支援事業費を100万円減額するものでございます。

審議において、居宅介護サービス給付費に3,650万円の増や施設介護サービス給付費に2,163万円の増について、利用者が増えている理由などの質問が出されました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

これら議案3件につきましても、委員長の報告のとおり全員による審議でございましたので、質疑を省略し、これより議案第16号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (山脇秀隆君)

賛成多数であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (山脇秀隆君)

賛成多数であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第19号平成29年度粕屋町水道事業会計補正予算について、議案第20号粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について、以上2件を一括として議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 小池弘基君 登壇）

◎予算特別委員長（小池弘基君）

議案第19号平成29年度粕屋町水道事業会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

主な補正の内容は、特定資産の売却に伴う各収入を資本的収入から収益的収入へ組替えるもの、また原因者負担となる工事が先送りになったことにより、収益的収支につきましては収入を10億9,714万1,000円、支出を9億2,451万6,000円、資本的収支につきましては収入を9,570万9,000円、支出を4億360万6,000円とするものでございます。

審議におきまして、質問や意見は出ませんでした。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第20号平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

主な補正の内容は、収益的収支につきましては一般会計繰入金を増額により、収入を1億1,505万2,000円増額し14億3,011万8,000円に、資本的収支につきましては原因者負担となる工事が先送りになりましたので収入支出それぞれ1,300万円減額し、収入8億2,731万円、支出10億4,995万9,000円とするものでございます。

審議において、質問や意見等はございませんでした。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

（予算特別委員長 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これら議案2件とも、委員長の報告のとおり全員による審議でございましたので、質疑を省略し、これより議案第19号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第20号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

ただ今より暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時45分)

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議案第21号平成30年度粕屋町一般会計予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 小池弘基君 登壇）

◎予算特別委員長（小池弘基君）

議案第21号平成30年度粕屋町一般会計予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

一般会計当初予算について、修正案が委員長宛てに提出されました。よって、修正案の審議の経過と結果について、先にご報告いたします。

都市政策部都市計画課より提案がありました歳出の8款1項2目の駕与丁公園管理事業の水鳥橋詳細設計委託料4,400万円をゼロに減額し、歳入の17款1項8目の財政調整基金繰入金2億8,300万円を2億3,900万円に、4,400万円減額するものがあります。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

修正案に主な賛成意見は、工事費を含めると約3億円ほどの費用が必要で、橋を建設する必要がない。また、もっと安く建設できるよう検討するなど、主な反対意見は、新規に建設するのではなく、もともとあった橋の建設であり必要であるなどでしたが、賛成多数にて可決しましたことをご報告いたします。

次に、修正案を除く執行部から提出された原案の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

議案第21号は、平成30年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億3,100万円とするものでございます。これは、対前年度比約1.4%、1億6,600万円の増になり、その主なものを事業別に前年度と比較いたします。

小学校施設整備事業費2億5,650万1,000円の増額、粕屋西小学校プール移設工事に2億476万6,000円が主な事業です。審議において、西小学校のプール解体工事の時期や移設場所などの質問が出ました。

また、私立町外保育施設運営事業を1億9,909万9,000円の増額、特定教育保育委託料認定こども園分に1億5,088万1,000円が主な事業です。審議において、補修工事の予算は町立保育所運営管理事業の中から支出されるのかなどの質問が出まし

た。

また、障害者自立支援給付事業を1億192万1,000円の増額、障害者福祉サービス事業5億1,103万円、障害児福祉サービス2億5,829万円が主な事業です。審議において、元気高齢者支援事業に関わる人と年齢について、また町営住宅の修理状況などの質問が出ました。

ふるさとづくり基金積立金を9,639万8,000円の増額、前年比9,639万8,000円増額しているが、30年度の見込みなどの質問が出ました。ふるさと納税事業費を5,140万9,000円増額、ふるさと納税事業の推進による財源確保と特産品贈呈による事業費でございます。審議において、質問や意見は出ませんでした。

また、地域生活空間整備促進事業費を5,650万円の増額、酒殿駅南土地区画整理助成金に5,620万円の増額というのが主なものでございます。審議において、質問や意見は出ませんでした。

総合体育館管理運営事業5,503万円増額、主なものはかすやドームアリーナの改修工事費5,629万7,000円です。審議において、質問や意見は出ませんでした。

次に、中学校施設整備事業費を4億284万3,000円減額。審議において、質問や意見は出ませんでした。

広域環境衛生事務費を1億4,793万2,000円減額。主な理由は、清掃組合費建設負担金がなくなったためでございます。また、審議において質問や意見は出ませんでした。

道路環境新設事業費を6,967万4,000円の減額。下水道及び河川維持事業の減額などが理由でございます。

後は、町営住宅管理運営事業費を5,261万7,000円の減額。審議において、質問や意見は出ませんでした。

また、財源不足を補うため、財政調整基金から2億3,900万円、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映するため、ふるさとづくり基金から1億1,000万円を繰入れております。

事務事業の充当先につきましては、次のとおりでございます。

まず、協働のまちづくり課のほうに、まちづくり活動支援事業として200万円、消防団運営事務として100万円、子ども未来課のほうへは町立保育所運営管理事業に400万円、私立・町外保育施設等運営事業に2,100万円、子育て支援事業に2,200万円、かすやこども館運営管理事業に2,600万円。介護福祉課においては、元気高齢者支援事業に1,900万円、障害者地域生活支援事業に900万円。健康づくり課、健康づくり事業に100万円。都市計画課においては、駕与丁公園管理事業に100万円。道路環境整備課においては、道路維持修繕事業に100万円。社会教育課で

は、文化活動事業50万円、社会体育事業250万円などを各課へ充当いたします。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の予算特別委員会委員長からの報告がありましたように、本案、議案第21号には修正案が提出されております。

また、この議案につきましては委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第21号の討論に入りますが、粕屋町議会会議規則第88条の規定により、修正案を先に採決いたします。

それでは、議案第21号修正案の討論に入ります。修正案討論でございます。

本修正案は、委員長からの報告が可決でありますので、まず修正案に反対の方の発言を許します。

3番案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

私は、水鳥橋架橋のための詳細設計費を削減する予算修正案に反対いたします。

落橋した水鳥橋の架橋に対する町民とか駕与丁公園利用者からの長年の要望により、やっと来年度予算案に詳細設計費が計上されました。これを削減しようとする予算修正案は、水鳥橋の架橋を望む町民などの期待を裏切るものであります。したがって、承服できません。私以外にも水鳥橋の架橋を望む発言をされた議員さんもおられますので、再考をお願いしたいと思います。

先日の予算特別委員会での討論で、予算修正の理由としては、町長の町政運営に対する不満が根底にあると思いますけど、概ね2つの意見に分けられると考えます。

1つ目は、水鳥橋落橋の検証不足や町の職員の技術力不足に対する不安、また設計費見積りの甘さなどを指摘する意見です。これらは議会の意見として執行部へ検討を促すとともに、予算執行段階においてまず常任委員会などで審議すべきと考えます。今回の予算修正により改善されるとは思われません。

2つ目は、この財源を他の事業に回すべきだという意見です。では、財源を何に回すべきか。多分、意見が分かれると思います。このことを決めずに単に予算を削減するということは、無責任であると考えます。議会は、行政のチェック機関であるとともに意思決定機関でもあります。この意思決定ができないことで決められない政治は、今後の公共施設整備を初め、町の行政運営にも支障を来すものと考えます。

このため、水鳥橋架橋のための詳細設計費を削減する予算修正案に反対いたします。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

10番田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

この修正案に対して賛成討論を行います。

20年前に建設した駕与丁公園のつり橋、水鳥橋が落橋した時に、私を初め町民の皆さんがびっくりしたと思います。幸い、つり橋を通行している人がいなかったので事故にはなりませんでしたが。しかし、橋の落下の原因が、バラ公園側の橋が土台から乖離して持ち上がって崩壊したと説明がありました。しかし、学者や研究者で構成する関係者の意見では、考えられない事態だということなどを疑問視されるほどでありました。このような内容についての検証も含めて、今後公共施設の工事に対して必要なことだと指摘されている点だと思います。

更には、水鳥橋を建設した設計事務所が廃業をして、粕屋町の建設業者も倒産しているというようなことなどで、徹底した原因究明がされないままになったということがあります。

ただ、今回の予算編成においては、因町長の思いがあり、今回の3月議会で4,400万円の設計予算が提案されたと考えます。

先ほど委員長の説明の中でも、今後の計画では工事費を含めると3億円近くになるということもあります。そういう点では、中央保育所や仲原保育所の民営化に対する、因町長が保護者説明会の際に、地震などで事故が起きないように早急に建物の老朽化対策をしなければならない、このように述べております。それなのに、今年度の子ども未来課の予算は300万円しか計上されておられません。職員の更衣室やトイレ、クーラー、戸口、網戸、水道などの修繕、不足する事態です。4,400万円あれば、老朽化した町立保育所の雨漏りの改修の費用にも充てることができます。また、5,000万円あれば高過ぎる国保税を1世帯1万円引き下げることが可能です。福祉、介護、障がい者、高齢者など含めた負担を軽減させるために、予算は振り向けるべきであります。

町長は、財政が不足しているということで、これらの施策に対しては基金を使わない、このようにも述べてきました。基金は使わないで、そして今回の水鳥橋の工事に対しては設計費用を予算に計上し、3億円にかかるお金として基金も使って行なっていくという方向性が示されております。そういう点で言えば、この基金の使

い方も含め、町内の老朽化した公共施設全体の建直しや大規模修理、道路や橋梁の工事など計画を立てて順番を決めて基金を活用し行なっていくべきであります。そういう点では、水鳥橋の工事も含め、公共施設の工事として計画性を立てていくようにする必要があります。

そういう点から見て、今回の水鳥橋に対する設計費の4,400万円を削除する修正案に賛成いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

7番木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

修正案に反対の立場から討論いたします。

水鳥橋に関しては、3年近くの協議を経て本年度予算に上がってきたものであります。駕与丁公園は粕屋町の顔で、誰もが集える憩いの場所であり、水鳥橋はメインの時計台のある広場に行くための最短コースであります。公園を利用される方々の中にはベビーカーを押して、また小さな子どもさんを連れて、また車イスの方やご高齢の方など様々であります。これから高齢化を迎える中で、また子どもたちの多い粕屋町では、長い時間歩くことができない方でも駐車場から最も近い水鳥橋を通れば広場に行くことができます。

今回は、計上された金額が大きいとの理由での修正案のようですが、国の指標での設定であるということで金額がなっているということでございました。議会がこの予算をゼロにするということは、30年度は着工できないし、今後もいつできるのか分からない状況になると考えます。予算はあくまで予算であって、予算がついていればこれから精査をして、より安価な方法を考えることも可能であると考えております。

私は、ぜひ安価で橋を架ける方法を考慮してほしいとの思いも含めまして、修正案には反対とさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

6番中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

賛成の立場で発言させていただきます。

私のほうは、一般質問の中でもこの水鳥橋の件で取り上げておりました。それから委員会等でも、まあこの水鳥橋だけではなくて大川小学校の陸橋の話とか、そういうふうな建設的な話をもうずっと提案しておりましたが、よくこの議会の中でと

か委員会の中でハインリッヒの法則というんでしょうか、まあヒヤリ・ハットの法則とかというのが出てきます。1対29対300とかというふうな世界なんですけど、この水鳥橋の件とかというふうなの、まあこの場合は労働災害の話ではあるんですけど。

◎議長（山脇秀隆君）

労働災害。

◎6番（中野敏郎君）

いえいえ、いいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

簡単明瞭に、この修正案に対してお願いします。

◎6番（中野敏郎君）

簡単明瞭に言っているんですが、まだ話の途中で何か分からないでしょう。

◎議長（山脇秀隆君）

簡単明瞭にお願いいたします。

◎6番（中野敏郎君）

口出しがちちょっと早いんじゃないかなと思っておりますので、もうちょっと自制をお願いします。

そういうふうな中で、ハインリッヒという法則とかありますが、その中で例えば、それは労働災害の話なんですけど、その労働災害というか、この水鳥橋が落ちるとかというふうなことというのは災害上のというか、一つの大きな出来事ですね。私の中では、そういうふうな出来事というのが、この工事というか建設工事において粕屋町ではちょこちょこちょここと連続しているというんですか。まあ、単純に言ったら1対29だとか、そういうヒヤリとかハットとかという段階じゃなくて、もっと前がいっぱいあっているんだ。そういうふうな状態というのをやっぱりつくりかえていかなきゃいけない。職員の方々も、今の状態で工事をやっているととかいうのに私は不安があるとも思っているんですよね。そういう意味でというか、是非こういうふうなことというのはもっともっと町民に責任を押しつける、言葉がおかしいんですが、町民にもっと公開して、いろんな討論をしていただいて、そういうふうな形でやってもらいたいというふうな思いを持っております。前も言いましたように、施政方針の中に共につくっていかうというふうなことが大いに掲げられているんですから、そういうふうな形で行けるような形でこの1年じっくり練っていただいて。私、別につくらんところとかというふうなことを思っているわけじゃないんですよね。もっと競争でやっていきましょうというふうな思いから、この賛成討論にさせていただきました。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、修正案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

9番川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

手を上げましたので、述べさせていただきます。

案浦君の意見、それから木村議員の意見、私はよく分かりますが、私の賛成意見を述べます。

これについて、水鳥橋については早く、そして安く、それから見栄えがよく、粕屋町のシンボルというような意見がいろいろ出てきました。昨年、粕屋町の平成30年度の計画を巡っての課長職のプレゼンテーションが行われました。その中で水鳥橋の設計についての説明がありましたが、詳細設計の費用が4,400万円だっと思いましたが、それについて言及されました。私は、普通、設計費は工事費の5%から10%ぐらいではないかと聞いているんですが、そうしますと数字的には本体工事費は4億円から8億円の中に入っています。8億円は余りにも高過ぎるのでこれは除去しますと、そうして4億円を念頭に置きましても、平橋の場合の工事は余りにも高いように思います。仮に2億円の工事だとしても、設計費は大体2,000万円ぐらいで済むんじゃないかというふうに思います。まあ、どの程度の橋が必要なのかは定かでは分かりませんが、詳細設計費の4,000万円というのは私的にはですよ、高いような感じがします。

予算だけは4,000万円をこのままで平成30年度予算案を通して、業者に安価な見積りを提出もらってはどうかというような意見もあります、さっきも案浦君がおっしゃりました。しかし、そのようなことがあり得ましようか、本当に。入札がどのように行われるか分かりませんが、入札は公募されます。どのような業者が入ってくるか分かりません。業者は提示された額に合わせて入札を競ってきます。詳細設計が4,000万円と提示しますと、それに見合った橋の設計をしてきます。4,000万円に見合った橋の半額の橋を設計し入札したとすれば、これは変なことになってしまいます。もしそのようなことが行われるとすれば、どのようなことになるでしょうか。そういうことはあり得ないことです。

以上の意見を持ちまして、修正案に賛成の意見とさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

1 番末若憲治議員。

◎ 1 番（末若憲治君）

今回の修正案に反対の立場から討論をさせていただきます。

4,400万円というふうに額だけ聞くとすごく高いような感じもいたしますが、これはあくまで町の所管課の方が決められた予算ではなく、設計業務等標準積算基準書、県の試算をもとに算出されたものでありまして、これは町が独自で決めた額ではありません。なので、同じ橋の長さであればこの町も同じ予算が計上されるものかと思えます。

今回、この予算をゼロにしてしまうということは、この計画自体がもう完全に白紙と。どちらかというのと延期というよりは、もうこれは中断という形になってしまうかというふうに思いますので、ここはあくまで予算を残して、しっかり粕屋町のシンボルでもある駕与丁池の全体のプラン等をしっかり練る機会にしたほうが粕屋町にとってプラスになると考え、この修正案に反対をさせていただきます。

◎ 議長（山脇秀隆君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎ 議長（山脇秀隆君）

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎ 議長（山脇秀隆君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎ 議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号修正案を採決いたします。

本修正案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本修正案は委員長の報告のとおり決することに、修正案に賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎ 議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第21号修正案は賛成多数により委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、ただ今修正議決した部分を除く町執行部から提出された議案第21号原案の討論に入ります。

この議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、ただ今修正議決した部分を除く議案第21号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

14番本田芳枝議員。

◎ 14番（本田芳枝君）

本田芳枝でございます。修正案にも賛成しましたが、この案全体に対して反対の立場から反対討論をいたします。

平成30年度の当初予算について、執行部からの説明で基本的な考え方、その結果で生じる幾つかの問題点について指摘いたします。

1番、公共施設等総合管理計画の取組が全くない。2番、財政運営。3番、ホームページの再構築について。4番、職員の意識改革。以上の4点から、この当初予算に反対したいと思います。

最初に、公共施設等総合管理計画の個別計画の取組が全くない。本当はあるのかもしれませんが、私が気がついていないところがある可能性もありますが、一応各課にそのことは問い合わせております、その予算審議のときにね。なら、個別計画をつくり、策定しますというようなことはなかったような気がいたしますので、こういうふうに申し上げます。

粕屋町は、平成24年度からこの公共施設等総合管理計画策定に取り組んでいます。まず、平成24年度に町有財産マネジメント支援事業費として470万円の経費をかけて10のモデルをピックアップして、それぞれの係数、計算式を作成。職員各自が試算の現況から公共的、経営的視点による計算力を身につけることができ、それを予算に生かすシステムづくりを目指しました。その後、国の方針により、新たに平成28年に750万円をかけて粕屋町公共施設等総合管理計画策定を進め、28年11月には国へ報告をしています。粕屋町議会にも全協で説明がありました。合計1,220万円をこの計画にかけています。それで、当然私は29年度の予算にこれが反映されると思っていましたが、各課に任せるというだけで動きはなく、今回の30年度にもまるでなし。各課の予算案の説明をこの視点から質疑しましたが、聞き取りでは、予算案に出したが採用されなかったというものばかり。こども館の建設のときにあれほど箱物建設を反対し、管理計画を立てて優先順位を決めてから箱物をつくるということで常に反対討論をされていた町長、今は優先順位をつける個別計画さえ見通しゼロ。国は、平成32年にはこの個別計画の提出を要求していますが、どうするのでしょうか。2つの建物に対してこのことを申し上げます。

1つは社会教育施設、プールです。最近の事故がありまして、営業が3箇月ほど

ストップしています。毎回ホームページのトップにその表示を見るたびに、どうなっているのか不安を覚えた町民も多かったはずですが、12月に事故は起こっていませんから、当然今回予算案にはプールを含むドームの長寿命化計画策定予算が出てくると思っていましたが、それもない。かすやドームは町を代表する目玉の施設。多くの町民に愛され活用されていますが、その維持管理は果たして大丈夫なのか。平成9年に40億円をかけて建設し、20年経過しています。運営費は毎年1億5,000万円。年間18万人の方が利用、または料金を取って営業もしています。危機管理はどうなっているのでしょうか。

2番目に、役場庁舎です。役場庁舎の管理計画の策定も予算化されませんでした。ふだんの日常の業務、あるいは予測できない様々な問題に対処する、町民4万7,000人の生命と命を守る施設です。司令塔です。災害本部もここにあり、この機能を強化するためには幾らお金をかけても惜しくないと思っています。築35年、これも予算案には出されているはずでしたが、ありませんでした。

給食センターの建設で起こったこと、昨年の老朽町立保育所建設建替え問題、これら全てに町の姿勢が問われます。最近、公共施設等総合管理計画についてホームページでいろいろ調べていますが、粕屋町にはそういうことを専門にやる職員がいません。それに対して、総務省がそういう場合の対策として保全マネジメントシステム導入活用ということを勧めています。安価でそれができます。一刻も早くそれをしてほしい。

それから2番目に、財政運営についてです。平成28年度まで繰越金の多さが気になり、一般質問で何度も取り上げました。29年度予算には繰越からの繰入れは418万円、また基金の取崩しもなく頑張って予算編成に取り組んでいただきましたが、今年はもとに戻って、全く納得ができない内容に私には思えます。財政調整基金への繰入れも進んで、現在残高見込は16億5,000万円、それから24年度から始まった公共施設基金も残高見込は9億円あります。それに、この予算審議の中で表面化した地域福祉基金が7,000万円、計16億円近く公共施設の残高と、この福祉基金の残高合わせて10億円近くを公共施設管理に回せるんです。お金はあるんです。なぜ運用に積極的に取組まないのか。町民から預かっている貴重な税の運用の仕方に納得できません。経常経費と臨時の特別経費をきちんと分け、経常経費の使い方は日常のマネジメントで精査し、これは電子自治体構築と行政評価システム、そして総合計画に紐付いた事務事業費管理で多くの成果を上げ、これが年々繰越金として増えていった経過がございます。職員の皆さんには今の流れを自信を持って進めていただき……。

◎議長（山脇秀隆君）

本田議員、職員に対してではなくて、討論でございますので、ほかの議員さんたちに賛成を求めるために討論をするわけですから、職員に対する要望とか職員に対しての言葉は要らないと思いますので。あと、長時間になっておりますので、簡単明瞭に。

◎ 14番（本田芳枝君）

それでは、町長に申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

町長にも言えません。

◎ 14番（本田芳枝君）

言えないんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

議員さんたちに対して討論を行ってください。

◎ 14番（本田芳枝君）

町長が責任を持って予算案を編成しました。それに対して私は反対の立場で話をしています。だから、この予算の今までの経過の流れを自信を持って進めていき、計画に沿って運用するところはきっぱり予算化する。そんな財政運営の在り方を望みます。

3番目、ホームページの再構築です。ここ数年近いうちに大きく作り直すという答弁があっていましたが、平成29年度に広報紙の削減で経費削減で200万円されていましたが、それで今回はあるだろうと思っていましたが予算化されませんでした。スマートフォン対応ができていなくて、アクセシビリティへの内容も総務省から指摘を受けています。平成22年にうちの町は総務省から表彰を受けているんですよ。それが現在、総務省から指摘を受ける、そういう状況になっていて、アクセス数は減っています。全ての方が町のいろんな予算内容について知ることができるように、ホームページは一刻も早くきちんと皆さんに対応できるようにつくってほしい。

それから最後に、職員の意識改革について。今年の今年度の予算には、副町長の予算がそのまま計上されています。副町長2人制です。ということは、平成30年度も2人制でやるのか。そのことがきちんと審議なされないまま予算案を通過することはできません。私は、昨年この副町長を登用するということには賛成いたしました。一つの予算です、これは。

◎議長（山脇秀隆君）

本田議員、10分経過しましたので、まとめてください。

◎ 14番（本田芳枝君）

はい、もうこれで終わります。これは一つの予算化です。とてもいい考え方だと思っていました。結果的には皆さんの御存じのとおりです。それで私は、それを含めて町職員へのいろんな、ちょっと今言われたので分からないんですけど、いろんな内容に対して職員が研修できるシステムをこの予算化の中に入れてあると思いましたが、職員自身のいろんな努力化で数字には表われない形で頑張りますという結果が出ました。人口4万7,000人の町が市制に挑もうとしている時に、多くの職員の皆さんの力が、職員の能力が私どもの力になります。だから、研修を進め、いろんなものをきちんと考え、使うときは使う、その予算化をお願いしたいと思って、今回の予算にはそれが投入されていない、そういうことで私はこの予算には反対をします。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今修正議決した部分を除く議案第21号を採決いたします。

修正議決した部分を除く原案に対する委員長の報告は可決であります。修正議決した部分を除く原案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、ただ今修正議決した部分を除く議案第21号原案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第22号平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、議案第23号平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第24号平成30年度粕屋町介護保険特別会計予算について、議案第25号平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸

付事業特別会計予算について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 小池弘基君 登壇)

◎予算特別委員長(小池弘基君)

議案第22号平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議と経過についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

平成30年度、本特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,305万4,000円とするものでございます。これは、前年度当初予算比で10.2%の減となっており、主な要因は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる新制度への移行をすることや、国民健康保険の被保険者数の減少が見込まれるためでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を7億9,633万2,000円、県支出金を28億6,442万9,000円、繰入金を2億7,653万7,000円計上し、歳出の主なものといたしましては保険給付費を27億7,932万3,000円、平成30年度より新たに設けられました国民健康保険事業費納付金を11億1,409万5,000円、保険事業費を3,347万4,000円、前年度繰上充当金を8,000万円計上するものでございます。

審議において、質問や意見は出ませんでした。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第24号平成30年度粕屋町介護保険特別会計予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議と経過についてご報告申し上げます。

本特別会計は保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,782万6,000円とするものでございます。これは対前年比7.08%増となっており、その主な理由は保険給付費の増大に伴うものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険料5億1,008万9,000円、国庫支出金4億8,138万6,000円、支払基金交付金5億9,456万円、県支出金3億2,437万7,000円、繰入金4億733万円を計上しております。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費8,124万3,000円、保険給付費21億622万9,000円、地域支援事業費1億2,829万6,000円でございます。

審議において、質問や意見等はございませんでした。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、全員

賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第25号平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議と経過についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみ報告いたします。

平成30年度の本会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101万円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては諸収入100万円で、一方、歳出の主なものといたしましては諸支出金38万円でございます。

審議において、質問や意見は出ませんでした。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを報告いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

委員長、議案第23号の結果について、なかったように思いますので、すみません、再度お願いします。

◎予算特別委員長（小池弘基君）

申し訳ございません。

議案第23号につきましては、付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、全員賛成にて、23号、すみません、これは漏れてます。

すみません、資料飛んでおりまして申し訳ありません。平成30年度議案23号につきましては賛成多数で可決でございますので、改めて報告いたします。申し訳ございませんでした。

再度、第23号については賛成多数、第24号につきましては全員賛成、第25号につきましては全員賛成ということでございました。申し訳ございませんでした。

以上で報告を終わります。

（予算特別委員長 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これら議案4件につきましても、委員長の報告のとおり全員での審議でございましたので、質疑を省略し、これより議案第22号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

これより議案第23号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

この粕屋町後期高齢者医療制度特別会計の反対討論を行います。福岡県の後期高齢者医療制度も含め、制度そのものに対する廃止と、もとの老人保健制度に戻すことについてを含め反対討論を行います。

今回、福岡県の高齢者医療保険料が発足当時の均等割が5万935円でありました。改定されるごとに引き上げられて、30年度が7万7,140円になります。これまでも何度も値上げがされ、保険料が上がり、全国トップレベルと言われる福岡県の保険料であります。これからは特別軽減措置が段階的に配置されていくということになりますので、更に負担が増えるという状況になっていきます。当時この制度が発足したときは、政府は高い保険料に対して特例措置として軽減制度を導入せざるを得なくなって、均等割でも7割、5割、2割、更に特例として7割軽減を設けるというようなことで軽減策をとりました。ところが、この特例軽減措置が段階的に今年度から廃止されていくということになります。所得割額の5割軽減措置が2割軽減に縮小されて、来年度に廃止されるということです。この影響で年金収入単身者で211万円の場合は、28年度7万7,261円だった保険料が今年度は9万6,514円、2万円近く高くなることになります。30年度は10万7,682円引き上がり、2年間で1.4倍になると言われております。均等割の9割軽減が今年度7割軽減とされ、30年度は5割軽減まで軽減されます。これによって年金収入169万円の単身者の場合は26年度から今年度、1万6,825円と1万1,000円引き上げられます、28年度5,608円だったものがですね。30年度は2万8,042円となり、2年間で保険料は5倍に跳ね上がる言われております。年金収入で211万円とか160万円というのは低所得者の負担の公平性という点から見ても、年金が引き下げられていくという状況

から見ても、後期高齢者の保険料が負担になってきているということは明らかです。

福岡県が設置している財政安定化基金、約62億円今回積上げられます。連合が剰余金として活用している運営安定基金も約60億円積上げられるということになっております。これらの基金を使えば、保険税は引き下げることができるということにもかわらず、今回基金の活用をせず保険料は引き上がっていくという状況になります。

このような高い保険料が払えずに、3箇月しか利用できない短期保険証になった高齢者が増加しております。粕屋町でも28年度26人となっております。これが、特例軽減措置が廃止されていくことになれば、更に短期保険証、保険料が払えない、このような事態が増えていきます。正に発足当時から高齢者いじめと言われております。うば捨て山制度だと言われて問題になりました。これが現実的になってきているという状況であり、このような世界にも類がない希代の悪法であると、75歳以上を切り離す、このような後期高齢者医療制度を廃止するということと併せ、この議案も含め、制度そのものに対する反対討論といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

これより議案第24号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、議案第25号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第26号平成30年度粕屋町水道事業会計予算について、議案第27号平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 小池弘基君 登壇)

◎予算特別委員長(小池弘基君)

議案第26号平成30年度粕屋町水道事業会計予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議と経過についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

収益的収支につきましては、収入が10億3,827万5,000円、支出が9億1,253万7,000円で、資本的収支につきましては収入が410万円、支出が4億1,530万7,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び建設改良積立基金等で補填するものであります。

審議においては、質問や意見等は出ませんでした。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第27号平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議と経過についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

収益的収支につきましては収入が13億2,660万5,000円、支出が13億3,227万円で、資本的収支につきましては収入が8億6,329万2,000円、支出が11億1,809万3,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び減債積立基金等で補填するものであります。

審議においては、質問や意見等は出ませんでした。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

これら議案2件とも、委員長の報告のとおり全員による審議でございましたので、質疑を省略し、これより議案第26号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

これより議案第27号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、決議案第1号粕屋町西部地区に民間の保育所を誘致することを要望する決議を議題といたします。

先ほど会議の冒頭、趣旨説明及び質疑まで終えておりますので、これより決議案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

9番川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

粕屋町西部地区に民間の保育所を誘致することを要望する決議、これに反対します。

私は数年前から、柚須区や乙仲原西区に子どもたちが多く、新たな保育所建設の必要性を何度となく一般質問でも取り上げ、要望してきました。柚須区の中には相応しい農地もあるので相談に行かれてはどうかの提案もしましたが、この話は進みませんでした。従って、柚須区や乙仲原西区の地域に保育所が建つことについては大賛成です。

全員協議会の場でA福祉会の紹介があり、Sという会社の土地に保育所建設の説明がされました。その後は、町子ども未来課のほうに補助金の申請をされるものと思っていましたが、この決議案が提出されました。これはもう誰が見ても、このA福祉会を念頭に置いた推薦の決議になってしまいます。これは、してはいけない議員の口利き行為になってしまうのではないかと思います。本来、決議は全会一致の取り扱いが普通です。今回の賛否では5名ほどの反対であったと思います。決議の取り扱いとしてふさわしいものでしょうか、疑問に感じます。

更に、西小学校校区の関係のある議員4名がいるんですが、3名が決議に反対の立場をとっています。口利きの最大の問題があるからです。

以上をもちまして私の反対討論とします。

◎議長（山脇秀隆君）

今、不穏当発言があったというふうに思っております。口利きというのは議員が行政に対して紹介をするということだというふうに思いますが、そういうことを言っておられるのでしょうか。

9番川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

決議等で決議をする前に紹介があれば、やはり決議について、この決議はそういうA会社を念頭に置いた決議ではないかと私は思うわけです。

以上をもちましてそれが私の意見。

◎議長（山脇秀隆君）

ここで判断してもしょうがないんで、その辺はまた後日討論をしたいと思imasuので。考え方が違うように感じますので、それはそれで聞いておきたいと思imasu。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

7番木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

この決議文に賛成の立場から討論をいたします。

本年度予算を見ても、待機児童対策に向けた大きなものはなく、増え続ける待機児童をどのようにするのか不安を感じております。保育所に入所できない方から

も、今までたびたび相談を受けてきたこともございます。粕屋町としては早急な対策を求められる中、西部地域に保育所を建設したいとの業者がいらっしゃるとの説明を受けました。

まず、保育所に関しては議会としては請願を採択しており、その中にも待機児童対策として西部地域に新しい保育所を願う声がありました。これを機にスピード感を持って行政には対応してほしいとの思いがございますので、この決議文に関しては賛成といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

原案反対の方の発言を許します。

10番田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

私がこの議案に反対する理由は、先ほど川口議員も述べられましたように、先日22日の議員全員協議会、このときに、この議案が提出される直前に西部地区に保育所を運営したいという保育園の運営する事業者から説明がありました。そして、ぜひ町議会のご協力をお願いしたいと要請がありました。そして、この直後にこの決議案が提出されたということです。私たち町議会議員、そして町議会として特定の事業者の要請を受けて、事前に説明を受けて、その仕事を行政に対して要望するという事は正しくないと考えます。

私は、西部地区に民間保育所を誘致することは大賛成です。一般質問でも質問もし、そして今まで7年前にも篠崎前町長の時にも中央保育所の民営化を提案されたときに、待機児童解消のためには町が公募して西部地区への民間保育所を誘致すべきと提案しました。そして、今回も待機児童解消ということでの請願ということで、保護者の人たちが集めた、この西部地域に民間保育所を誘致してほしい、このようなことが町立保育園の存続、建替えと併せて9月議会に提出され、採択されました。この請願の趣旨にありますように、待機児童解消のために西部地区に保育所を誘致する、このことを9月議会後に町が取り組むべきだったと思います。去年は229人、今年241人に上る待機児童が出ております。保育所に入所できない待機児童解消のためには、町としての行政責任が求められているわけです。それなのに、因町長は昨年9月にこの請願を受けた後、議会で決まった後、真摯に受け止めて対策を打つということをお怠ってきたというふうに思います。

私は特に、民間の保育所を運営する事業者が、町に認可保育所の申請を提出すれば、書類上に問題がなければ行政が受付けて認可保育所に対する町の義務的責任を果たす、このことこそ地方自治体の公的役割だと考えます。町議会や行政にかかわって認可保育所を誘致するというようなやり方ではなく、町議会が請願を採択したこ

の請願者の趣旨を実現していく、そのためにこそ行政が果たしていくことが求められると思います。

よって、今回の、町の公募による認可保育所の選定をしなくて、特定事業者の採用を前提とする、疑問を生じる町議会での決議には反対します。

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の討論の中にも間違った誤解があるというふうに認識をしております。この事業者を町に対して要望しているってことはしておりませんので、そこら辺も勘違いしないようにしていただきたいと思います。

続きまして、原案賛成の方の発言を許します。

5番安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

この度の粕屋町西部地区に民間の保育所を誘致することを要望する決議について、賛成の立場から賛成の討論をさせていただきます。

粕屋町にとって現時点での待機児童対策は喫緊の課題、並びに昨年9月議会において町立保育所存続を求める請願書採決においても、粕屋町議会として採択し可決したことを踏まえ、請願内容の保育所新規設立、実際に待機している保護者の中には西校区への新設を希望しているなど、新設場所に対するニーズに適合した新保育所の設立が適切であると請願内容であったこと、粕屋町の用途地域内容状況から、このたびの議案は喫緊の課題である待機児童対策にスピーディーに対応できるものと解釈しました。

運営される社会福祉法人におかれましては、障がい児保育には特に力を入れ、障がいを抱えている子どもが安心して生活できる環境の構築、職員の体制づくりを図っているとの説明でありました。

保育園児最大収容126名の定員であること、双方の説明内容を総合的に判断し、この度の決議案に対し、大変嬉しく大いに期待し賛同することから、一日でも早い開園を期待しながら賛成の討論とさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、原案反対の方の発言を許します。

14番本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

厳密に言えば反対ではないんですが、慎重にあるべきだと私は思っています。全員協議会で、ある法人の方が説明をされました。で、川口議員がおっしゃったように、その後この決議案が出るという流れの中で、私はいろいろその中で質問をいたしましたけれども、ある議員から不穏当発言をいただいて、かなり落ち込みまし

た。私が一番大切に思っていることは、ルールを崩さない。公募をすればいいわけで、当然町は4月から公募をかけて募集をして、その経過の中で決めて誘致をするということになればいいんですけれども、その全員協議会の中でも過去にあったことに対する発言もございました。そういう中ですんなりこの内容について私は心から、自分が西部地区に生まれていますので、あの状況を知っていますから、保育所ができるということは心から賛成しています。

ただ、この説明の最後のページにスケジュール表があるんです。当然そこで説明をしたということでこの業者の方は議会がこのスケジュール表を認知していると分かった上で決議案を出しているということを考えられる可能性がございます。その中に3月議会、それから5月に臨時議会、予算確定、6月に申請、補助金申請のスケジュール表まで用意してあるんです。それを私どもは後で気がついて、そういう状況なんですけど、あまり急がない、この決議文を出す、これは決議はもう当たり前のことで、誰が見ても西地域に民間の保育所がないっていうのはおかしい、やっぱり来てほしいというのは粕屋町民が望んでいることなので、ぜひそれは進めていただきたい。それは行政も十分知ってると思います。だから、私はこの決議案に慎重であってほしい。マナーをというか規則を崩さない形でやってほしいというふうに思うので、今は反対の立場に立ちます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

1 番末若憲治議員。

◎1 番（末若憲治君）

私も西部地区出身でございますので、我が地域に保育園ができることは非常に喜ばしいと思います。もう単純にやっぱり皆さんが望んでることなので、時間的なものをスピーディーに進めていただきたいと思います。ある特定の法人というか、そのためにということを皆さんおっしゃってますけども、私自身はやっぱり町民の粕屋町の子どものためにという思いでこの決議案に賛成いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより決議案第1号を採決いたします。

決議案第1号原案に賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

ここで議長が代表して、粕屋町西部地区に民間の保育所を誘致することを要望する決議文を読み上げます。

粕屋町西部地区に民間の保育所を誘致することを要望する決議。

国における待機児童対策は喫緊の課題で、平成30年度政府当初予算にも昨年を上回る施設整備費の予算措置がなされ、地方自治体に対する支援の強化が図られています。

町長公約である「福岡県で一番子育てしやすいまちづくり」では、この待機児童解消が喫緊の課題であることは明白です。

町執行部では、老朽町立保育所の建替え計画において、この待機児童対策を考えています。

しかしながら、町民による町立保育所存続の建替えを要望する請願が可決されたため、町当局も今後の方針に待ったをかけていると思います。

粕屋町における平成30年2月15日時点での待機児童は、1,585人の申し込みに対し1,344人が入所内定となり、241人を数えます。

平成29年度の待機は229人で、待機児童の解消には至らず、増え続けているのが現状です。

町立保育所の建替え計画は、開園まで早くても3年を要し、待機児童の解消には時間がかかり過ぎます。

早急な対策が求められている現状から、民間の保育所がない地域である粕屋町西部地区に民間の保育所を誘致することを要望するものです。

以上、決議する。

平成30年3月26日、粕屋町議会。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、意見書案第1号日本国憲法第9条の改憲構想に関する意見書（案）を議題といたします。

意見書案第1号については、開会日に提出者の趣旨説明及び質疑を終了しております。よって、これより意見書案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

9番川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、読み上げて賛成討論に代えます。

昨日の自民党党大会にて安倍首相は、憲法改正に関して自衛隊を明記することを呼びかけました。法律上の解釈では、後にできた項が優位に立ち、9条1項戦争の放棄及び2項の戦力の不保持、交戦権の否定が空文化されます。それは無制限の海外での武力行使の道が開かれる危機が明白となったことを意味します。安倍内閣の特異性の問題です。ごく最近、前文部科学次官前川氏に事業調査問題が発生しました。自民党の働きかけを受けた文科省が名古屋市の教育委員会に対し、執拗な調査をしました。憲法に反する教育への不当介入です。戦前の検閲を想起させる出来事です。また、森友、加計問題があります。森友問題の背後には、戦前復帰をもくろむ団体、日本会議の陰がちらつきます。森友問題で改ざんした文書に、安倍首相や麻生財務省や籠池氏らが日本会議の会員であることが述べられた記述が削除されましたが、日本会議を忖度しなければならぬほどの影響力を持っているのです。加計問題における新たな改ざん問題、それから科学技術関係の補助金の不正取得問題など、むちゃくちゃな不正なことが一挙に浮かび上がっています。今、安倍内閣の支持率はどんどん下がり、最新の支持率は30%の前半、日本テレビの調査では30.3%まで下がっています。明日の佐川前理財局長の証人喚問次第では20%台に落ち込むこともあり得ます。安倍内閣での憲法改正に反対が60%を越す状態ですから、自民党はこの論議をすることすらできない状態が当たり前ではないでしょうか。こうした状況の中で、何を血迷っているのか分かりません。

国際的に見ると、核兵器の禁止条約が成立し、9月20日に50箇国が批准し、条約として効力を発揮しました。残念ながら日本政府はこの条約を批准しないそうです。劇的に進む米朝間の問題ですが、オリンピックを機会に進み始めた米朝間の話し合いムードは新たな段階を迎えています。こうした国際的な流れは、戦争を回避する方向に舵を切り始めています。ただ安倍首相だけが制裁、制裁と叫んでいます。

面白い話がありますので紹介します。3月24日、先日の土曜日ですが、北朝鮮拉致被害者家族会元事務局長の蓮池透さんが東京都内で開かれた講演会で次のように発言しています。拉致問題は安倍政権の最重要課題だと思うがというのが、北朝鮮の脅威をあおっているだけで、本当に解決する意思があるとは思えないと。軍備増強

や憲法改正に拉致問題を利用しているように見えると。拉致被害者の家族の方からも批判的に見られています。

それから、もう一つ紹介します。これは西日本新聞の昨年(2015年)の11月20日付の記事です。福岡空港、米軍が重視とあります。福岡空港とありますが、板付飛行場と私たちは子どもの頃言っていました。福岡空港は、2016年の民間空港で米軍機の着陸回数が最多の66回だそうです。敷地内には米軍専用区域、板付基地があります。アメリカの国防省幹部は、朝鮮半島に近い福岡空港は戦略上重要、平時は商業空港として活用すべきだが、有事には板付基地の軍事機能を拡大したいと述べています。米軍機の民間空港利用は日米地位協定で保障され、出発30分前までに空港側に着陸を通告すればいいそうです。朝鮮有事では、福岡空港は戦時体制に入るんです。最も反撃を受ける度合いの高い危険な空港です。絶対に戦争を起こしてはいけません。

今、自民党はなぜ9条改憲問題を持ち出してくるのでしょうか。安倍首相の人気に乗かって、まあ現在下げ始めていますが、そういう今を逃しては二度と9条改憲の機会を訪れないと感じているのでしょうか。現在は焦っているんです。憲法は、政府を縛るものです。二度と戦争を起こさせないために、そして政治が国民の福祉や生活の向上を目指したものになるように願ってやみません。憲法の根幹をなしている9条の改憲は、絶対許してはなりません。

以上をもって賛成討論に代えます。

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

6番中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

賛成討論をさせていただきます。

私は、1月にコスタリカの奇跡というドキュメンタリー映画を見に行きました。その解説書に書いてある言葉ですが、中南米にある小さな国です。世界には、軍隊なしで国の平和を保ってきた国々がある。そんな数少ない国の一つで、1948年に常備軍を解体した国がコスタリカだ。コスタリカは軍事予算をゼロにしたことで無料の教育、無料の医療を実現し、環境のために国家予算を振り分けてきた。その結果、地球の健全性や人々の幸福度、そして健康を図る指標、これが世界ランキングにおいて世界一に輝いている。これがコスタリカという説明がありましたが、我が日本の憲法というのもやはり世界から見たらそういうふうな位置づけだったと思

ます。憧れの日本国憲法というか平和憲法、そういったことがこれまでの世界においてすごく憧れを持たれて影響を与えてきたんじゃないかと私は思っております。これは世界中の人もそう思ってるんじゃないかと思っております。もっとももっとこういうふうな状態が長く続いて、平和が訪れるというか平和が続くということを私は祈念しております。

そういった意味で、この賛成討論をさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成少数であります。よって、意見書案第1号は否決されました。

再確認します。賛成6で賛成少数であります。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、請願第1号「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願第1号につきましては、開会日に紹介議員による趣旨説明及び質疑を終了しております。よって、これより請願第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7番木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

請願に反対の立場から討論をいたします。

平成30年度の国の予算に教員の事務負担を軽減するためのスクールサポートスタッフが盛り込まれ、また英語を専門的に教える専科指導教員が平成30年度から配置される見込みで、学校教育を取巻く様々な課題がある中で着実に進んでおります。また、今回の請願に関しては平成23年の法律の附則に検討していくとなっている中で、恐らく財源の問題等で実現できないのではと思っております。早期に推進して

いくべきことではと思っておりますが、粕屋町においてこの問題を考えましたときに、現在でも教室が不足する中で改修工事を毎年行っている状況、そして予算の時にも話が出ておりましたが、教員の不足がございます。我が町は昨年と同じ請願を採択しておりますが、この1年で粕屋町の現状としては変わっていないのではと考えております。前回の請願審議の際も同様の理由で反対いたしました。この1年もまた同様の状況になるのではと考えますので、継続審議を希望したいのですが、賛成か反対しかございませんので反対とさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

10番田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今、教員の多忙化も含め、学校職場、現場での問題というのは社会問題化しております。これはなぜそういう事態になるかというのは、やはり教員の数が足りない、そして子どもを少人数で学ばせる、そういう条件整備、環境整備が必要だということだと思います。

国は、この環境整備をするということで、2011年には、まあこれは民主党政権のときでしたが、全会一致で法律で小学校1年を35人学級にすること、そして附則で小学校2年以降も随時改定をして検討を実施していくということだったんですね。それが、残念ながら安倍政権になって財務省、政府が35人学級を止めるという事態になったんです。そういう点で、それ以上に財務省が文科省に対して少人数学級がよかったのかどうか、35人学級はどうなのかということで意見を述べて、そして小学校1年も40人学級に戻せと、教員ももっと減らせというようなことで、この子どもたちの教育現場に対する介入、そういう点では予算を減らしていくということも含めて行なってきたというふうに思うんですね。

今は、世界的に見たら、どこも少人数学級の方に進んでいるんです。欧米では1学級30人以下が当たり前、韓国でも35人学級、そういう編成を目標として取り組んでおると。正に今世界的にも子どもが、そして学ぶ場所をどう国が、また国民全体がそれを保障していくかという動きなんですね。そういう点では少人数学級について政党とか国会議員とか、そういうようなレベルでなくて、正に今PTA全国協議会とか校長会、教頭会、教育委員会の協議会、さまざまな組合、教職員組合も含めた団体が要求を出しているという現状なんです。全国知事会も中・長期的な教職員定数改善の要求を早期策定を求めるということになっておる。そういう点から見ても、予算をどうつけるかという問題があります。それは、先ほどから言いましたこの少人数学級をしていくための予算、これは町がつけるということじゃなくて国が

つくる、そのための意見書なんですね。国に対してもこの予算を増やして、そして教員を増やし、少人数学級が実現できる、そういう方向にすることを求めとんですね。

そういう点で言えば、私もこの小学校1年生が35人学級になっていくということから見て、文科省の資料を手に入れます、国庫負担がどれだけできるかというのがあります。小学校2年から毎年1学年ずつ35人学級を法律で実施するに当たって国庫負担ということを試算されたのを見ると、2017年、22億円、18年、34億円と。まあ言えばこの金額を予算化するというので、それとあわせた地方での負担もそれは付随して出てくることもあります。しかし、粕屋町で今必要なのは、このような国の施策として教室を含めた校舎を増やしていくことによって少人数学級を実現していく。その方向こそ国に求めていくことが必要だというふうに思います。それは学童保育の問題もあります、障がい者教育の問題もあります。特別学級の問題もありますね。こういう部屋が今足りないという状況、これが続いているわけです。そういう点では根本的に国が少人数学級を実現していくことと併せた、そういう施策のもとにおいて実現していくことが大事だと思いますね。

そういうことから見て、今私たちが地方議会の中でも国に対して意見書を提出していくことによってそれを実現していくことを求めていきたいということで、賛成討論とします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択となりました。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、陳情第1号おたふくかぜワクチンの接種費用に対する公費助成を求める陳情を議題といたします。

本陳情における提出者の趣旨説明及び質疑は既に終了しております。よって、これより陳情第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

7番木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

賛成の立場より討論をいたします。

提出者である舎川氏からの説明を受けました。2015年から2016年にかけて発症したムンプス難聴の大規模全国調査の結果を見て、また舎川氏の糟屋郡における調査、そして国もこの予防接種に関しても定期接種を考慮しているということを考えて、子どもの多い我が町において、早期にその助成を行ってはと考えました。宗像市と福智町においては助成を行っているようであります。今回、粕屋町が助成を始めるといたしましたら、ワクチンの一過性の不足が発生しないかとか、そういうことも考えておりましたが、ムンプスワクチンに関しては任意接種でありますし、対象年齢及び助成金に関しても考慮していけばいいのではというふうに考えております。

以上より賛成討論といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、陳情第1号は原案のとおり採択されました。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、本日追加の議事日程第7、「町立保育所の建替・民営化に関する特別委員

会」委員長からの報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

本田町立保育所の建替・民営化に関する特別委員会委員長。

(町立保育所の建替・民営化に関する特別委員長 本田芳枝君 登壇)

◎町立保育所の建替・民営化に関する特別委員長（本田芳枝君）

3月22日の特別委員会において、委員会採決で廃止という決定を受けて、本委員会に付託された調査事件について、調査の経過と結果を決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

まず、設置に至る経過。

平成29年6月議会の厚生常任委員会で、町執行部は仲原、中央保育所に関して老朽保育所建替え計画を提案しました。建替えの主な方針としては、1、老朽化している2保育所について同時進行で建て替えを行う。2、公募により事業者を選定し、民間へ移譲する。3、増加する待機児童の解消に向け、建替えに伴い定員増を図る。4、仲原保育所の建替えに当たっては用地拡大または近隣へ移転。5、中央保育所は現在地に建替える。開園時期は平成31年4月。財源は保育所等整備交付金を使うので、民営化による建替えというものでございました。

厚生常任委員会として、今後の流れとしては保護者説明会を終えて8月から公募を開始するという事だったので、公募に当たっては建替え、公募の方針を策定。それを受け選定に必要な民営化運営者選定審議会開催の準備を進める。予算措置は当初予算には組んでいなかったのとおりあえず流用、9月補正で予算化するという報告を受けました。

以上の説明を受け、職員への通知、保護者説明会はこれからということでしたので、厚生常任委員会としてはその結果を見て今後の方向性を打ち出すことにしていました。

開催された保護者説明会では、町長、副町長の不在ということもあり、保護者から、突然でびっくり、障がいがあることで私立保育園の入所を断られて町立保育所に通園している児童の保護者の参加が目立ち、民営化すると行き場がなくなるという不安の声が多く出されました。

そのような不安の声を受け、急きょ7月4日に厚生常任委員会を開き、町長自身からの説明を要望し、また保護者の意見を議会としても聴く必要があるということ校長会の提案など、また過去の議会のいきさつからも特別委員会の設置を要望するということになりました。全会一致での提案でした。

それを受けて7月6日に開かれた臨時議会では、保育所の件は本来厚生常任委員会の所管事務ですが、2つの点を上げて特別委員会の提案をいたしました。1、計

画どおりに進めば町立は1箇所しか残らないことになるので、過去2回粕屋町議会が採択した町立存続の請願との整合性はどうか。2、選定委員会の経費は当初予算では上がっていない。9月補正でという処理の仕方、また公募、開園時期など計画全体が性急過ぎて保護者の不安が大きいことなどが懸念され、以上のことを検証するために議会全体で審議すべきではないかと特別委員会の設置を提案し、12対3で賛成多数の可決となりました。

審査の経過といたしましては、計7回の特別委員会を開いています。その間に平成29年7月22日と29日は意見交換会を、最初は議会報告会特別委員会の主催でしたが、結果的にはこの特別委員会が主催するという形で2回、保護者の意見を聴く会をいたしました。それから、平成29年9月20日に、その時に議会に出された子どものみらいを考える会の方たちの請願をここで審議をいたしました。

以上の経過を経て、この特別委員会としては現在に至るわけですが、3月22日、第7回特別委員会において、1と2に関しての取組を終了してはどうかという提案があって、そのことを審議しました。1に関しての取組、つまり計画どおりに進めば町立は1箇所しか残らないという内容ですが、9月議会にて粕屋町子どものみらいを考える会より請願が出され、採択いたしました。その内容の中に町立保育所の3園の存続と建替えの検討が盛り込まれていた。その請願を採択した粕屋町議会は、過去2回の請願採択後と同様に町立保育所の3園存続、そして老朽化した仲原、中央保育所の建替えを町立で行うという選択を議会はしたことになり、町執行部の民営化の提案に関しては否決するという流れができました。それから、2に戻りますが、選定委員会の経費など、ほかの件も併せて2に関しての取組としては、9月議会の補正予算委員会において議会からの提案で就学前児童施設運営審議委員会等委員報酬6万3,000円を減額修正することになりました。これで平成29年度の事業者選定委員会の9月補正での予算化はできなくなり、以後12月議会でも今3月提案の平成30年度の当初予算にも民営化に必要となる事業案の提案はありませんでした。

1と2の取組の結果によって、平成30年において昨年6月議会で提案された老朽町立保育所の建替え計画は実行される見込みは非常に少なくなったということで、以上をもって昨年7月6日から続いた当町立保育所の建替・民営化に関する特別委員会を廃止することに決定いたしました。

以上でございます。

(町立保育所の建替・民営化に関する特別委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、本日追加の議事日程第8、「町立保育所の建替・民営化に関する特別委員

会」の採決を議題といたします。

ただ今本田委員長のほうから調査報告をもって町立保育所の建替・民営化に関する特別委員会での調査終了の報告がありました。

質疑及び議討論を省略し、これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は調査終了であります。本案は委員長の報告のとおり調査終了と決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

賛成多数であります。よって、町立保育所の建替・民営化に関する特別委員会での調査は終了することに決定いたしました。

◎4番(鞭馬直澄君)

(動議の挙手あり)

◎議長(山脇秀隆君)

動議。動議の内容を言ってください。

4番鞭馬直澄議員。

◎4番(鞭馬直澄君)

ただ今町立保育所建替・民営化に関する特別委員会が廃止されました。この件に関しまして、新しく町立保育所建て替えに関する特別委員会を設置し、老朽化した町立仲原保育所と町立中央保育所の建替えに関する諸問題を調査研究することを望みまして、動議を提出いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

具体的にいいですか。

◎4番(鞭馬直澄君)

具体的には、名称は町立保育所建て替えに関する特別委員会。目的は、老朽化した町立仲原保育所と町立中央保育所の建替えに関する諸問題を調査研究するためということでございます。

◎議長(山脇秀隆君)

所定の賛成者が要りますので、賛成の方は起立願います。今の動議に対する人数が要りますので、起立してもらっていいですか。2名以上いればいいです。

(賛成者起立)

◎議長(山脇秀隆君)

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

よって、ただ今町立保育所建て替えに関する特別委員会設置のことが出ましたので、内容を調整したいので、ここで暫時休憩をしたいと思います。動議。

◎ 11 番（福永善之君）

発議になると思いますので、文書で出していただくようにお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩の間にじゃあ作っていただくように、よろしいですかね。

それでは、お昼も過ぎておりますので、ここで昼休みをとりたいと思いますので。再開を1時半にしたいと思います。1時半をもって再開をいたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時35分）

（再開 午後2時45分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

先ほど鞭馬議員のほうから動議が提出され、そのほかに1名以上の賛成者がありました。書面において、町立保育所の建て替えに関する特別委員会を設置することについてを皆さんのお手元に配付しているとおりであります。

ここで、議会運営委員会を開きますので、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時46分）

（再開 午後3時07分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

追加の議事日程第9、町立保育所の建て替えに関する特別委員会を設置することについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鞭馬直澄議員。

（4番 鞭馬直澄君 登壇）

◎ 4 番（鞭馬直澄君）

長らくお待たせをして大変申し訳ございません。

それでは、趣旨説明をさせていただきます。

まず、10年前の平成19年7月3日に、提出されました粕屋町立保育所民営化の慎重審議を求める請願書を採択をしております。その次に、平成23年2月23日に出されました粕屋町保育所新設及び町立保育所の存続を求める請願書を、これも採択をしております。それから6年後にまた、昨年9月に粕屋町子どものみらいを考える会から出された粕屋町保育所新設及び町立保育所存続を求める請願書を採択いたしました。町は、仲原保育所と中央保育所建替えを急ぐ理由としまして、老朽化による雨漏りや建材、建具の劣化による破損や設備の故障が頻発しておると。従いま

して園児がけがをする危険性があるほか、衛生上も問題があると。随時補修では追いつかないという状況も把握しております。しかし、町の対策は待機児童対策も含めて前に進んでおりません。本年度の平成30年度の当初予算書においてもこの計画は見当たりません、ありません。町民の皆さんが要望している緊急かつ重大な課題であると私は捉えております。

昨年の6月に町が提案した、老朽化した仲原保育所と中央保育所の民営化による建替えではなく、仲原保育所と中央保育所を町立のまま存続して建替えることを早期に進めるため、今回採択した請願書の請願内容と請願項目を含めた諸問題を調査研究する特別委員会の設置を提案いたしました。

以上が趣旨でございます。

(4番 鞭馬直澄君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の説明に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

それでは、二、三、質問をさせていただきたいと思いますが、まず1点目は今までありましたこの保育所建設っていうか建て替えの特別委員会を本定例会で一応廃止をしたというところが一つあるんですけども、その流れと今回設置する町立保育所建て替えに関する特別委員会設置というところの違いであるとか、またその目的。今、趣旨説明の中で、口頭では保育所を公設のまま建替えるといった話が出ましたが、この設置することの、ペーパーで今出てますけども、この目的が非常に分かりづらい。公設といったところが何も明記されていない。その辺のところも併せて説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

4番鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

まず最初の、今までの特別委員会との関連でということでございますけども、今までは民営化が入ってましたですね。これがもう民営化は請願によって、請願を通してますので、民営化の建て替えはもうないということでございますので、町立の2つの保育所をしっかりと早く建て替えると。そのための特別委員会の設立でございます。

あと何でしたっけ。

◎議長（山脇秀隆君）

違いですね、前回と、廃止した特別委員会との違い。

◎4番（鞭馬直澄君）

それは、今言ったようなことが民営化の建て替えじゃなくて町立保育所の建て替えをしっかりとやっていこうという、この違いですから大きな違いだと思います。

それからもう一つは早くそれを、10年前、6年前と長い間これ懸案になっておりますので、やっぱりそこはもう老朽化もひどくなっているので、待機児童対策も含めて早急に建て替えるべきということでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

もう一点は、要約すると、この文言からすると町立でも民営でもいいような捉え方になるのではないかというようなことだったろうというふうに思います。

◎4番（鞭馬直澄君）

目的のところですか。

◎議長（山脇秀隆君）

はい、この文言だとですね。

◎4番（鞭馬直澄君）

具体的にですね。そこは趣旨説明の中で説明させていただきましたけれども、仲原保育所と中央保育所を町立のまま存続して建て替える委員会と、中身についてはそういう意味でございます。はっきりさせるためにはそういうふうに直したほうが、それはご指摘のとおりだと思いますので、そう直して結構だと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

直されます。

◎4番（鞭馬直澄君）

はい。

◎議長（山脇秀隆君）

再提出になりますけど。

◎4番（鞭馬直澄君）

趣旨が伝わっているから。

◎議長（山脇秀隆君）

後々見たときに、趣旨の説明を、このときに溯らなければわからないようなことに多分なるんだと思うんですよね。そういったときに、また人が替わったときとか、いやそういう意味じゃないだろうとか、そういうことがあるので、ここにその思いがあるのであれば、そういうのをちゃんと記述しといたほうがいいのではないかというご意見だと思います。どうされますか。

◎4番（鞭馬直澄君）

じゃあ、そこはそういうふうに変えましょう、町立で建て替えると。

◎議長（山脇秀隆君）

そうすると、また暫時休憩をして書面を書き換えるということになりますけど、よろしいですか。

◎4番（鞭馬直澄君）

大変皆さんに申し訳ないんですけど、そうさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、ただ今鞭馬議員のほうからそういったことを言われましたので、ただ今から暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時15分）

（再開 午後3時44分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

ただ今修正が入りましたので、修正部分も含めて再度、鞭馬議員のほうから提案理由を説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

（4番 鞭馬直澄君 登壇）

◎4番（鞭馬直澄君）

お待たせしました。

町立保育所の建て替えに関する特別委員会を設置することについての2枚目のところですけども、3番目の目的について、老朽化した町立仲原保育所と町立中央保育所を町立のまま建て替えることに関する諸問題を調査と研究するためいうことに改めましたので、報告申し上げます。

（4番 鞭馬直澄君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、引き続き質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

趣旨説明のところでは4番目、委員の定数が6名になっておりますけども、6名のところの趣旨説明をお願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

4番鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

委員の定数6名ということに関しましては、前の特別委員会が全員ということで

16名ということで、いろんな意見が出てくるということも一つのメリットかとは思いますが、この問題についてはもう10年以上前から課題になっておりまして、委員のメンバーを絞って素早く早く対応しなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういう面で6名ということにしております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

ほかに。

1 番末若憲治議員。

◎1 番（末若憲治君）

先ほどもちょっとお話が出たんですが、6名でやるということで、厚生常任委員会だとメンバーが7名、そのメンバーがそのままいってしまうと、もうほぼ厚生常任委員会というような形になるかと思うんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

4 番鞭馬直澄議員。

◎4 番（鞭馬直澄君）

そういうこともある可能性はありますよね。ですけど、やはり常任委員会のメンバーさんじゃなくて3常任委員会の中からバランスよく出てくるのが私はいいと思っておりますので、6名とさせていただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

ほかに。ありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本動議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、本動議に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより町立保育所の建て替えに関する特別委員会を設置することについての動議を採決をいたします。

採決は、押しボタンによって行います。

本動議に賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

賛成多数であります。よって、町立保育所の建て替えに関する特別委員会を設置することについての動議は可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午後3時49分)

(再開 午後4時19分)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、再開いたします。

町立保育所の建て替えに関する特別委員会の委員の発表を行います。順不同で行いますので、よろしくお願いいたします。

総務常任委員会から井上正宏議員、鞭馬直澄議員、建設常任委員会から久我純治議員、案浦兼敏議員、厚生常任委員会から本田芳枝議員、田川正治議員。

以上であります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、追加議事日程第11、町立保育所の建て替えに関する特別委員会の委員長及び副委員長の選任を議題といたします。

町立保育所の建て替えに関する特別委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

ただ今から、委員会開催のため暫時休憩をいたします。

(休憩 午後4時20分)

(再開 午後4時24分)

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、再開いたします。

特別委員会より委員長及び副委員長の報告がありましたので、読み上げさせていただきます。

町立保育所の建て替えに関する特別委員会の委員長に鞭馬直澄議員、副委員長に本田芳枝議員。

以上であります。

◎議長(山脇秀隆君)

閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

委員会の閉会中の所管事務調査は継続することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

異議なしと認めます。委員会の閉会中の所管事務調査は継続といたします。

現在、粕屋町町長職務代理者であります副町長から発言の申し出があつてますので、これを認めます。

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

平成30年第1回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますがご挨拶を申し上げます。

現在、町長が不在の状況となり、私が職務代理者を務めておりますが、本議会に提案いたしました20件の議案につきまして、慎重なご審議を賜りましたことを心よりお礼申し上げます。

今後も町政運営を滞らせることなく進めていくため、誠心誠意取り組んでまいります所存でございます。ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

◎議長(山脇秀隆君)

これもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、平成30年第1回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

ご異議なしと認めます。よって、平成30年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時26分)

会議録調製者 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 山 脇 秀 隆

署名議員 本 田 芳 枝

署名議員 末 若 憲 治